# 仮設団地から復興に向う住民の支援事業
# 報告書

## 災害時の福祉的支援の手引き
～連携・協働を目指して～

【連携団体】
熊本県地域密着型サービス連絡会
熊本県介護福祉士会
福岡県高齢者グループホーム協議会
九州ブロック小規模多機能型連絡会
チーム福祉くまモン
益城町災害支援福祉チーム

【実施団体】
**特定非営利活動法人コレクティブ**
〒861-8043 熊本市東区戸島西1-23-63
TEL 096-214-6600　Fax 096-214-6603
mail　info@kinasse.jp
http://www.kinasse.jp/

# ◆熊本地震への福祉的支援
# その実際と問われたこと

平成28年4月15日(前震)17日(本震)と2回の震度7、及び震度6も5回の被災を受けた熊本地震への支援を、発災以降約2年間一日も休まず継続してきた。
28年度、29年度の2年間WAMのご助成を受け、活動してきた中で、これからの熊本地震のような局地型震災への支援のあり方が見えつつある。
・災害派遣福祉チームによる支援の実際と問われたこと
・支援での「空白期」の状況と支援の実際
・支え合いセンター(サポートセンター)設置後の支援の実際
・復興に向けた支援のあり方
・今後の課題
こうしたことについて、下記の3部構成で報告する。

当報告書の目次


## Ⅰ　東日本と違った熊本地震(局地型地震)での「福祉的支援の手引き」

① 発災時 ……3
災害派遣福祉チームの必要性
DCATの在り方
DCATは普段の訓練こそ問われる

② 避難所から仮設へ ……11
移行期での空白を無くす
仮設団地での支援のあり方
自立につながる支援

③ 仮設団地から復興へ ……14
3極化する被災者
残される弱者
複合的支援の必要

## Ⅱ　本年度の取り組みと成果 ……16

委員会
ワンストップの支援　支え合いセンターと協働しつつも独自の支援
仮設団地の住民の自立・復興支援
学習会　15ケ所の仮設団地で合計年間30回実施
支援者研修

## Ⅲ資料 ……23

支援者研修会　資料の抜粋 ……24

熊本県での対策の見直し(抜粋) ……118
　避難所運営マニュアル
　災害派遣福祉チームマニュアル

事業を終えて

# Ⅰ　熊本地震から　福祉的支援の手引き

日本ではいつどこで災害が起きるかわからない。東日本大震災では東北の太平洋側全県を大津波が襲い、震災による死者・行方不明者は1万8,434人、建築物の全壊・半壊は合わせて40万2,699戸に及んだ。一方、熊本地震では、震度7が2回、震度6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生し、熊本県で合計50人の死亡（直接死）、200名以上の関連死があっている。また、住宅の全壊・半壊は4万3,310棟に及んでいる。頻発する余震（発災後15日間に震度1以上が2，959回発生）が続いたのも特徴である。

## 局地型地震

熊本地震の支援に際して、「東日本大震災と同様の支援を」との声もあるが、明らかにその規模、被災状況も異なる。どちらかと言えば中越地震に近い。今後日本で生じる地震は大津波に襲われるような大規模震災と熊本や中越地震のような局地型地震に大別されるように思う。東日本大震災については、既に7年を越えの復興に取り組まれている。

ここでは、東日本と違った熊本地震での福祉サイドでの復興支援のあり方を実践の中から明らかにし、今後の災害に備えるヒント集になることを目指した。

災害時の支援ネットワーク

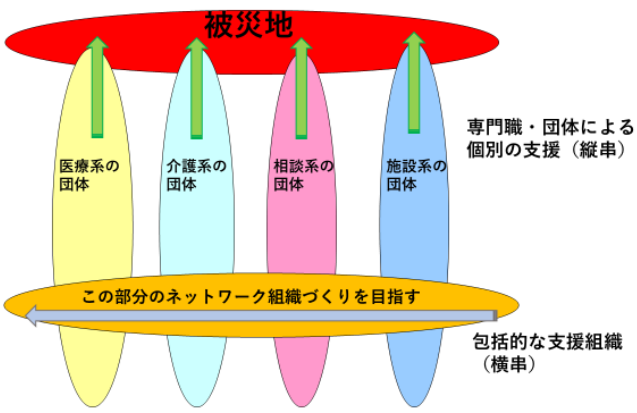


## Point

1. 災害時には、横の繋がり、連携・協働が問われること。
2. 下記の図のように、状況に合わせた支援、取り組みが必要である。
3. それは、復興に向う、地域の創生を目指すことである。

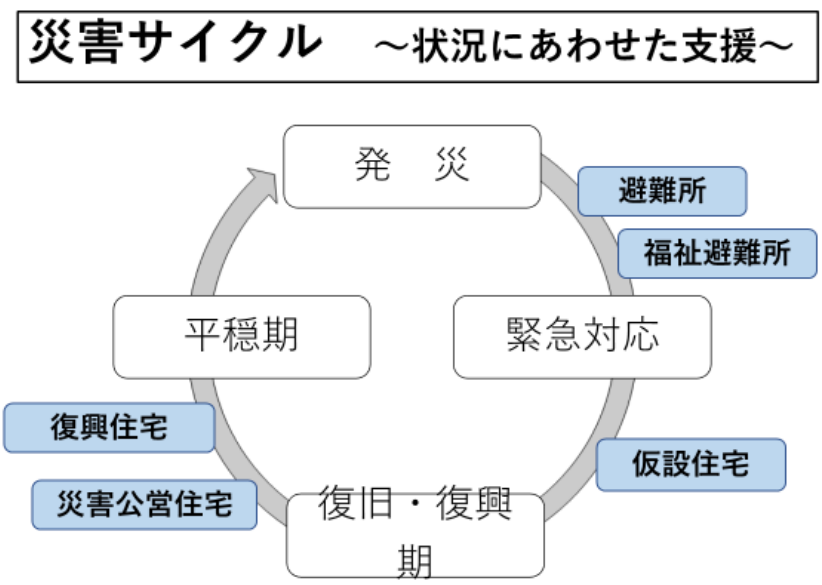

# ① 発災時の支援

## 初出動
## DCAT（災害派遣福祉チーム）の活動
### 28年4月25日～7月

当NPO法人コレクティブは、熊本県DCAT(災害派遣福祉チーム)地域密着型サービス班の事務局として発災当初から災害支援に関わってきた。

最初の10日間は、熊本県地域密着型サービス連絡会と全国の小規模多機能やグループホームの仲間たちと、被災した仲間の事業所への支援を行った。

しかし、私たち地域密着型サービスが支える利用者は、多くが避難所へ避難した。しかも「福祉避難所」ではなく、小学校の体育館などの「一般避難所」に多くの方が避難していた。

**一般避難所に避難した在宅の要介護者**

そこでの要介護者は、医療関係者の「トリアージ」により、県外の遠く離れた施設へ強制的に移動させられようとしていた。住み慣れた町で、親族や知人・友人と過ごしたいとの願いは、非常時だということで無視されようとしていた。ここ避難所こそ福祉・介護の生活を支える専門職の支援が必要と感じた。とりわけ被害が一番大きかった益城町へ集中して支援に入る必要が問われた。

そこで、熊本県知事の指令を受け、熊本県DCATとして支援に当たった。この熊本県DCATは、地域密着型サービス班のみが出動した。私たちの力は微力であるが、全国の多くの団体の方々と連携・協働すれば一定の支援活動はできるとの確信があった。

【熊本県の資料より】

# 災害派遣福祉チームの必要性

被災地への支援は、DMATとして先ず医療の支援が入る。命を救うことが最優先である。しかし、それと並行して生活への支援が必要になる。生活には一日の休みもない。DCATは、その生活支援を担うものである。

生活支援は、相談から始まる。被災時には諸々の課題がある。健康面、被災届や諸手続き、福祉・介護、家族問題、精神的不安等々が噴出する。被災下で公的なサービスは多くが動いていない。介護サービスも動けずにいる。

## 熊本地震での介護サービス等の状況

益城町の在宅介護サービスは、ほとんどの事業所が機能マヒに陥った。　事業所の電気も水道もガスもストップし、電話もつながらない。スタッフも自宅が全壊し、住むところもない。被災が少ないスタッフも交通が麻痺し出勤できない。

ケアマネも動けない。動こうにも対象者が避難所や各々の関係者のところに避難しているために把握もできない。

デイサービスが再開したのは、ほぼ1ケ月後である。(水道が出ず、トイレ使えない、風呂出来ない、送迎不能、食事も出せない、スタッフいなかったからである)
ホームヘルプは更に悲惨である。対象者の所在もわからない中で、登録ヘルパーの皆さんは仕事がない状態が生じた。一部の方は転職するしかなかった。

また、余震で屋内には入れない方も多かった。余震が続き、恐怖のため、車中泊やテント生活の方が多く、在宅の要介護者の安否確認も難しかった。

## DCATの必要性

平常時であれば、長らく住み続けた自宅に住み、家族やご近所の方々に支えられどうにか暮らし続けられた方々も、避難所で環境は一変する。自宅では自力でどうにか暮らせる方が、人の助けがないとトイレにも行けなくなる。不安とショックで平時にはできていたこともできなくなる。まして、要介護の皆さんは、より支援が必要になる。

避難所では、認知症の方のいわゆる「徘徊」が生じたり、「不穏行動」が出現する。避難所こそ福祉専門職の必要が問われる。

■災害医療では困難だった災害時要援護者の課題見極め
⇒緊急医療中心のDMATや医療救護班では、介護や障害等の課題把握は困難。
⇒保健師はいても、限られた人数であり、福祉サービスに結び付けるにも課題。
■避難所の混乱
⇒避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極め進まず。また、それができる人材の確保も進んでいなかった。
・・・結果、避難所は混乱、その余波は福祉施設へ。避難所の環境整備が進まないことによって、状態が悪化する人々も出てきた。
■進まなかった福祉避難所の開設
⇒二次的避難所である福祉避難所の指定は進まず、体制・運用方法にも課題有。重度の者は福祉避難所ではなく施設の緊急入所対象となっていた。
・・・実際には緊急入所では賄いきれず、福祉避難所の脆弱な体制では支えることが困難。人員の量的充実が不可欠。
サービスに結びつけるには、災害時にも能力を発揮できる福祉専門職の存在が不可欠。
それまでも応急期における福祉の重要性に言及していたものの、機能する体制となっていなかった
(株式会社 富士通総研 行政経営グループ
チーフシニアコンサルタント　名取直美氏)

# DCATのあり方

## 当初出動見送りとなったDCAT

今回の熊本地震で熊本県災害派遣福祉チーム(DCAT:Disaster Care Assistance Teamを略したもの)は、当初出動しなかった。熊本県DCATは、現在も同じであるが県内のサービス種別の団体と協定を結んだ縦割りの組織となっている。地震発生後、熊本県よりDCAT構成団体へ「出動待機」の指示がでるも、1回目の予震後先遣隊の派遣を行うも必要なしとなり「待機解除」となる。待機解除後、各団体はそれぞれで各団体関係事業所の支援に動いた。そこで本震が襲うが、既にそれぞれが支援活動に動き始めていたために、出動指示は見送られた。

| | 先遣隊 | | 支援隊 | |
|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 主な登録職種 | 人数 | 主な登録職種 |
| 県老人福祉施設協議会 | 77 | 社会福祉士、介護支援専門員 | 153 | 介護福祉士、介護職 |
| 県老人保健施設協会 | 25 | 理学療法士、介護職 | 53 | 介護福祉士、理学療法士 |
| 県療養病床施設連絡協議会 | 11 | 医師、事務職 | 38 | 看護師、理学療養士 |
| 県地域密着型サービス連絡会 | 23 | 介護支援専門員、社会福祉士 | 44 | 介護福祉士、介護職 |
| 県身体障害児者施設協議会 | 21 | サービス管理責任者、相談支援専門員 | 45 | 生活支援員、介護職 |
| 県知的障がい者施設協会 | 10 | 生活支援員、相談支援専門員 | 39 | 生活支援員、介護福祉士 |
| 県精神科協会 | 3 | 社会福祉士、作業療法士 | 60 | 看護師、精神保健福祉士 |
| 合計 | 170 | | 432 | |

(熊本県DCATの構成と登録者数H28.3.31現在)

## 派遣基準

熊本ＤＣＡＴの派遣基準は、次のいずれかに該当するとき
ア　県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、知事が熊本ＤＣＡＴを派遣する必要があると認めるとき。
イ　県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して熊本ＤＣＡＴの派遣要請があったとき。なお、派遣要請は原則として熊本県災害派遣福祉チーム派遣要請書（別記第５号様式）によるものとする。
ウ　県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して熊本ＤＣＡＴの派遣要請があったとき。
【熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱　第４】

## 現場の必要性から派遣へ

避難所の状況を把握すると、そこへ支援に入る必要が出てきたが、避難所への支援は、それぞれの避難所の管理者に理解されず入れない状態であった。そこでDCATの活動に結び付いた。発災から10日後の平成28年4月25日であった。

更にそこに、岩手県の災害派遣福祉チームの先遣隊が到着し、協働することとなった。

## 広域派遣の必要

「岩手県災害派遣福祉チームが熊本県入りした直後に、ようやくその日より活動開始した熊本DCATの数名と県庁で会えたものの、多くのチーム員が被災していることから他県の事業者系団体の人員を含んで立ち上げた状況を確認しました。そこで、熊本県とも協議を行い、災害時の知見を多く持つ岩手県災害派遣福祉チームが熊本DCATと協働して支援を展開することとし、地域の実情に精通した熊本DCATと岩手県の被災経験と訓練ノウハウが融合した支援が可能となりました。」
「この取り組みは、熊本県より依頼のあった益城町で行われ、5月中旬まで続いた岩手県災害派遣福祉チームの第5次までの派遣だけでなく、同じく熱心に取り組んでいた京都府による5月末までの災害派遣福祉チームの第3次までの派遣へと展開されました。これは被災地で減じた機能を広域間で自律的な支援を行うことで補完・代替するとした本来の広域支援の姿であり、今後想定される大規模災害の対応策として数々の示唆を与えるものでした。」
【参考引用文献】(株)富士通総研 公共事業部 シニアコンサルタント 名取直美氏資料

# 避難所での支援の実際

## DCATの役割

下記のような役割がある
○避難者等の福祉ニーズの把握
○要配慮者のアセスメント⇒専門へつなぐ、環境整備(例:障碍者用トイレの確保)等
○避難所環境の整備、応急的支援
○行政・関係機関との連絡調整

## ニーズの把握、ワンストップの支援

避難所でのニーズの把握は、ただ待受けだけではできない。支援を必要としている方々のところへ出向くことが必要である。巡回し顔なじみになりながら、話を聞き、支援につなげていった。その相談一つひとつに対しては、答えを出し支えることが問われる。不安な状況の中で、曖昧な話では支援にならない。
そこで私たちは、相談即支援即ちワンストップの支援を目指した。
私たちで支援できないことは「つなぐ」形での支援を行った。

## 窓口としてのさしより相談処

避難所の一つに「さしより相談処」を開設した。
また、6月には「相談処」を発展させ益城町の事業として「益城町総合相談窓口」を開設した。
(連携・協働の必要の項参照)

## 地元のDCATと広域からの支援の役割分担

熊本県DCATは、必要に迫られ活動し始めたが、県内の登録者で活動に参加できる方は少なかった。そこで全国からの支援者も含めてチームをつくることになる。
また、岩手県の災害派遣福祉チームは、先遣隊を岩手県の持ち出しになることも覚悟して派遣してくれた。
ここで、被災地のDCATと広域からのDCATが合流する。
役割は自ずと決まる。地元の実情に詳しく，地理にも明るい地元チームが全ての避難所を巡回する。相談窓口と拠点の避難所は、県外チームが担当した。
活動開始から7月末までの、DCATとしての相談件数は697件、見守り・具体的支援は1952件であった。DCATの派遣メンバー数は延べ1640名であった。

## 活動の実際

毎日　生きる意欲をなくしていく方々
認知症の奥さん、精神障がいの娘さん　：おじいちゃんと複合的課題を抱えた世帯の支援では、キーパーソンのおじいちゃんの生きる意欲を引き出すために、いろいろの取り組みも行う。
⇒ビニールハウスでの草取り、野菜の収穫、近くの事業所での入浴支援等

子供たちも・・・専門職は、避難所で顕在化する障害児を発見しフォローし、専門機関へつなぐ
⇦2～3名のグループ×5チーム で益城町の11ケ所の避難所
各グループの責任でベターな支援を目指した

生活支援と医療的支援の違い
「食事が食べれない」とき保健師さんたちは「おかゆを準備」しかし、食べれない
私たちは、「何がやりたいか」聞き出し、「料理を創りたい」に付き合う。生きる意欲が出てきて、食事もできるようになる。

## 避難所での環境整備

トイレも障がい者用トイレが使えない状態であった(左の写真)ものをプライバシーを守れるように整備

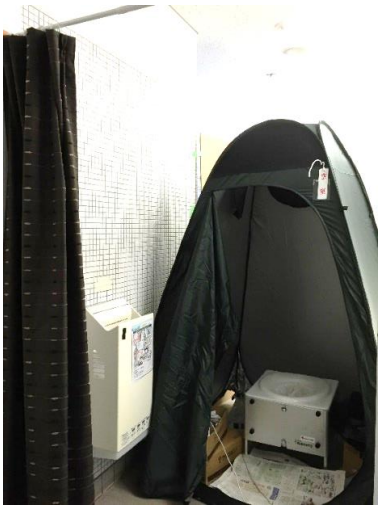

(ポータブルトイレへテント、しかし障がい者はテントを閉めれない)

## 孤立する仕切り

避難所はカーテンの仕切りが入り、プライバシーの保護が行われた。
一方で、高齢者や要配慮者の方々の姿が見えにくくなった。
そこで、一緒に掃除や体操を行い、交流を図った。

## 避難所での生活の支援

避難所でも「〇〇したい」の望みはある。避難所だからこそこれまでの暮らしの継続を望む。しかし、実現できないと諦め、その結果生きる意欲もなくしていく方があった。益城町は33,000名程度の農業の町である。畑仕事や漬物づくりなど生きる力を創り出す取り組みも行った。

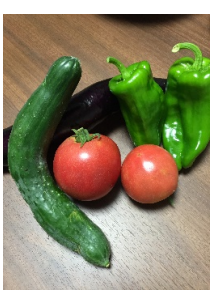

## チームでこそできること

支援者それぞれの力を生かし、これまで未体験のことにもアプローチし、避難者の支援に当たった。

# 連携・協働の必要

## 被災地支援では連携・協働が問われる

それぞれの場面で連携・協働が問われた。
災害支援は、多様な団体が支援に入り、その支援する場(例えば○○避難所)は△団体といった「縄張り」が発生する。それだけでは専門的支援に繋がらない。

**連携・協働**

私たちがチームを組んだ団体は、資料編に記している。多様な方々と連携した支援を行った。事例やスポットでは、記した以外に更に多くの皆さんとの連携・協働があった。

さしより相談処

岩手県DCATとの連携で、「さしより相談処」を5月に開設した。6月中旬に総合相談窓口が開設されるまで毎日開設した。相談は、毎日10件程度あった。

総合相談窓口

熊本県と熊本県内の専門職団体が益城町の総合体育館・広安小の2ケ所で6月中旬開設した。
(6月中旬から8月末まで)

**交流会・茶話会**

仮設団地への支援においても熊本県介護福祉士会をはじめ、多くの団体との連携で支援に当たった。

**総合相談窓口に関わった団体**

益城町役場　いきいき長寿課
益城町東部圏域地域包括支援センター
益城町西部圏域地域包括支援センター
益城町介護支援専門員連絡会
熊本県認知症疾患医療センター
熊本県DCAT
熊本県介護支援専門員協会
熊本県社会福祉士会
熊本県介護福祉士会
熊本県医療ソーシャルワーカー協会
熊本県精神保健福祉士協会
熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会
熊本県北部発達障がい者支援センター
'わっふる'
JDF熊本支援センター
熊本県認知症対策・地域ケア推進課

# 支援の視点

## 私たちの視点

• ライフサポート

避難所支援「これは地域密着型の個別支援そのものではないか！」

派遣チームはまさしくひとつの「地域のチーム」

各避難所へ行き、個々と関係をつくり、本人の強みや関係性を活かし、本人の望む暮らしへとつなげていくこと。

それを全国から集まって、出会ったばかりの人間同士が信頼関係（チームワーク）と目標を共有しながら、被災者支援という場でライフサポートワークをおこなっていく。　　（支援者の記録より）

生活支援は、お一人お一人との良き関係づくりから始まる。
特に支援を要する方々の不安や悩みに向き合うことから始まる。
それをチームとして行うことが大事である。

• 地域包括ケア

被災地での支援では、外部からの支援になり、主体である市町村や地域の自立とならない支援もある。

主体は、あくまで市町村であり、そこに住む住民の皆さんである。

①被災した利用者・スタッフ支援

②自宅・従来の生活に戻す支援

③避難所の要介護高齢者や要配慮者の自宅復帰のための支援

④仮設住宅での巡回訪問による要介護高齢者や要配慮者の支援

支援者が主人公になるのではなく、支援者は[illegible]本・住民の皆さんが主体になることが問われる。

被災地での地域包括ケアの推進である。

# DCATを育てる

## DCATのある都道府県と熊本DCAT

DCATは、既に構築している、現在構築中である合わせて33都道府県(28年度末)になっている。必要性の理解は進んでいるように思う。しかし、もし「今震災が起きても活動できる」準備ができているところは数県ではないかと思う。

熊本県の場合も、東日本大震災の後整備された。メンバーの登録も行われ、年に2回程度の研修が行われてきた。先遣隊170名、支援隊432名の登録があっているが、実働できる者は限られている。

実際熊本地震後、熊本DCAT(地域密着型サービス班)に呼びかけたところ、登録者67名中13名が実働できたに過ぎない。被災を受けた事業所では派遣できないことは当然であるが、それ以外のところからの派遣は少なかった。その理由は、①事業所の職員不足と②訓練していないので出ていく自信がない③事業所のトップの許可が出ない、であった。

## 可能であれば縦と横の組織を

今回熊本地震での熊本DCATの状況から、熊本県ではDCATの実働に向けた「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)活動マニュアル」 の見直しを行った。組織体制は変更なく指示命令や責任体制を見直している。しかし、上記のような理由による実働につながらないことへの見直しはこれからとなっている。

本事業の連携団体である熊本県介護福祉士会は、日本介護福祉士会から現地ボランティア派遣のコーディネーターを派遣し、介護福祉士のボランティアを募り活動した。そこでも当初は、介護福祉士会の会員のみでボランティアを充足させようとしたが、数が確保できず現実的ではないと判断。介護福祉士とそれ以外の方のチームで派遣することにした。ただし、それ以外の方についても、介護に一定の知見がある者に限定した。

現場では、福祉系でも多様な専門職団体が活動した。その専門職がDCATメンバーとして、一体で活動できれば、縦割りの組織だけでなく、横ぐしの力が合わされて動ける組織づくりになると考える。

## 普段の訓練こそ肝要

実働へ向けては研修・訓練の在り方が問われる。一番実践的な訓練を行っているのは岩手県チームである。

岩手県災害派遣福祉チーム

【チーム員養成研修・訓練】

チーム員の技術向上等を図るため研修を実施、訓練の機会を確保

≪養成研修の種類≫

①登録研修(2日間)・・・登録のための研修　※234名修了＝現登録者数
※平成28年度修了者数36名

②スキルアップ研修1(3日間)・・・スキルアップのための研修(登録後概ね2年以内に受講)　※112名修了

③スキルアップ研修2(3日間)・・・登録更新も兼ねたさらなるスキルアップのための研修(概ね3年目)　※36名修了

≪訓練≫　①県総合防災訓練(平成26・27年度各1回)
②市町村・地域レベルでの防災訓練(　〃　)

(添付資料参照：岩手県災害派遣福祉チーム　先遣隊 千葉正道氏)

# ② 避難所から仮設へ

## 避難所は可能な限り早く解消すべき

今回熊本地震では、仮設団地の建設が遅れた。特に町有地の少ない益城町では、建設地の確保に手間取り、仮設団地の建設が遅れた。

仮設団地のオープンが遅れることは、避難所での生活が長引くことである。避難所では、必要な飲食が提供され、ボランティアによる炊き出しもある。熊本では全国からのボランティアが入り、毎日のように炊き出しが行われた。また、支援物資も多く集まった。

避難者は、受け身で避難所で過ごすこととなる。これが継続すると依存的生活が当然となる。「被災しているから○○してもらって当然」と。

全壊した自宅で何の支援も届かないにもかかわらず小屋やテントに住みながらも、少しでも早く復旧したいと頑張っておられる方々と、避難所で受け身の生活を続ける方とは復興に向けても大きな差ができてしまう。

## 被災者の気持ち

被災者の方々は、仮設団地やみなし仮設が整備されたら、そちらへの移行が始まる。被災者の皆さんは、複雑な思いを持たれている。

揺れ動く気持ち・・・
・避難所で一緒に頑張ってきた仲間と離れての新しい生活
・プライバシーの確保の反面、孤独感
・住んだことのない場所で知らないお隣さんとの生活への不安
・なにより「仮設に住む」ことへの失望感

## 移行期での空白を無くす

緊急的な避難所である体育館などから、これまでと関係のない場所に移動させられ、周りは知らない人々と暮らすことになる。自宅復帰までの間生活拠点となる仮設住宅においても、24間365日連続するケア体制が保障されないと「孤独死」や「自殺」等生起する。 益城町では、公的支援は仮設団地がオープンしたあと10月の支え合いセンターが開設するまで空白期があった。益城町では特にこの期間は本WAM事業が大きな役割を果たすことになった。

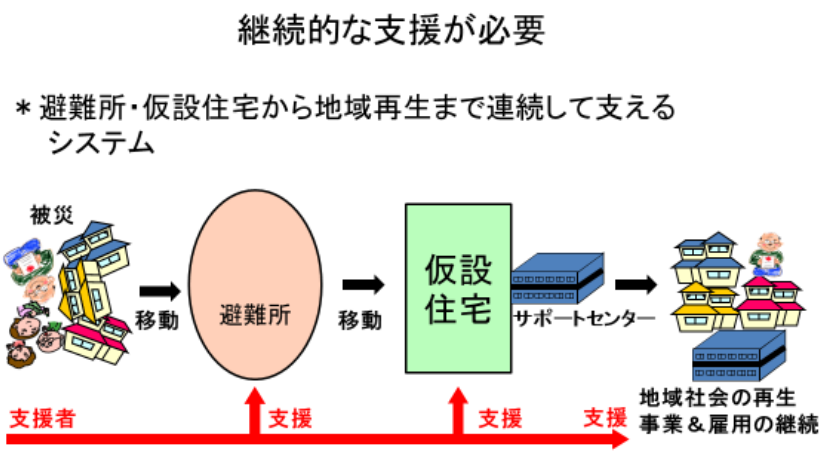


★野戦病院的な環境でいつまでも対応するのではなく、環境条件をしっかり把握して、在宅を支えるサービスを提供しなければならないし、元の生活に戻るための支援をしなければならない

★災害は介護崩壊ではなく、生活環境の崩壊だから、在宅の状態をしっかり確認して前の状態に戻す視点が重要

★福祉関係者は抱え込む救済には慣れているが、自立生活を側面から支える視点が不足している

★仮設住宅生活者の支援だけではなく、地域社会の支援センターとして、避難所や個々の住宅の生活支援という視点も持たなければならない

# 仮設団地での支援のあり方

## 自立につながる支援を

仮設団地は、それぞれ仮であるが自宅である。そこで次に向けた準備を行う場所である。当然これまでの仕事を再開される方、新たな仕事を探し生活の復旧を始められる方がいる一方で、これからの展望が持てない方、被災により心身を病んだ方々もいる。

そこでは、個々に合わせた多様な方々に適切で柔軟な支援が問われる。ところが、避難所同様の「支援」が行われた。物資の押し付け、炊き出しの継続である。避難所で受け身にならされた方々を更に支援漬けにして、自立に向わなくしていった。

「トイレットペーパーが少なくなった。早く支援物資を届けろ」等と自治会で要求することが自治会活動となっていった。そこで、仮設団地入居者の状況を確認し、個別の支援を行うことが求められた。

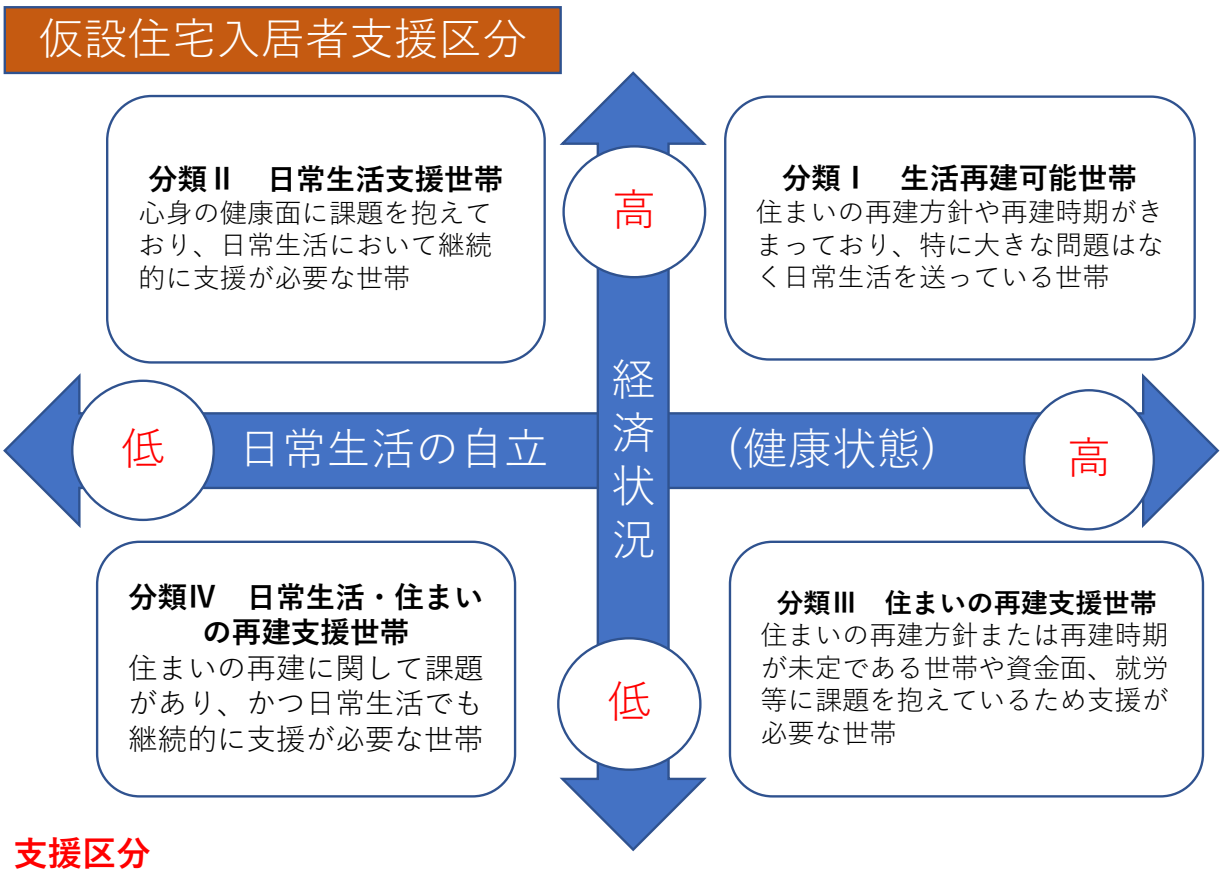


## 支援区分

全体の状況を把握し、変化する状態を巡回し、面会し、被災者を4分類し、特にⅢやⅣの方々に各々の世帯、一人ひとりの状況に合わせた継続した支援に取り組んだ。

## 仮設は「仮」の場所。 安住の地にしてはいけない

支援の過程で、仮設団地の支援に入っている団体の中には、「東日本大震災では仮設団地は現在も継続している。7年も10年も住めるのだから、ここを安住できる場所にしないといけない。確固としたコミュニティーづくりをやろう」と活動する方たちもいる。仮設団地でのコミュニテイーづくりを目的とすることで、仮設団地にもっと物資や支援を入れて、可能な限り継続すること、恒久的住まいに移るより仮の仮設団地を守ることが図られようとした。

私たちが目指しているのは、「仮設団地は安心はできるが、恒久的住まいの方が何倍も良い。」と未来の夢を一緒にみれることである。

# 仮設団地支援の実際

益城町では28年6月中旬から仮設団地がオープンし始め、10月までに18ケ所の仮設団地が整備された。

その際に、益城町は可能な限り、これまで住んでいた地域ごとに仮設団地に入ることを目指した。しかし、一斉に仮設団地が整備されたわけではなく、10月まで五月雨的に整備された。団地への応募で、2次希望・3次希望の仮設への入居となった方も多かった。よって仮設団地には見知らぬ方々が集まった。

毎日巡回し、相談・見守り活動を続けながら、仮設団地での交流を図ることに努めた。熊本県は、自宅復帰や新たな住宅整備までの意欲を支え続け、健康状態を維持するために「集う場所」を各仮設団地に集会所(みんなの家)を整備した。

そこを活用し茶話会や交流会を実施した。みんなの家が整備されるまでは、屋外でテントを張って実施した。総合相談も併せて実施した。平成28年7月から平成30年3月20日までに、320回実施し、延べ4500名以上の参加があった。

# ③ 仮設団地から復興へ

発災後2年になろうとしている今、益城町の仮設団地では30%強の世帯が仮設団地から転居している。(連携団体のライフサポートチームが担当する820世帯中140世帯程度) ほとんどが自宅の再建や修理を終えて、元のあるいは新たな住まいへの転居、復帰である。今後も新築や修繕が終われば仮設団地から出ていく世帯もあと30%程度見込まれる。

一方で、公営復興住宅建設待ちも263世帯(ここには区画整理・道路拡張のために自宅再建が遅れる世帯も含む)全体の32%にのぼる。

残りが家賃の安い民間アパートや町営住宅の空き待ちの状況である。

(平成30年2月の調査による)

**残される弱者**

上記の状況の中で、14世帯はまだ方向性を決めれてない。「町や県・国がどうにかしてくれるだろう」「仮設団地は家賃はただだから最後まで居残り、そのあとはどうにかしてくれるだろう」と言う方々もいる。

また約700世帯中に独居世帯が165世帯、介護が必要な方がいる世帯20世帯がある。支え合いセンターとしてライフサポートチームが見守りが必要として、見守り支援を行っている世帯は122世帯187人である。

この何らかの要配慮の必要な方々には、必要な情報が届いていない。自力での収集は困難で、理解もできないことが多い。仮設団地ではアンケートなどの調査も多い。一度アンケートに答えると「既に申し込んだ」と考え違いする方も多い。大事な仮設団地の延長申し込みがそうである。

また、高齢や障害を持つ方にとっては、文書に書いてあることの理解が困難な場合がある。手紙が来ていたが何のことかわからないで放置されることもある。

**複合的支援の必要**

世帯の中には、親は認知症で、子は精神障害、孫は不登校、更に生活困窮といった複合的課題を抱える世帯が少なくない。認知症の親をデイサービスに繋いだら終わりとはならない。

多職種の専門職が繋がり、智慧を出して、制度を活用し、地域の資源を活用し支えることが問われる。

**有効な弁護士や税理士の相談事業**

それぞれの復興について考える上で、被災者の皆さんにとって有効であったのが弁護士や税理士の話と個別相談であった。福祉専門職は生活相談はできても法律や財務の相談は受けきれない。自宅の再建や土地の売買、更に相続等のことが、被災者には大きな課題となる。

**行政が行う支援や相談事業との違い**

行政もその必要性を分かり、町役場等で相談会を開催している。そのことは必要であるが、仮設団地等に住む要配慮者の皆さんにとっては遠いところで行われているものとなっている。

身近なところで、分かりやすい説明があり、個々の心配に寄り添うことが、真に復興へ向けた成果を上げるものになる。

# 復興支援ってなんだろう?

当法人の理事で、本事業の委員長であった森本佳樹氏(立教大学コミュニティ福祉学部名誉教授:29年11月死亡)は、東日本大震災後立教大学で「東日本大震災復興支援プロジェクト」を立ち上げ、人とコミュニティーによりそった支援を行ってきた。東日本大震災復興支援プロジェクトの取り組みの中間報告に次のように記されている。

「寄り添い型」「伴走型」の活動

『それは、「同じ方向を向いて」「なじみの関係をつくる」という「寄り添い型」「伴走型」の活動・・・いつのころからか私たちは「支援」「ボランティア」という言葉を使わなくなりました。』(『復興支援ってなんだろう』より)

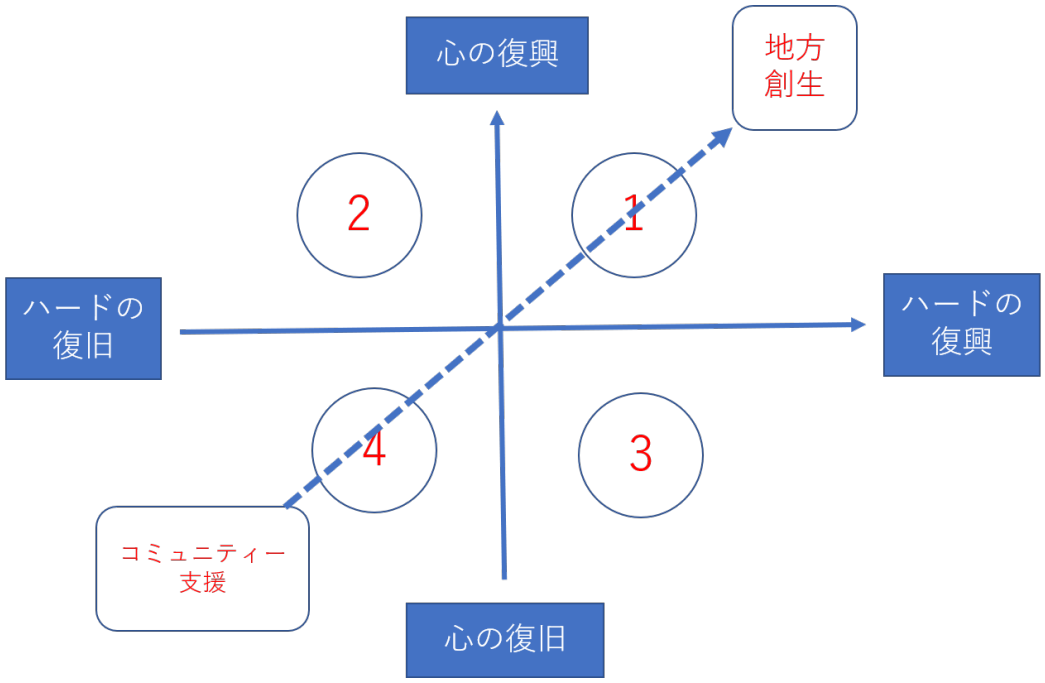


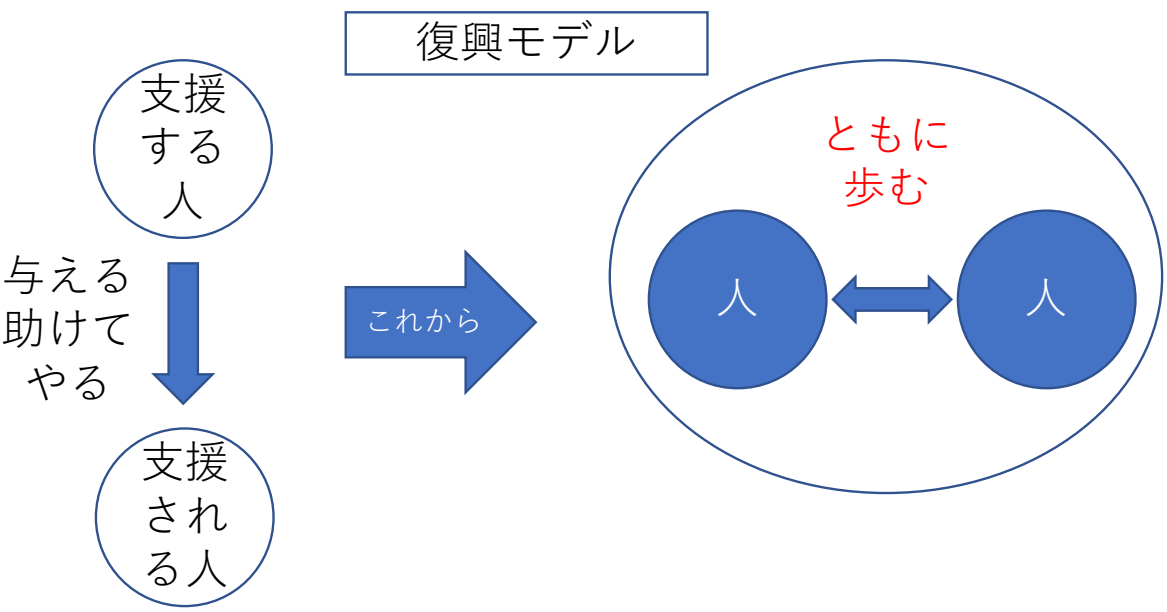


上の図も、『復興支援ってなんだろう』に記してある図である。ハードや心の復旧から始まり、心やハードの復興へ向かう。当初の支援する支援される関係のコミュニティーの支援から、ともに歩むなかで、地域の再生、地方創生が図られていくプロセスを示したものである。私たちの取り組みは、支援からともに歩む復興モデルへと転化すべきときが来ている。

# Ⅱ　本年度の取り組みと成果

本年度の事業は、下記の5本柱で遂行し、ほぼ成功裏に終了することが出来た。
Ⅰ．この事業を推進する委員会を連携団体とともに設置する。
　4回の委員会を開催し、事業の内容の決定、遂行管理、評価、報告書作成を行った。
Ⅱ．ワンストップの支援
　公的な支え合いセンター事業では困難な部分を行う。仮設から病院、病院入院中及び病院から仮設復帰支援、マンツーマン支援、仮設外の家族や知人への働きかけ、等をアルバイトスタッフ1人を雇用し、事務局機能も持ち、遂行した。
Ⅲ．仮設団地の住民の自立・復興支援
　仮設住宅の住民の皆様への働きかけ、住民主体の活動の支援、住民の学習会の企画・運営支援、復興につながる学習会・相談会の開催。
Ⅳ．支援者研修
　被災地支援に関わる関係団体及び連携団体に働きかけ、支援者が、それぞれの段階でどのような支援が問われているかの研修会を2回実施。
Ⅴ．報告書兼「支援の手引き」の作成
　取り組みを総括し、報告書を作成する。単なる報告書ではなく熊本地震のような局地型地震における「支援の手引き」として作成した。
　報告書は、国・各県・熊本県内市町村・市町村社協・包括支援センター・連携団体関係の事業所・支援に関わった全国の団体等へ配布。2,000部作製。

## 仮設団地支援　支え合いセンター事業と区別しつつも、協働する支援

　ライフサポートチームは、熊本県知事の指令で避難所支援を行ってきた熊本県災害派遣福祉チーム（DCAT）が終結した後、仮設団地の支援のために28年7月に結成した福祉・介護・看護の専門職のチームである。
ライフ（命・暮らし・人生）をサポートすることを目的としている。

　益城町の支え合いセンター事業は、益城町社会福祉協議会が受託した。社協だけでは支えることが困難と思われたために、社協の委託を受けて15ケ所の仮設団地の支援をしている。

　当事業では、支え合いセンター事業ではできないこと、支え合いセンター事業だけでは不十分で支援の効果がでないことを、支え合いセンターの活動とは区別し別途に取り組んできた。

**「地域支え合いセンター」　のイメージ**

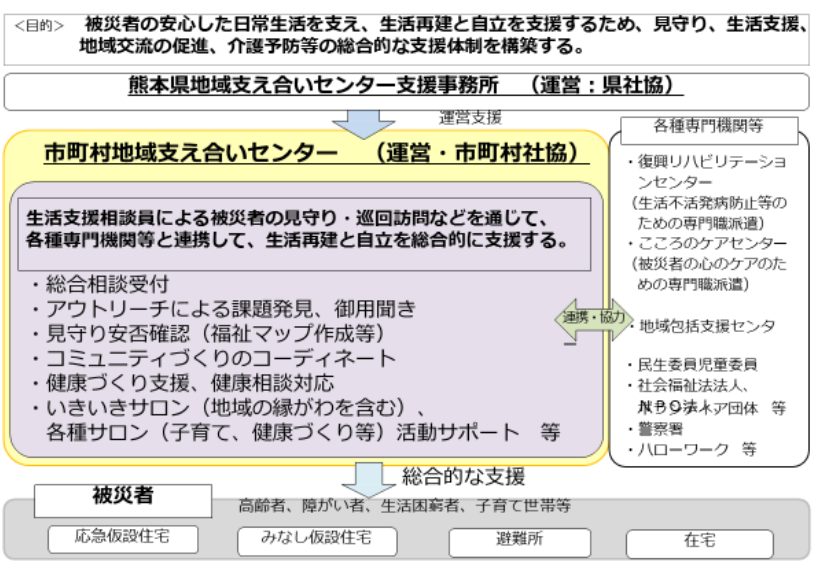

# ワンストップの自立支援

**支え合いセンター事業だけでは困難な多様な支援**

28年10月から支え合いセンター事業が始まり、連携団体のライフサポートチームが益城町社会福祉協議会の支援に入った。

益城町災害支援福祉チーム(ライフサポートチーム)規約より

第1条(目的)　熊本地震での災害派遣福祉チーム(DCAT)の活動を継続して、益城町の仮設団地において各団地を巡回し、また集会所を活用し、見守り・相談活動・サロン活動・生活支援・介護予防活動を行い、 孤立や生活不活発病防止活動と仕事づくり、まちづくりを行うことを目的とする。

第2条(名称)　本会は「益城町災害支援福祉チーム」(略称 ライフサポートチーム)と称する。

第3条(活動)　目的達成のための次の活動を行う。

① 益城町の仮設団地での相談支援
② 益城町の仮設団地での要配慮者の見守り
③ 益城町の仮設団地でのサロン活動
④ 益城町の仮設団地での生活支援および介護予防
⑤ 交流会等を通じたコミュニティーづくり
⑥ その他目的のために必要な活動

第4条(会員)

本会は、営利を目的とはしない。益城町の復興のために仮設団地で住民の皆さんの自立支援を支援する個人・団体をもって会員とする。

益城町社協と委託契約を結び、支援に入るが、公的支援では限界も出てくる。例えば、状態変化で病院へ付き添い支援することや認知症のある本人の希望にこたえるために一日料理づくりに付き合うこと、あるいは気力がなくなり日に日に元気がなくなる方を元気づけるために畑仕事に付き合うこと等である。

また、相談を受け公的な支援には繋げない場合に、個別に支援することもある。被災地での支援は、支え合いセンターで想定し委託を受けていることに留まらない。些細な事でもご本人にとっては眠れないようなこともある。そこに寄り添うことで、元気になり、復興への取り組みとなる。

個別の支援

畑仕事

料理づくり

# 交流会・相談支援

本年度、仮設団地での交流会・福祉総合相談会は毎土曜日・日曜日を中心に120回開催した。仮設団地住民の参加者は、1500名を超えた。

担い手は、熊本県介護福祉士会や熊本県地域密着型サービス連絡会のメンバーら毎回3～4人が担当した。

仮設団地に「5年も6年も固定する」ような支援であってはならない。交流会兼相談会では、恒久的な住まいへの移行、可能なら住み慣れていた元の地域への復帰を促すような話を意図的に行った。その時々で住民の皆さんの気持ちは揺れ、不安な気持ちになる。それぞれの気持ちに寄り添い、自立に向おうとする住民の皆様を支えるように話し込んでいった。

# 弁護士、税理士による学習会&個別相談

7月から10月に仮設住宅の住民の皆様へ働きかけ、復興につながる学習会・相談会を開催した。特に住民の皆さんから要望があった弁護士、税理士による学習会と個別の相談会を開催した。

25回の学習会と個別相談会を開催し、延べ242人
個別相談90人の利用有り。
(内2回は合同相談会)

学習会

個別相談

↑税理士個別相談

⇐弁護士個別相談

# 支援者研修会

## 2回の研修会を開催

9月18日益城町で
65名の参加

2月18日熊本市で
70名の参加

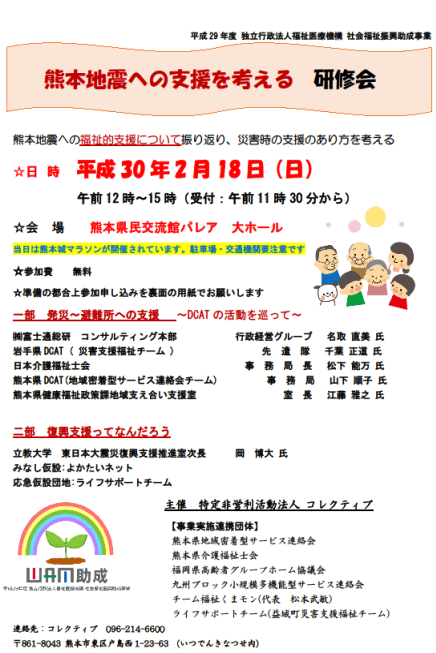

# 今後の取り組み

平成30年の年末から平成31年春にかけて、復興公営住宅が整備される。それまで、仮設団地は縮小しつつも継続する。連携団体のライフサポートチームは、来年度も支え合いセンターの中で支援を継続する。

## 仮設団地での弱者支援

自宅の再建ができ次第次々に仮設団地から退去されていく。うれしいことである。

復興公営住宅の建設を待っている方々も将来像が描ける。

心配なのは、自立に向けた動きが出来ない方々である。判断力がない方々、生活力がない方々、病気や障害があり孤立している方々、等々である。イベント的な支援では支えきれない。全体からは落ちこぼれてしまう方々である。

伴走しながら、寄り添った継続的な支援が問われる。現在も続けているこの支援を継続していくことが問われている。

## コミュニテイーづくり

更に自宅を再建し地域へ戻った皆さんが、地域の再生、復興に取り組むことを「ともに歩む」ことで地域創生を図らねばならない。

## ＷＡＭ事業としては終了するが、取り組みは継続

2年間の支援は、制度がないところでも必要があるところへの取組みを続けてきたように思う。人の繋がりを大事にし、必要な取り組みを住民主体でともに歩み続けたい。

連携団体や全国の
支援者とともに

# Ⅲ　資料編

2回の研修会で多くの教訓と提案がなされた。この内容を一つ一つ整理し、体系化したいとの想いがあったが、まだ仮設団地での支援に追われる日々の中で、時間的にも、力量としてもできそうにないと思い、ここに研修会での資料そのものを残すことにした。

また、熊本県でも地震時の対策の見直しが行われている。検討中のところもあるが、大事な要素が詰まっていると思い、資料として掲載する。

## 1.　2回の支援者研修会(平成29年9月18日、平成30年2月18日)より

**第1回研修会**

・仮設団地自治会の当事者より支援者にお願いしたいこと

・中越地震とサポートセンターの活動及び仮設団地・サポートセンターの閉所
(長岡市　こぶし園)

・東日本大震災での支援活動から
(災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード)

**第2回研修会**

・熊本地震への支援を考える(富士通総研、名取氏)

・岩手県災害派遣福祉チームの活動(先遣隊、千葉氏)

・みなし仮設への支援(よか隊ネット熊本)

・日本介護福祉士会(事務局次長松下氏)

・立教大学東日本大震災復興支援推進室(次長、岡氏)

・熊本県健康福祉政策課地域支え合い支援室 (室長、江藤氏)

(一部は抜粋にて)

## 2. 熊本県での対策の見直し

「熊本県避難所運営マニュアル」

「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)活動マニュアル」

(一部は抜粋にて)

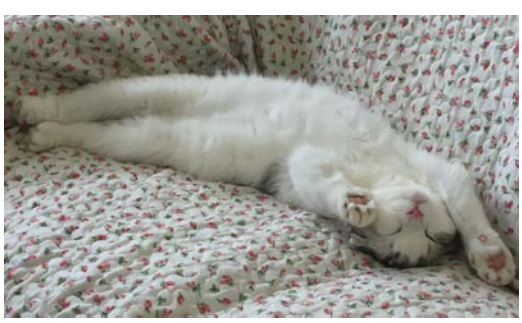

# 仮設の自治と住民の自立

釜石市甲子町仮設団地B
前自治会長　宮崎敏子

## 釜石市の概要

◇ 人口：　34,806人　（H29年8月末現在）　男性：16,502人　　女性：18,304人

◇ 面積：　441.29㎢
（その内、88.2%が森林面積）
西部には山、東部には太平洋を望む自然に囲まれた地域

◇ 気候　年間平均気温11.6℃
比較的温暖な気候で、冬季の積雪も内陸部と比べて少ない

◇ 主な産業：　漁業・鉄産業

# 東日本大震災・津波（H23.3.11）

◇ **被災状況 （平成29年3月1日現在）**

・ 死　　者　　・・・993名
・行方不明者 ・・・152名
総計1,145名の尊い命が失われた
（県内では陸前高田市・大槌町に次いで3番目の人数）

# 東日本大震災・津波（H23.3.11）

釜石市役所前（震災翌日の様子）

# 避難所から仮設コミュニティへ

揺れ動く気持ち・・・

・避難所で一緒に頑張ってきた仲間と離れての新しい生活

・プライバシーの確保の反面、孤独感

・住んだことのない場所で知らないお隣さんとの生活への不安

・なにより「仮設に住む」ことへの失望感

# 仮設生活の始まり　＝　コミュニティの始まり

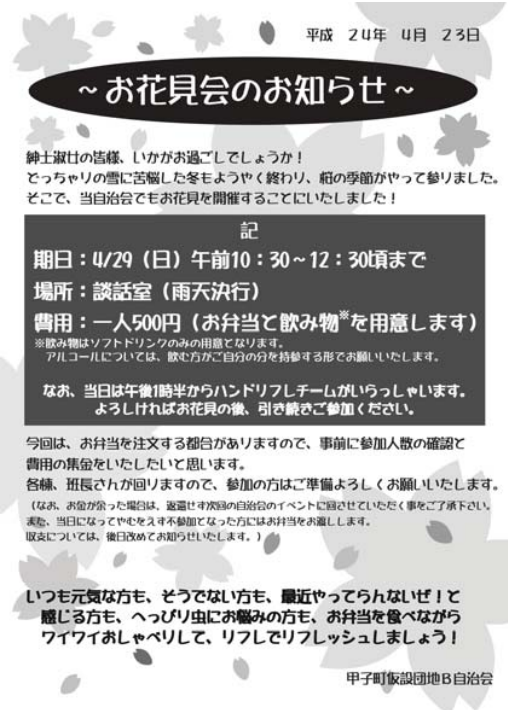

平成　24年　4月　23日

～お花見会のお知らせ～

紳士淑女の皆様、いかがお過ごしでしょうか！
どっちゃりの雪に苦悩した冬もようやく終わり、桜の季節がやって参りました。
そこで、当自治会でもお花見を開催することにいたしました！

記

期日：4/29（日）午前10：30～12：30頃まで
場所：談話室（雨天決行）
費用：一人500円（お弁当と飲み物※を用意します）
※飲み物はソフトドリンクのみの用意となります。
アルコールについては、飲む方がご自分の分を持参する形でお願いいたします。

なお、当日は午後1時半からハンドリフレチームがいらっしゃいます。
よろしければお花見の後、引き続きご参加ください。

今回は、お弁当を注文する都合がありますので、事前に参加人数の確認と
費用の集金をいたしたいと思います。
各棟、班長さんが回りますので、参加の方はご準備よろしくお願いいたします。
（なお、お金が余った場合は、返金せず次回の自治会のイベントに回させていただく事をご了承下さい。
また、当日になってやむをえず不参加となった方にはお弁当をお渡しします。
収支については、後日改めてお知らせいたします。）

いつも元気な方も、そうでない方も、最近やってられんないぜ！と
感じる方も、へっぴり虫にお悩みの方も、お弁当を食べながら
ワイワイおしゃべりして、リフレでリフレッシュしましょう！

甲子町仮設団地B自治会

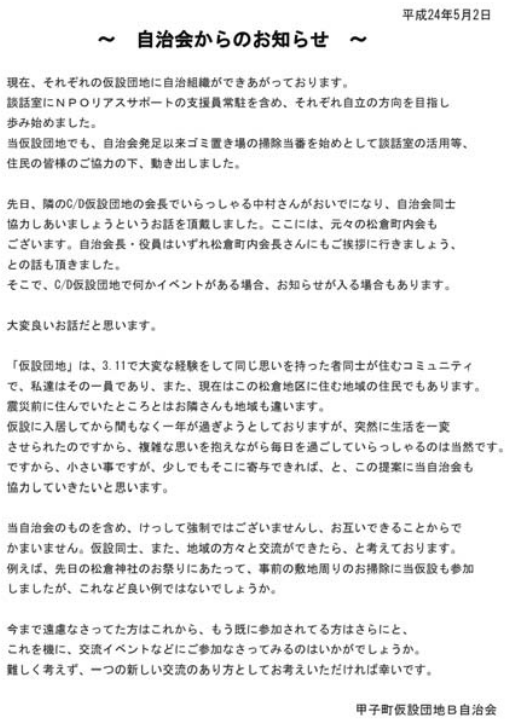

平成24年5月2日

～　自治会からのお知らせ　～

現在、それぞれの仮設団地に自治組織ができあがっております。
談話室にＮＰＯリアスサポートの支援員常駐を含め、それぞれ自立の方向を目指し
歩み始めました。
当仮設団地でも、自治会発足以来ゴミ置き場の掃除当番を始めとして談話室の活用等、
住民の皆様のご協力の下、動き出しました。

先日、隣のC/D仮設団地の会長でいらっしゃる中村さんがおいでになり、自治会同士
協力しあいましょうというお話を頂戴しました。ここには、元々の松倉町内会も
ございます。自治会長・役員はいずれ松倉町内会長さんにもご挨拶に行きましょう、
との話も頂きました。
そこで、C/D仮設団地で何かイベントがある場合、お知らせが入る場合もあります。

大変良いお話だと思います。

「仮設団地」は、3.11で大変な経験をして同じ思いを持った者同士が住むコミュニティ
で、私達はその一員であり、また、現在はこの松倉地区に住む地域の住民でもあります。
震災前に住んでいたところとはお隣さんも地域も違います。
仮設に入居してから間もなく一年が過ぎようとしておりますが、突然に生活を一変
させられたのですから、複雑な思いを抱えながら毎日を過ごしていらっしゃるのは当然です。
ですから、小さい事ですが、少しでもそこに寄与できれば、と、この提案に当自治会も
協力していきたいと思います。

当自治会のものを含め、けっして強制ではございませんし、お互いできることからで
かまいません。仮設同士、また、地域の方々と交流ができたら、と考えております。
例えば、先日の松倉神社のお祭りにあたって、事前の敷地周りのお掃除に当仮設も参加
しましたが、これなど良い例ではないでしょうか。

今まで遠慮なさってた方はこれから、もう既に参加されてる方はさらにと、
これを機に、交流イベントなどにご参加なさってみるのはいかがでしょうか。
難しく考えず、一つの新しい交流のあり方としてお考えいただければ幸いです。

甲子町仮設団地B自治会

仮設生活は2年じゃおさまらない・・・

じゃあどうしよう？

寝るときに「今日はまあまあだったね」と
思ってもらうことの積み重ねをしてもらおう！

**がんばるぞ！**

**ところが・・・**

疲れる～。

動いてるの私だけ・・・

ばかばかしい・・・

忙しいのに！

所詮、ひとりよがりか？

**あーもうやめた！**

市役所に解散を申し出、即、却下！

どうしようかと地域コーディネーターに相談し、
社協の応援スタッフを紹介され・・・

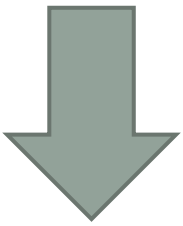

これが転機に・・・

# ここから甲子Bは一気にV字飛躍！

釜石市甲子町仮設団地B　前自治会長　宮崎敏子氏

## 会長として私が望んだこと

★自分たちのできないところを埋めてほしい
★ノウハウ教えて
★スキルがいるところはお任せしていい？
★協働してほしい
★役員のモチベーションの維持のお手伝い

## 支援者が汲み取ってくれたこと

★いきなり作られたコミュニティゆえ、会議ひとつとっても既存の自治会や町内会と違う大変さがある
★気持ちがあるからといってスキルがあるわけではない
★会の運営は苦労は多いわりに本人の利益に結びついてない
★方向性を一緒に考える必要性

釜石市甲子町仮設団地B　前自治会長　宮崎敏子氏

# 仮設は「仮」の場所。
# 安住の地にしてはいけない

この意識を住民自身に持ってもらうには、その住民の中に必ずいる
「なんとかしようとする人」を見逃さないようにし、その人に対して

**★自立への導き**
**★フォロー**
**★相談を受けやすい雰囲気作り**
**★カバー**
**★成功体験をしてもらう**
**★方向性を一緒に考える･･･など**

その人自身のモチベーションが上がれば周りを自然と引き込みやすくしてくれる･･･。

## 支援者にはそんな人の
## ガイディングライトになっていただきたい･･･

## ❤そしてこうなる！❤

# 中越地震を振り返り
## (サポートセンターの取り組み)

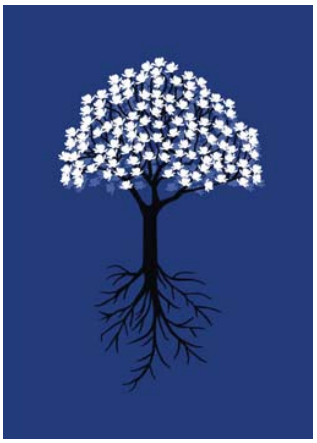

社会福祉法人　長岡福祉協会
高齢者総合ケアセンターこぶし園
吉井　靖子

## 新潟県における主な地震

・1964年6月16日・・・新潟地震
震度7.5観測PM1;00

・2004年10月23日・・新潟県中越地震
震度7観測PM5:56

・2007年7月16日・・・新潟県中越沖地震
震度6強観測AM10:13

# 中越地震当時の様子

施設の暮らしに類似している災害時の避難所生活
プライバシーがない
見知らぬ人との
共同生活
いつ帰れるの？
災害時に1000人以上が避難してきた体育館
ここに来たかった訳ではない
今までの暮らしが一時的にできなくなったから

# こぶし園の地震後の対応

10/23　グループホーム3ヵ所・バリアフリー4名本体に収容
10/24　居宅・訪問看護・訪問介護対象者のチェックと緊急入所受け入れ（特養100＋SS80＋被災者76＝256）
10/27　出先の建物の安全確認とグループホーム上除の再開
10/28　デイけさじろ・永田・関原の再開
国の担当者と仮設住宅内のサービスを協議
10/29　デイ三和の再開
10/31　グループホーム三和の再開
11/01　市内の対象避難所にケアマネを派遣、疲労・介護の必要性をチェック
11/04　山古志村避難所からの要請でケアマネを派遣
11/05　山古志村の緊急入所5名受け入れとデイへ18名利用
11/10　県・市と仮設サービスセンターの協議
11/16　県・市と仮設サービスセンターの協議

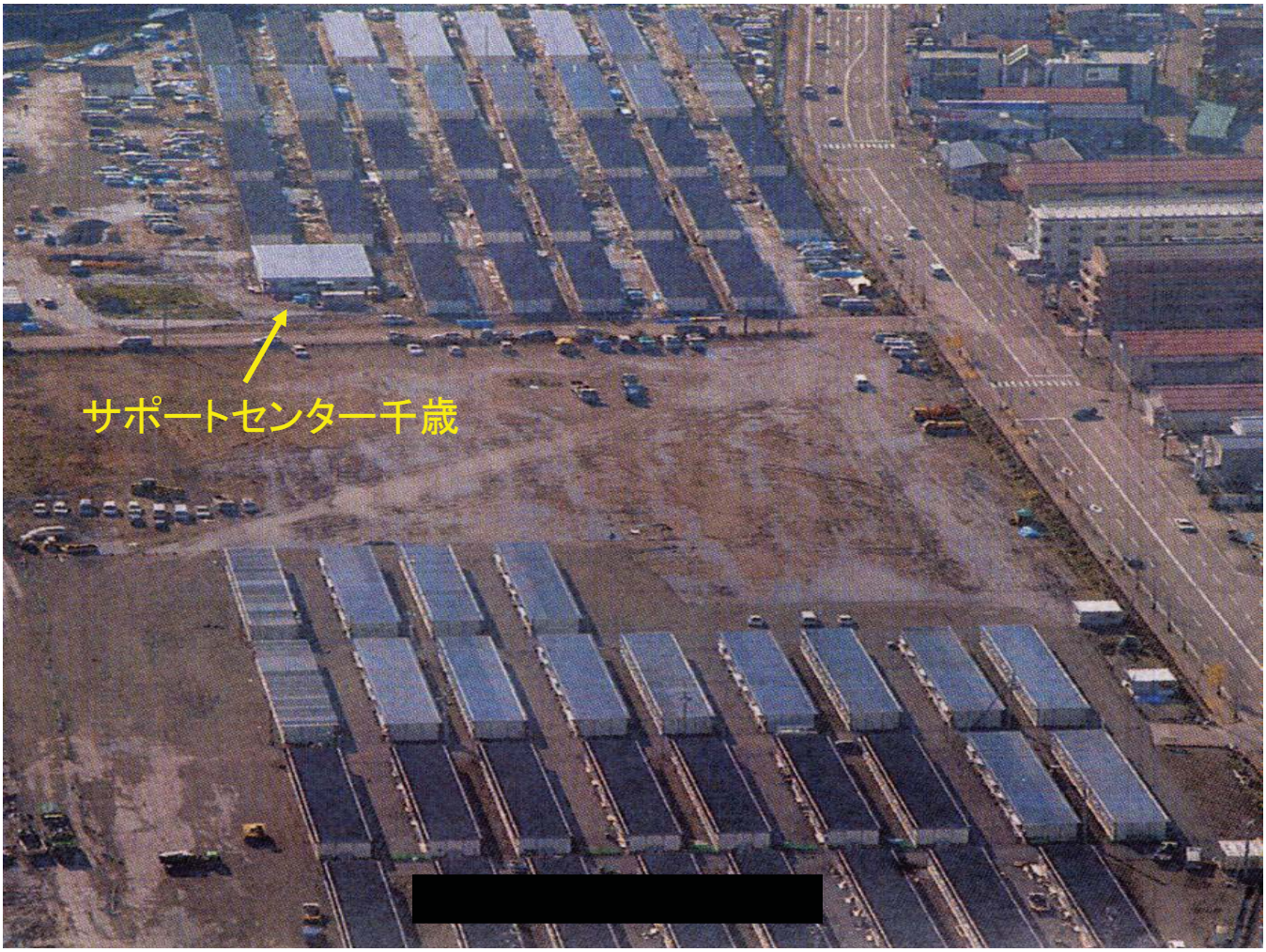

# サポートセンター千歳の事例

市内に1ヶ所、社会福祉法人の自主運営
（2004.12.8～2006.12.18）
通所介護（定員20名）
訪問看護（サテライト）
訪問介護（サテライト）
在宅介護支援センター（サテライト）
配食サービス（3食365日）
地域交流スペース
介護予防事業
心のケア（全国臨床心理士会1回／月・新潟県精神保健福祉士会4回／月）
各種相談室（長岡医療と福祉の里豊かな健康教室2回／月）

# サポートセンター千歳の目的

生活災害から介護災害への拡大を防ぐための支える仕組み
～地域へ戻すためのサポートが基本方針～
最後のお一人が元気に地元に帰れるよう継続した取り組みを行う
特に力を入れた取り組み
・介護予防
・各種相談
・心のケア　等

＊全国初めての仮設住宅での暮らしを支える仕組み

中越地震から（こぶし園吉井氏）

# 介護予防プログラム

慣れない仮設住宅に閉じこもることで高齢者の「廃用性症候群」を予防し、元気に地元に帰れるよう継続した取り組みを行う。また現在の生活にメリハリをつけ、心のバランスを崩さないよう予防することも目的とした。

集会場機能があったため、子供など様々な人たちが集まり、ここを拠点に生活を支えるサービスが広がり、住民のよりどころになっていった。年代を超えて空間

仮設住宅全体をサポートする視点

# サポートセンター千歳

・サポートセンター機能を維持することが目的ではなくそれを維持することで集団が目的意識を持って固まることが重要である。地域の人達が同じ仕事を持つ一緒にその場を作るという視点・・・・・・自立

・自立に向けた支援
できることと、できないことを見極め説明しての対応
「地域に戻る」を目標とし、各自できることはやって頂く、できないことのみ手伝いやアドバイスしていく

# ボランティアからの支援

県内外の福祉施設から派遣された多くのボランティアに支えられセンターの運営を行ってきた。これは被災後のセンターでの取り組みを理解し実体験を通して共有したことを、今後の災害時に発信してもらうことを目的とした。

支え、支えられて生きていくことの大切さをかみしめ地域社会の皆さんと共に生きていく。

# 災害支援におけるサポートセンターの必要性

（中越でのチャレンジが東北で制度化)

緊急的な避難所である体育館などから、自宅復帰までの間生活拠点となる仮設住宅においても、24時間365日連続するケア体制が保障されないと、関係性のない場所に移動させられてしまうため、これを防ぐことまた復帰までの意欲を支え続け、健康状態を維持するために「集まる場所」において「専門職が関わり続ける」ことが必要

# 継続的な支援が必要

＊避難所・仮設住宅から地域再生まで連続して支える
　システム

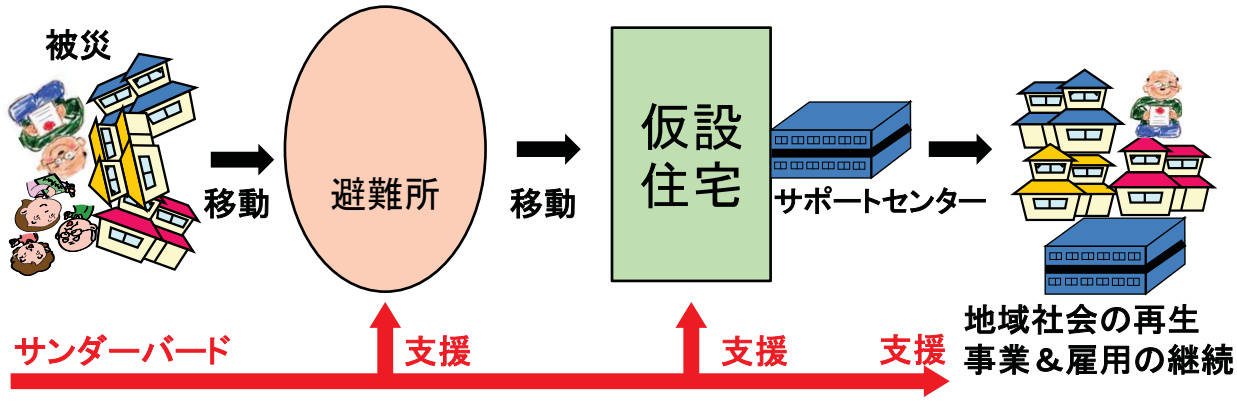


# サポートセンター千歳の閉所

平成18年12月(平成16年12月8日～平成18年12月18日
（仮説住宅2年間提供機関と共に閉所）

要介護度の悪化した方、新たな要介護者も、そして何より孤独死もなく、それぞれの生活へ復帰するお手伝いができた。

連絡先（代表）

〒940-2135
新潟県長岡市深沢町2278-8
TEL0258-46-6610
FAX0258-47-1243
info@kobushien.com
http://www.kobushien.com

# 「これからの仮設団地への支援」
## ～東日本大震災への支援と現状～

災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード
（社会福祉法人東北福祉会）
野田　毅

## 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード

いざというときに迅速かつ適切に機能する災害時の要援護者の支援ネットワークと、それを支える仕組みを構築することを目的として発足。

●支部：宮城・福島・茨城・千葉・新潟・富山・静岡（2）・愛知・三重・岡山・広島・山口・高知・鹿児島　（15拠点）

●本部：東京　　代表：友保　洋三

住所：東京都台北区田端1-11-1　勘五郎ビル104号室

電話：03－5832－9943　FAX：03－5832－9964

HP：http://www.thunderbird-net.jp/

Mail：thb@thunderbird-net.jp

# サンダーバード における広域支援システム

【システムの概要】

一. 本システムは、原則として、ネットワークの登録施設間の相互支援システムとする。

二. 大災害により登録施設及びその周辺地域が支援を要する状況が発生した場合、被災地外の登録施設等から、災害時要援護者の内、高齢者、障がい者及び傷病者に対してサービスを提供するための専門的な知識と経験をもつ人材が外部支援者として派遣される。

三. 派遣は、原則として、1週間単位で、1ヶ月間程度、継続的に行われる。

四. 外部支援者は、被災した登録施設の復旧及びサービス提供の支援を行う。被災施設の状況がある程度おさまった後は、被災施設スタッフが地域（避難所や他の福祉事業所、在宅高齢者宅等）の支援にでるため、そのスタッフの代行として、施設内の業務を行うことが、外部支援者の主たる役割である。

五. 支援に必要な費用（交通費・食費等）は、原則として外部支援者が負担する。

六. 本システムは、毎年3月に見直しを行う。

## サンダーバードにおけるコーディネート体制

○指令本部

⇒法人本部が被災地となった場合は、原則として被災していない支部のうち、被災地から最も遠い支部が、「サンダーバード指令本部」となる。

○現地本部

⇒原則として、被災していない支部のうち、被災地に近い支部が担当するのが望ましい。災害の規模が大きい場合は、複数の支部が現地本部となる場合もある。

## サンダーバードにおける移動サポートセンター

### サンダーバード移動サポートセンター構想

移動型の完結型救済システムの拠点

- 支援者の拠点
- 現地の情報収集の拠点

6

# 広域支援において、私が腑に落ちた話

★私たちが生きていくうえで、生活に欠かすことのできないライフライン（電気・ガス・水道等）の復旧のために、給水車やガス局の車等の救援隊が、震災後すぐに動き出す。

★日常において介護サービスを利用している人にとって、生きていくうえで、生活に欠かすことのできない介護サービスを、震災直後においても同じように提供し続けることが必要である。

⇒**事前協定・広域連携を取り、給水車のように震災直後において、被災をしていない地域が支援に動き出す仕組みを創る。**

## サンダーバードにおける広域連携支援のイメージ図

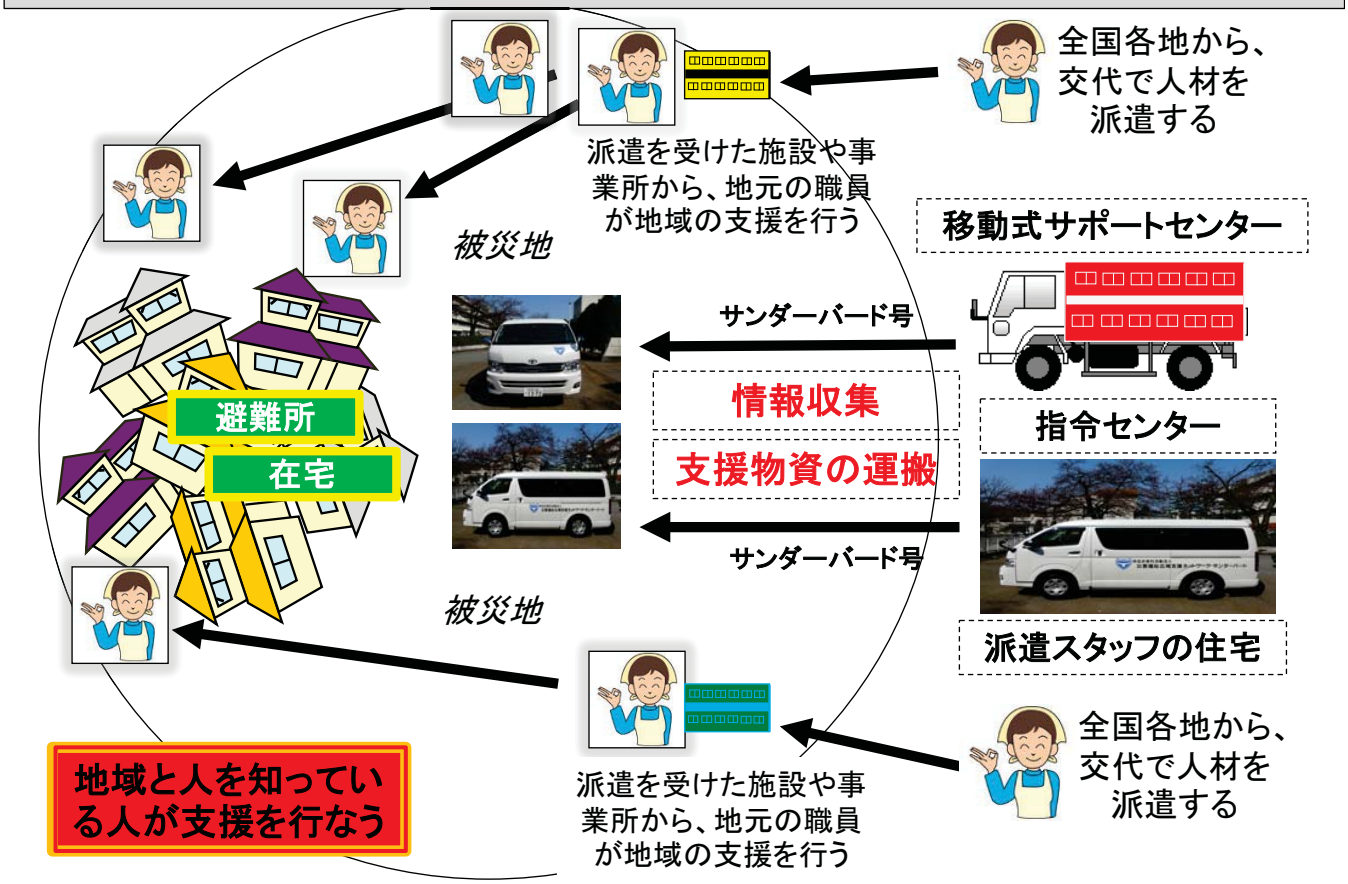

# 災害サイクル ～状況にあわせた支援～

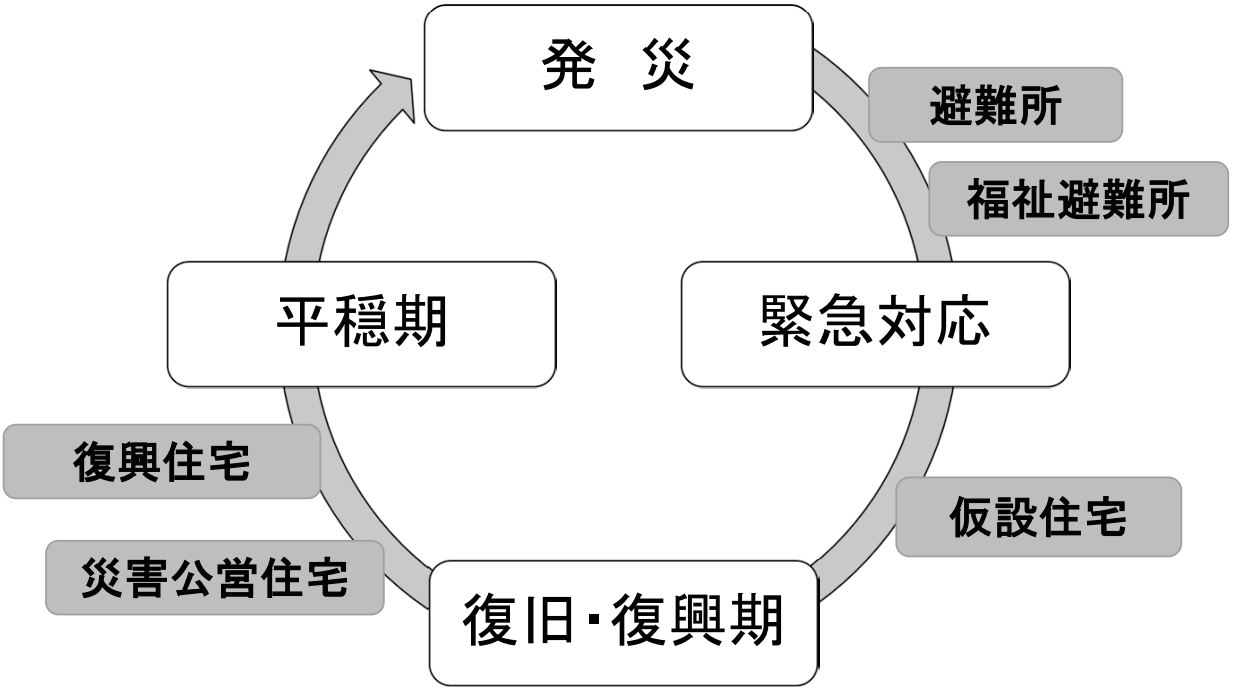


## 支援者に必要な力①

# ○瞬発力

⇒被災地にできるだけ早く入れる体制づくり

# 東日本大震災

| 発生日時 | 2011年3月11日　14:46 |
|---|---|
| 死者 | 1万5881人 |
| 行方不明者 | 2668人 |
| 避難者 | 31万5196人 |
| 震災規模 | 地震（M9.0）＋津波＋原発 |

平成25年2月7日現在（復興庁まとめ）

11

## 当法人におけるライフラインの復旧状況

| 事業所名 | 水道 | | 電気 | | ｶﾞｽ | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| せんだんの杜（仙台） | 仙台市上水道 | 3月23日 | Fパワー | 3月16日 | プロパンガス | 停止無（使用調整を行う） |
| せんだんの杜ものう（石巻） | 石巻市上水道 | 4月2日 | Fﾊﾟﾜｰ・東北電力 | 3月22日 | プロパンガス | 4月2日 |
| せんだんの里（仙台） | 仙台市上水道<br>井戸水 | 3月18日 | 東北電力 | 3月14日 | 都市ガス | 4月14日 |
| せんだんの館（仙台） | 井戸水 | 3月14日 | Fパワー | 3月14日 | 都市ガス | 4月20日 |
| 仙台センター | 仙台市上水道<br>井戸水 | 3月18日 | 東北電力 | 3月14日 | 都市ガス | 4月14日 |

※日付は復旧日

12

# 介護職員派遣の状況

●東日本大震災における災害時要配慮者支援の状況
- 障がい者は2%が死亡した。
  （沿岸部は人口の１％が死亡した。）
- 介護の支援者は受け入れがなされなかった。

| 派遣可能人数 | 7,719人 |
|---|---|
| 派遣状況 | 1,392人 |

約18%

| 受入可能人数 | 36,392人 |
|---|---|
| 受入実績 | 1,335人 |

約3.6%

13

## 要配慮者の命・生活をどう守るか

**①発災直後に想定される「災害による直接的な被災」から命を守る（一次被害の防止）＝既にある仕組み**

**【そのための支援】**

1. **消防・自衛隊等による救出**
2. **消防団、民生委員等住民組織による避難行動支援**
3. **DMAT等、緊急災害時医療に専門性の高い組織による救命**

**②避難生活以降想定される「災害による間接的な被災」から命を守る（二次被害の防止）**

**【そのための支援】**

1. **国、都道府県、市町村行政**
2. **医療・保健・福祉に係わる従事者**
3. **住民組織**

**地域内の支援力不足となる要因**
- **地域支援拠点の被災**
- **地域支援者、支援者家族の被災**
- **地域支援対象者の増加・重篤化**

**生活機能確保の支援＝災害福祉が必要**

14

# 災害時の支援ネットワーク

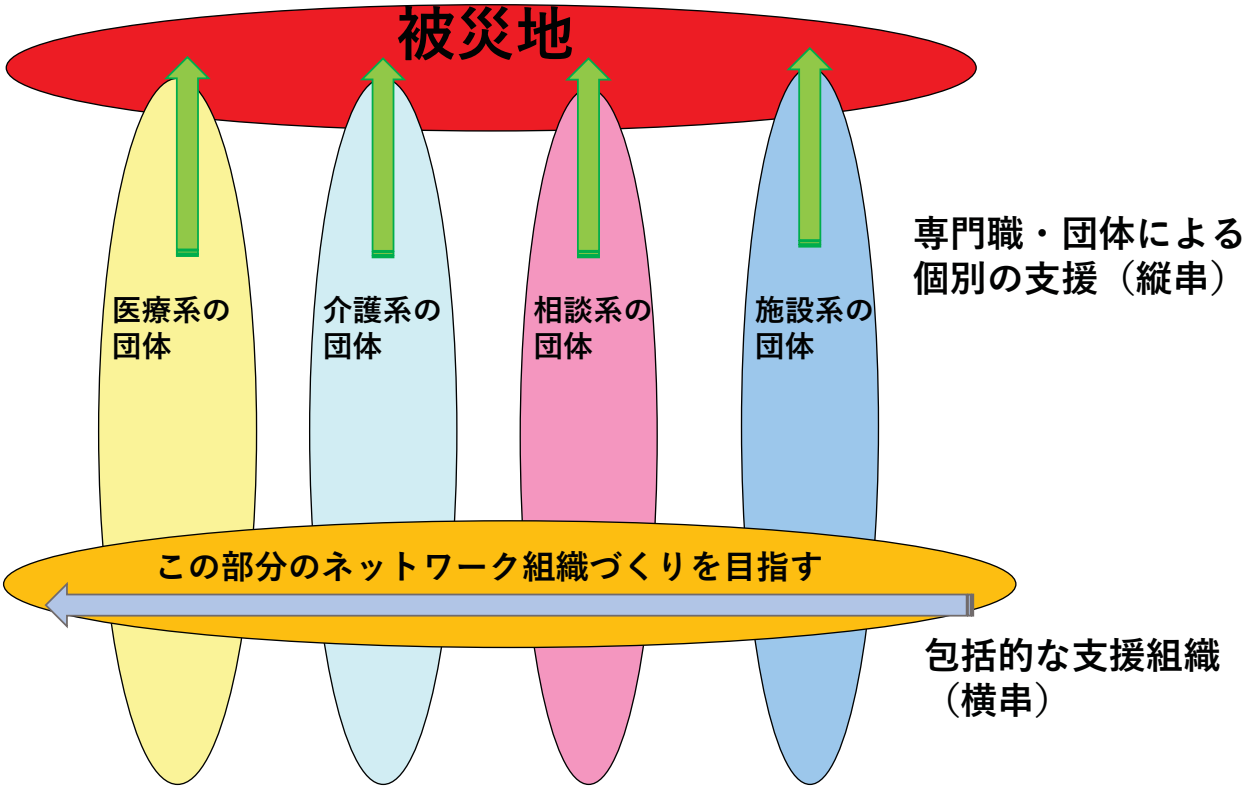


15

## （参考）　都道府県における災害時の福祉支援体制
（平成２８年３月富士通総研調）

| | |
|---|---|
| 既に構築<br>（１４団体：２９．８%） | 北海道、岩手県、福島県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県 |
| 現在構築中<br>（１５団体：３１．９%） | 青森県、宮城県、秋田県、山形県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、高知県 |
| 今後構築予定<br>（５団体：１０．６%） | 栃木県（平成２８年度開始予定）<br>石川県（時期未定）<br>長野県（平成２８年度開始予定）<br>山口県（平成２８年度開始予定）<br>大分県（時期未定） |

16

## 当法人における在宅福祉サービス稼働状況

| | 杜（仙台） | ものう（石巻） | 里（仙台） | 館（仙台） |
|---|---|---|---|---|
| デイサービス | 3か所のDS<br>すべて休業せず | ものう4/3～<br>なかつやま5/2～<br>うした4/12～<br>地域ﾃﾞｲ（一部再開）11/1～ | 2か所のDS<br>3月28日～ | 3/28～<br>(3/24～家族送迎で受け入れ) |
| ショートステイ | 休業せず | ものう4/5～<br>なかつ4/17～<br>うした5/1～ | 休業せず | 休業せず※ |
| ホームヘルプ | 休業せず | 休業せず | — | — |

※延泊の方、家族送迎で受入れ
3/28～施設送迎で受入れ
4月以降ガスの復旧に合わせて（風呂）利用者が集まる。

17

## 宮城県内応急仮設住宅戸数

| 市町名 | 戸数 | 市町名 | 戸数 | 市町名 | 戸数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 仙台市 | 1,523 | 岩沼市 | 384 | 南三陸町 | 2,195 |
| 石巻市 | 7,297 | 東松島市 | 1,753 | 大郷町 | 15 |
| 塩竈市 | 206 | 亘理町 | 1,126 | 美里町 | 64 |
| 気仙沼市 | 3,451 | 山元町 | 1,030 | | |
| 名取市 | 910 | 七ヶ浜町 | 421 | 合計 | 22,042 |
| 多賀城市 | 373 | 女川町 | 1,294 | 8市7町 | |

・宮城県保健福祉部震災援護室記者発表資料
・宮城県土木部住宅課企画調査班記者発表資料
[2011.11.4/一部抜粋]

# 仙台市の仮設住宅戸数

| 震災時の居住地 / 種類 | 宮城県内 | | 県外 | 不明 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 仙台市 | 仙台市外 | | | |
| プレハブ仮設住宅（応急仮設住宅） | 1,405 | 60 | 21 | 0 | 1,486 |
| 公務員住宅等 | 614 | 49 | 49 | 1 | 713 |
| 借上げ民間賃貸住宅（みなし仮設） | 6,190 | 1,298 | 851 | 98 | 8,437 |
| 合計 | 8,209 | 1,407 | 921 | 99 | 10,636 |

[2011.11.30現在]

# 支援者に必要な力②

## ○継続する力

⇒支援を必要な期間続けられる体力

組織力・連携力（つなぐ力）

## 仮設住宅にお住まいの方からの要望（当時）①

○網戸の設置をお願いしたい。
○北側が暗いので防犯灯を設置して欲しい。
○暖かくなったら自治会で野菜作りを計画したいので、
　農地の提供、野菜作りの指導をしてほしい。
○掲示板を入居者の見やすい所に設置して欲しい。
○窓サッシがスムーズに開閉できない。
○台所の床がはがれてきたので修理をしてほしい。

## 仮設住宅にお住まいの方からの要望（当時）②

○ベッドを貸してほしい。
○隣の住民と物干しの関係でトラブルになった。空いている部屋の物干し場所を使わせてほしい。
○屋根を修理してほしい。
○集会所のドアに落書きがされているので消してほしい。
○寒さ対策で電気カーペット等の貸し出しはないのか。
○収集日以外にゴミが出されているので、ごみ収集のカレンダー等を設置してほしい。
○窓と入口サッシの結露対策をしてほしい。

23

## 支援者に必要な力③

# ○見極める力

⇒いつまで？、どこまで？、何をすべき？等を判断する力・決断する力が必要

# 当時の課題

★一人暮らし高齢者への支援が重複している。
★個別ケースの情報をどこで集約すべきか。
★訪問を希望しない方への関わり方。
★精神疾患等、疾病のある方とのコミュニケーション方法。
★高齢者等の閉じこもりの方への介入方法とその必要性
★自治会等コミュニティ活動への支援。
★集会所で行う交流会やイベントの情報共有、情報発信、
協力体制。

# 仮設住宅生活の支援における役割

〇暮らしの支援と自立支援
・個別訪問による情報収集
・24時間365日　住民の生活を支える
・戻るための支援（自立支援）
・二次災害（家族と離れる）をつくらない
⇒　必要に応じて介護サービス等の提供

# 仮設住宅支援の意義

緊急的な避難所である体育館などから、自宅復帰までの間、生活拠点となる仮設住宅においても、２４時間３６５日連続するケア体制が保障されないと、関係性の無い場所に移動させられてしまうため、これを防ぐことと、
また復帰までの意欲を支え続け、健康状態を維持するために「集まる場所」において「専門職が関わり続ける」ことが必要

27

# 仮設住宅支援の内容

○多種多様なニーズ、また状況により変化していくニーズに応じた支援
○潜在的なニーズの掘り起こし
○住民自治・住民主体の仕組みづくり
○心のサポート（PTSD/フラッシュバック等）
○ボランティア等、断続的な支援のつなぎ役

28

# 自助・互助・共助・公助

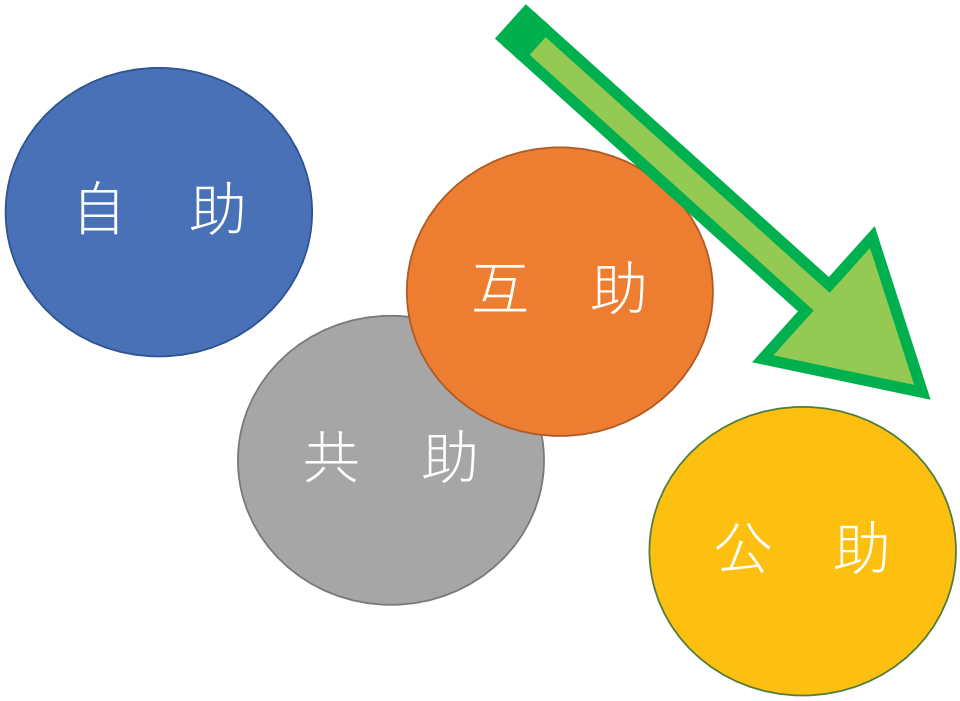


29

# 神戸市東灘区における人命救助活動に関する聞き取り調査

72%以上が「家族」や「近所」の人により救出されている

消防・自衛隊などの公的防災機関が救出したのは28%

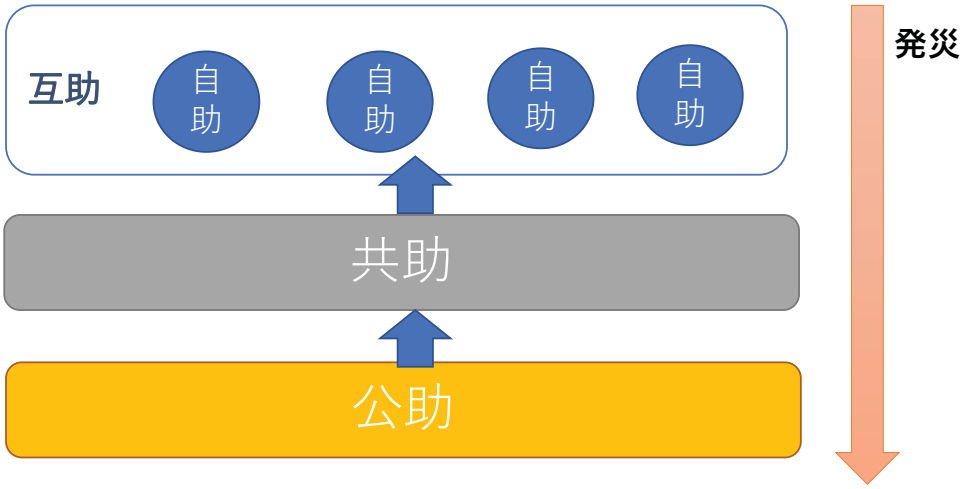


30

# 公助の災害対応力

・仙台市の人口は、現在約１０７万人です。大人口を擁する仙台市内に、消防の管轄に属する救急車は、何台くらい配備されていると思いますか？

・あなたが想像する台数を、次の枠の中に記入してください。

台

31

# 公助・共助・互助・自助

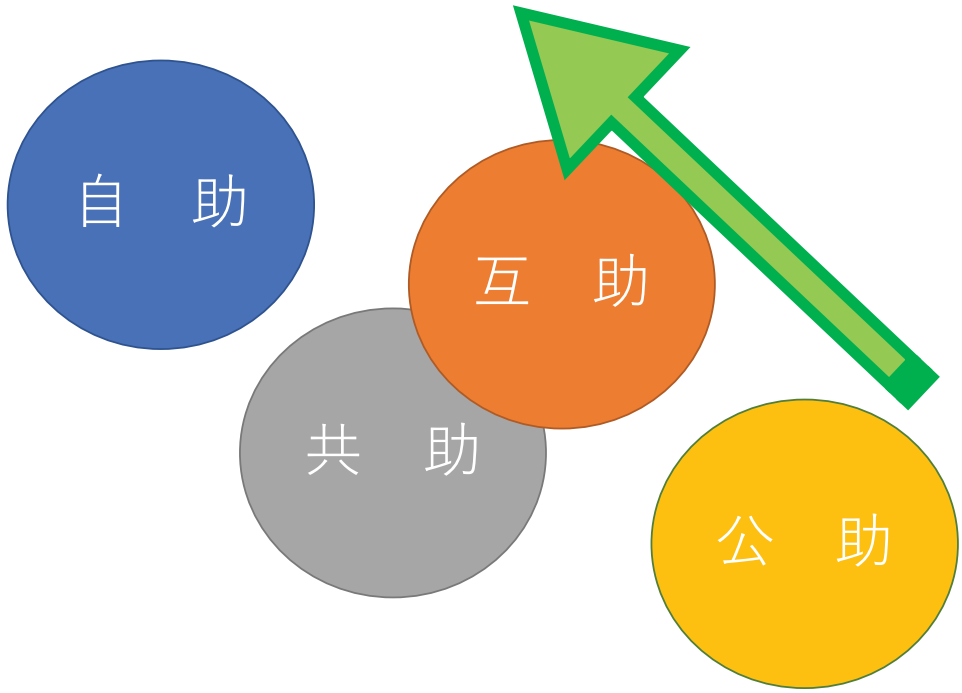


32

# 支援者の意識転換

★野戦病院的な環境でいつまでも対応するのではなく、環境条件をしっかり把握して、在宅を支えるサービスを提供しなければならないし、元の生活に戻るための支援をしなければならない

★災害は介護崩壊ではなく、生活環境の崩壊だから、在宅の状態をしっかり確認して前の状態に戻す視点が重要

★福祉関係者は抱え込む救済には慣れているが、自立生活を側面から支える視点が不足している

★仮設住宅生活者の支援だけではなく、地域社会の支援センターとして、避難所や個々の住宅の生活支援という視点も持たなければならない

33

# 熊本地震への支援を考える

## ～公民協働でつくる災害福祉の体制づくり・人づくり～

2018年2月18日（日）

株式会社　富士通総研
行政経営グループ
チーフシニアコンサルタント　名取　直美

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED

**◆被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業**

（平成23年度　厚生労働省・老人保健健康増進等事業）

・・・岩手県・宮城県・福島県内の事業所の実態調査
各県の事業者・有識者、全国の有識者で検討を実施
➡災害福祉による支援体制の必要性

**◆災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けての調査研究事業**

（平成24年度　厚生労働省・社会福祉推進事業）

・・・以降は現在まで、厚生労働省社会・援護局の社会福祉推進事業として調査研究と全国の災害福祉の体制構築支援を実施しています。
今年度は「災害時の福祉的支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」（委員長：大橋謙策先生）を実施、次年度は厚労省よりガイドライン発出予定。

Copyright 2013 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

# 1.東日本大震災以前の災害から

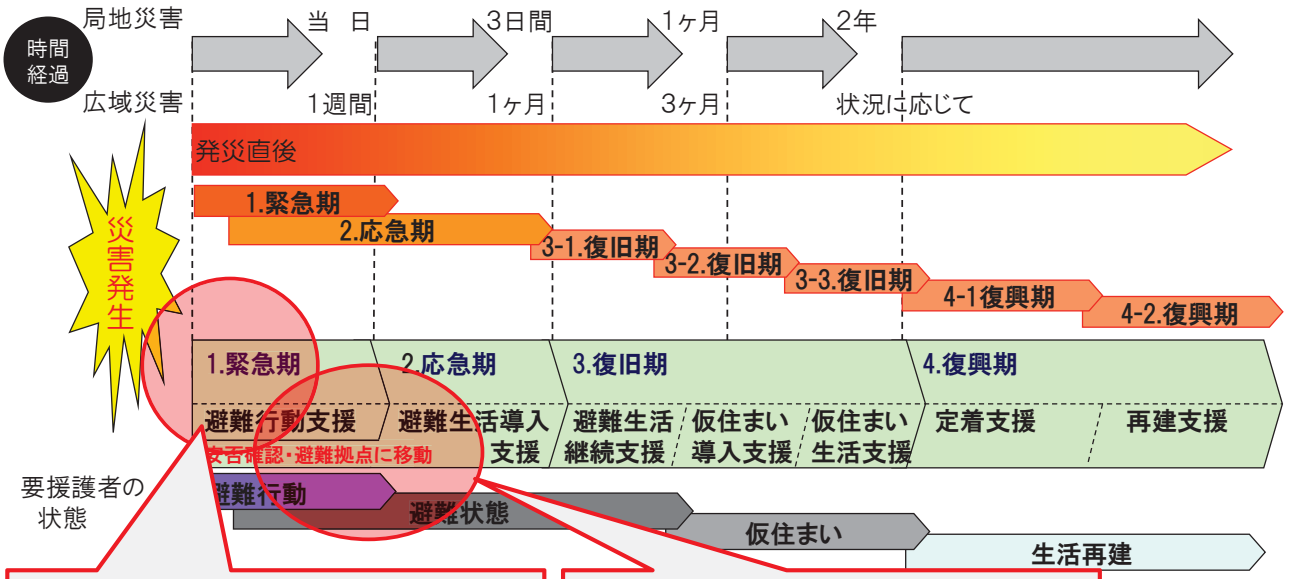


**阪神淡路大震災(H7・1995)**

死者:3,434人(60歳以上58.3%)
死因:窒息・圧死77%、焼死等9%
→救命で防ぎえた死・・500名はいた

**→DMAT等災害医療体制構築へ**

**中越地震(H16・2004)**

死者:68人(60歳以上78.8%)
死因:76.5%「災害関連死」

**→災害時要援護者対策の萌芽**



# 2.東日本大震災・そして熊本地震で起きたこと

①多くの震災直接死の発生

②二次被害の発生～災害直後の避難生活の問題

**■災害医療では困難だった災害時要援護者の課題見極め**

⇒緊急医療中心のDMATや医療救護班では、介護や障害等の課題把握は困難。
⇒保健師はいても、限られた人数であり、福祉サービスに結び付けるにも課題。

**■避難所の混乱**

⇒避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極め進まず。また、それができる人材の確保も進んでいなかった。
・・・結果、避難所は混乱、その余波は福祉施設へ。避難所の環境整備が進まないことによって、状態が悪化する人々も出てきた。

**■進まなかった福祉避難所の開設**

⇒二次的避難所である福祉避難所の指定は進まず、体制・運用方法にも課題有。重度の者は福祉避難所ではなく施設の緊急入所対象となっていた。
・・・実際には緊急入所では賄いきれず、福祉避難所の脆弱な体制では支えることが困難。人員の量的充実が不可欠。

**サービスに結びつけるには、災害時にも能力を発揮できる福祉専門職の存在が不可欠。**

**それまでも応急期における福祉の重要性に言及していたものの、機能する体制となっていなかった**

# 3.東日本大震災・そして熊本地震で発生したこと

1.震災直接死の発生
・・高齢者・障害者らに多くの被害（避難行動の問題）

2.震災関連死・重度化等の二次被害の発生
・・避難生活長期化で支援が必要な人は継続して発生（早期対応の遅れ）

3.変化する支援ニーズへの対応
・・時系列で支援ニーズは変化（支援をつないでいく必要）

4.福祉・介護専門職に対する支援・受援の必要
・・災害時の福祉支援体制の確保のみならず、受援側の課題（支援・受援体制）

5.行政による対応の限界
・・災害によるインパクト・要配慮者の増加等、対応にも限界
（行政にしかできないことへの注力）

**これは大規模災害だったからか？→違う**

高齢者の増加＝要介護高齢者の増加（量）　在宅生活推進で施設外に住む重度の人々は増加

核家族化で家庭内生活支援基盤は弱体化　地域コミュニティも弱体化

**大規模ではなくても、災害のインパクトを受けやすい日本の社会**

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED


# 4.なぜ二次被害が起きるのか？-1

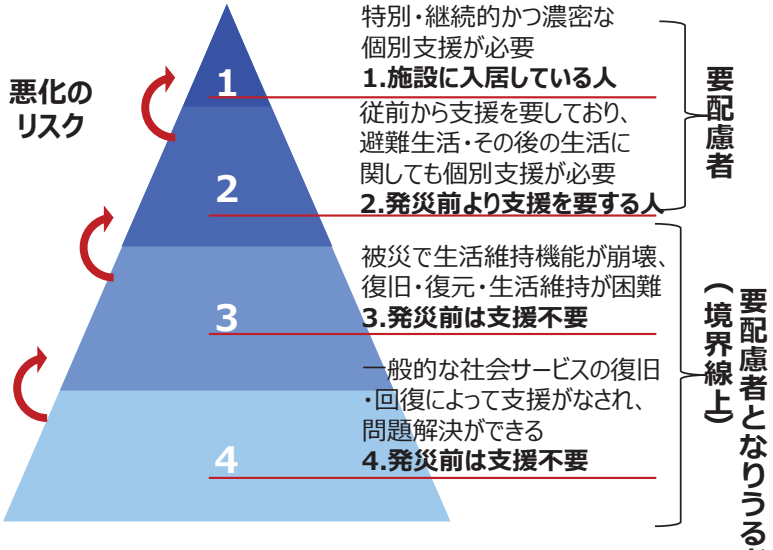


1.施設に入居している人
→入所型の施設でサービスを利用
予め支援者（サービス事業者）らは認識している
(1)事業者の事業継続

2.発災前より介護や支援を要する人
→自宅でサービスを利用
予め支援者（サービス事業者）らは認識している
(2)スクリーニングとサービスの調整

3.4.発災前は普通に生活できていた
→自宅に居住、サービス等利用なし
支援者（サービス事業者）らはらはしていない可能性高い
※家族・地域が頼り・・・
(3)リスクの早期発見・悪化防止

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED

# 5.なぜ二次被害が起きるのか？-2

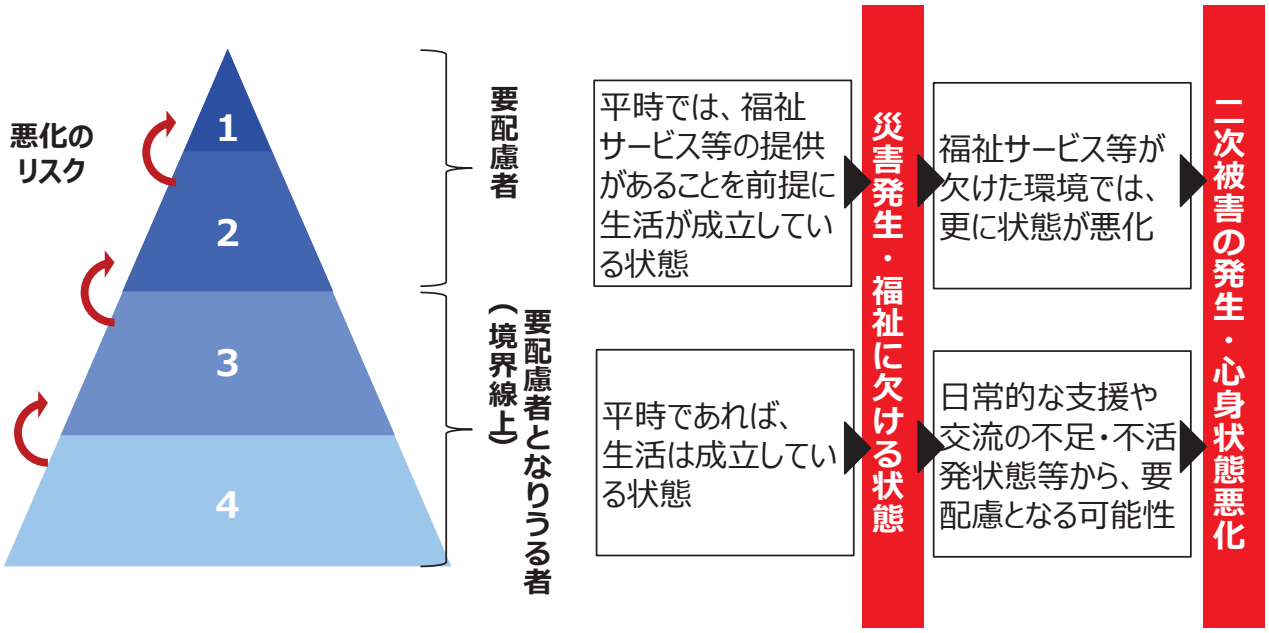


Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 6.福祉には災害時に動く仕組みが無い

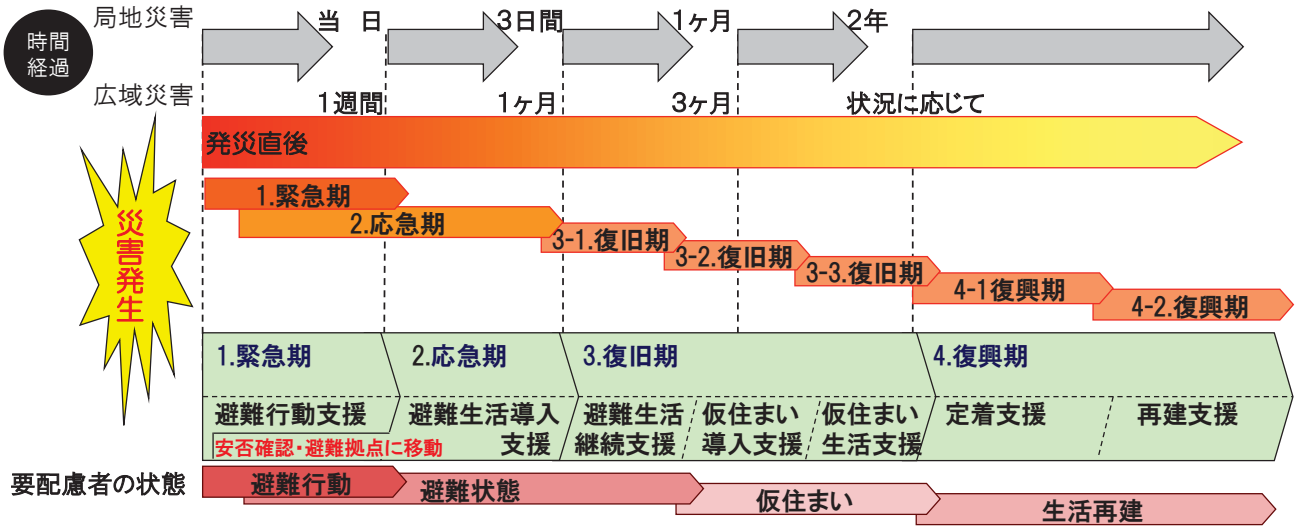


①救命・避難
安否確認・安全確保

一次被害の防止

ここがつながらない！

二次被害の防止

②避難生活以降を支える
・・・被災地域は人々を支えられる状況か？
・・・避難生活を送っている場所は適切か？
・・・支援の量と質は確保・継続されているか？

避難所は？ / 拠点となる施設は？
適した場所か？ / 環境は？
どのように調達する？ / どのように質を求める？

災害時にも医療救護活動・保健活動・公衆衛生看護活動を自動的に展開されるが、
福祉には発災後に自動的に動くシステムが無い。
⇒災害の直接的な危機から命を救えても、そこから先がつながらない。

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 7.災害が発生した場合・・東日本大震災・熊本地震の状況

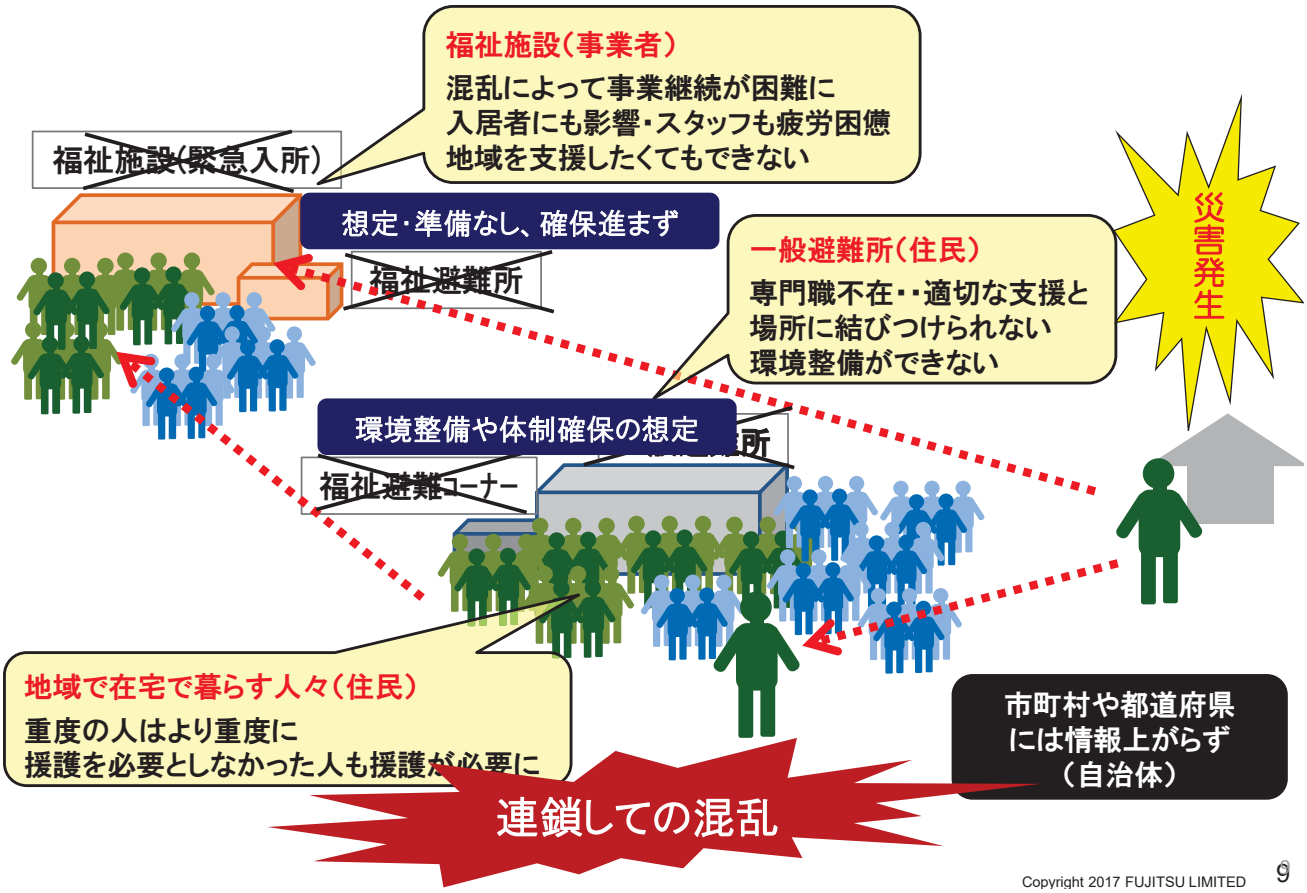


Copyright 2017 FUJITSU LIMITED


| 支援の機能 | 内 容 |
|---|---|
| **福祉ニーズ把握(緊急期～応急期)**<br>【対象:被災地域】 | 災害初期に被災地域に赴き、状況を把握し、その状況を伝えることで後続の支援につなぐことで、その後の的確で効率的・効果的な支援を実現することを目指す。(先遣隊的な役割)<br>被災地における災害時の福祉支援体制の確保と立ち上げを行うべく活動する。<br>例 ①要配慮者の量や福祉支援体制等の把握<br>②避難先等のマッピング等による把握<br>③活用できる地域資源の把握<br>④必要な福祉支援(支援内容/支援のための救援物資等含む、量)の見込みと投入先確認 |
| **スクリーニング-1(主に応急期)**<br>【対象:在宅の要援護者もしくはその可能性のある者】 | 福祉ニーズ把握の機能によって把握された情報等をもとに、避難所等、避難生活を送る在宅の要援護者等のもとに赴き、安否確認・心身状態の把握等の簡易なアセスメントを緊急的に行う。<br>その結果に基づき、見守り等の配慮の有無、必要な支援の調整、福祉避難所への避難等避難場所の移動の必要の有無等について検討し、その必要が確認された場合には、関係者らと共に調整・調達の支援を行う。<br>また、避難所においては、避難所運営者らと連携し、環境改善の支援や専門的助言等を行う。 |
| **スクリーニング-2(復旧期以降)**<br>【対象:在宅の要援護者もしくはその可能性のある者】 | (災害発生から一定程度時間経過し、徐々に人や物の流れが回復し、在宅の要援護者等の緊急対応も終了した頃から行われることを想定)<br>避難所等の避難生活以降の復旧期において生活を送る在宅の要援護者等のもとに赴き、安否確認・心身状態の把握等のアセスメントを行う。緊急的に行ったスクリーニング-1.が終了した要援護者等については、その経過を確認する詳細アセスメントとなる。その結果に基づき、見守り等の配慮の有無、必要な支援の調整、避難場所の移動の必要の有無等について検討し、その必要が確認された場合には、関係者らと共に調整・調達の支援を行うこととなるが、生活再建に向け、災害前の生活環境を配慮した支援、今後の生活を意識したソーシャルワークの視点が重視される。 |
| **サービス供給(応急期以降)** | 【対象:要援護者を支援する拠点】<br>被災地内の入居型施設を含む社会福祉施設等の事業所、福祉避難所、避難所等、要配慮者を支援する拠点において不足するマンパワーの供給を行い、事業継続を支援することにより、その支援を受ける要配慮者らを支援する。<br>また、福祉ニーズ把握、スクリーニング-1、-2等を行う場合、被災地域に精通した者が含まれていることが望ましいため、被災地内の事業者がその活動に参加できるよう、当該事業所等にマンパワーの供給を行っていくことは重要である。 |

Copyright 2013 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

# 8.支援先について：支援拠点と支援対象拠点

**支援拠点**　・・・災害福祉支援チーム等、支援者側の拠点
**支援対象拠点**・・・多数の要援護者の存在が想定される等、災害福祉支援チームが実際に支援に入る場所

| 支援対象拠点 | 具体的な支援 | 概ね緊急期～応急期 | 復旧期以降 |
|---|---|---|---|
| 一般避難所 | 1.避難所運営と要援護者対応の支援<br>2.生活機能確保の状態確認と<br>その見極め・調整<br>3.リスク予備群の発見<br>4.サービス供給(要援護者支援) | スクリーニング-1<br>サービス供給 | スクリーニング-2<br>サービス供給 |
| 福祉避難所 | 1.福祉避難所運営と要援護者対応の<br>支援<br>2.生活機能確保の状態確認とその<br>見極め・調整<br>3.サービス供給（要援護者支援） | ②スクリーニング-1<br>サービス供給 | スクリーニング-2<br>サービス供給 |
| 社会福祉施設 | 事業継続の支援<br>(直接的なサービス提供) | サービス供給 | サービス供給 |
| 要援護者の<br>居宅<br>仮設住宅<br>(含ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ) | 1.生活機能確保の状態確認とその<br>見極め・調整<br>2.リスク予備群の発見<br>3.サービス供給 | スクリーニング-1<br>サービス供給 | スクリーニング-2<br>サービス供給 |
| 地域包括<br>支援ｾﾝﾀｰ等 | センター職員とともに要援護者支援<br>(アセスメントや調整) | スクリーニング-1 | スクリーニング-2 |

福祉ニーズ把握

※具体的な支援については、医療・保健と連携を取りながら実施する。



# 9.被災地域外から支援が入る仕組み/体制が必要

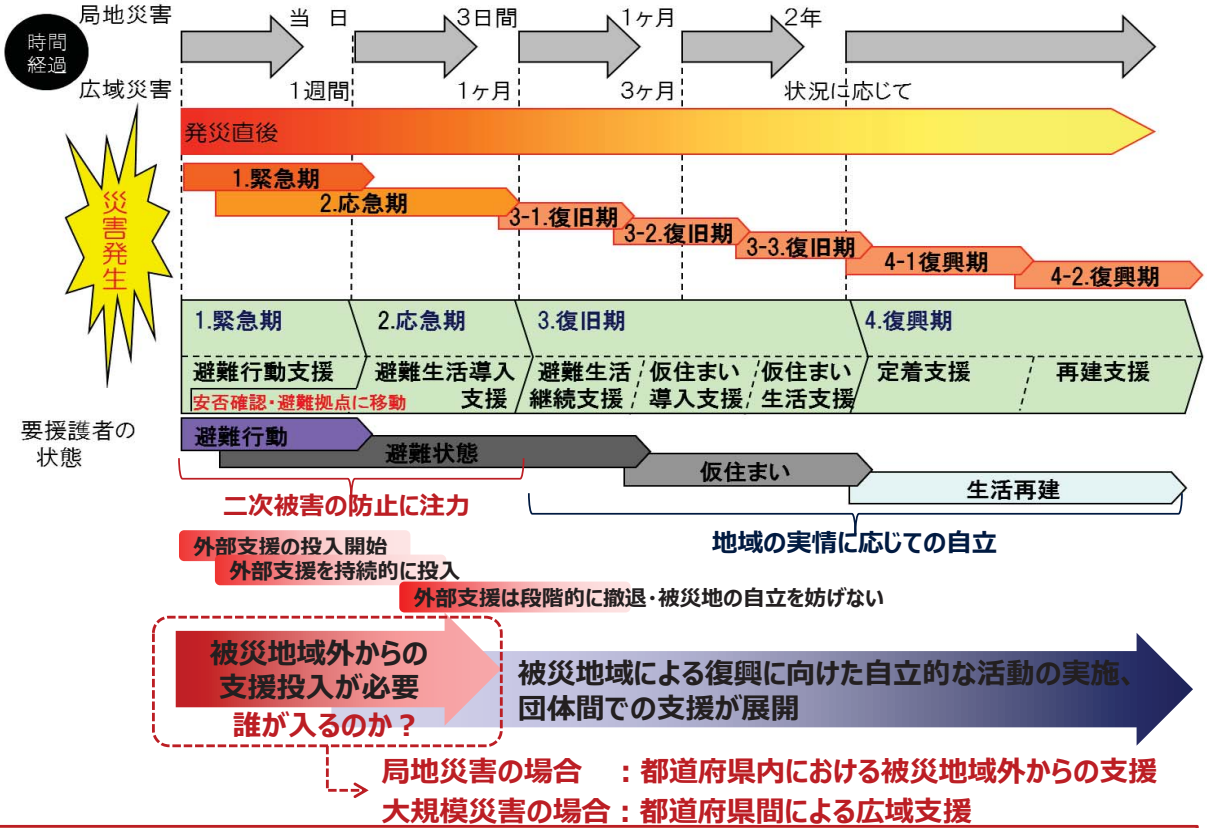


**まずは都道府県内で体制を整備することが、支援のみならず受援のためにも必要**

# 10.災害時の福祉支援体制がある場合

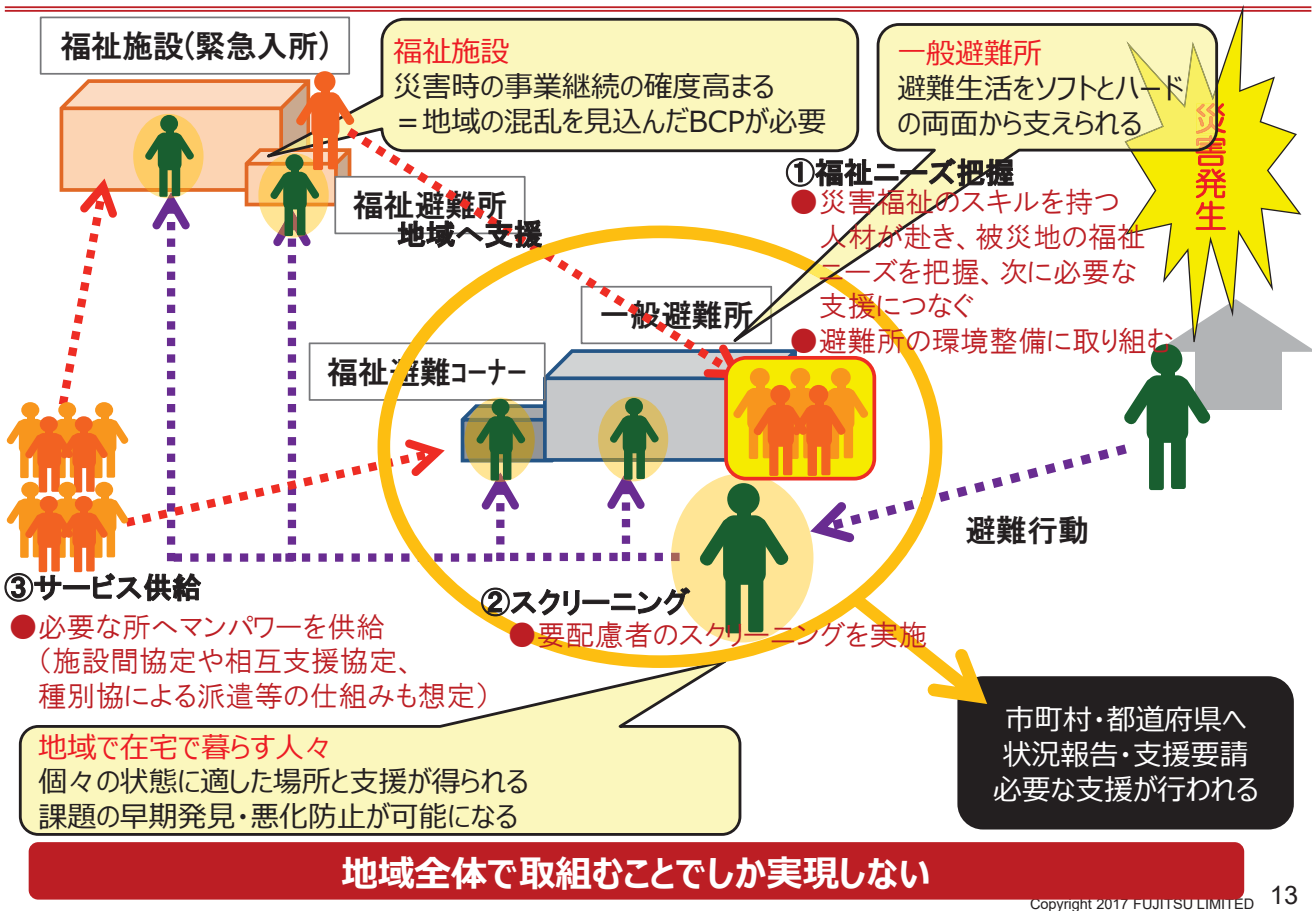


Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 11.災害時の福祉支援体制がある場合

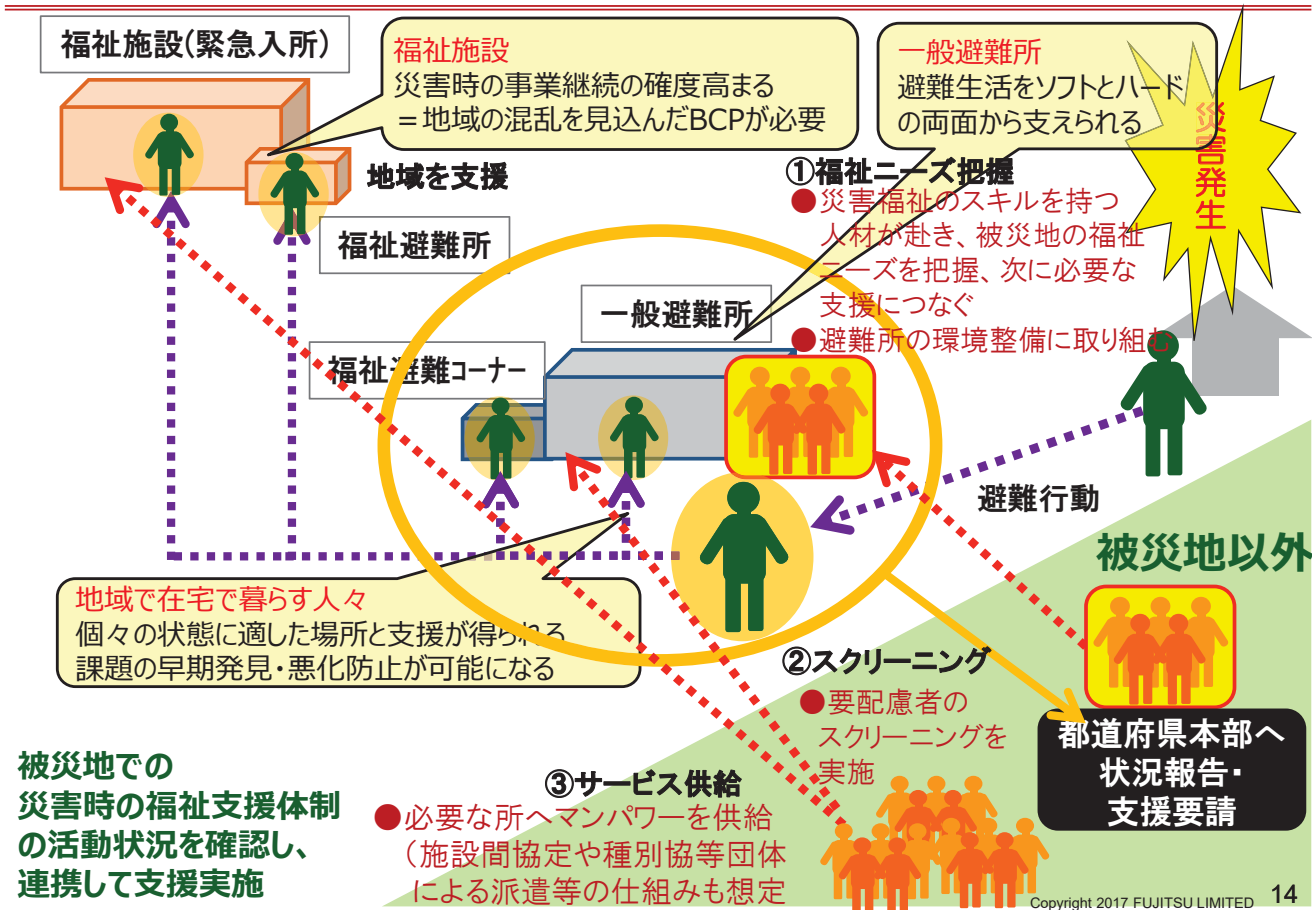


Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 12.公民協働でつくる災害時の福祉支援体制

**応急期において、医療と同様に福祉は確保すべきものである**

- **災害福祉による支援体制は、地域防災計画がきちんと動くためにも確保しなければならないもの**
- **そして、公共・事業者・住民の皆で創るもの**

**・・・災害時の地域共生社会・災害時にも機能する地域包括ケアシステム**
**公的なものであることが重要➡薄い網であっても、もれなくカバーする・できる**

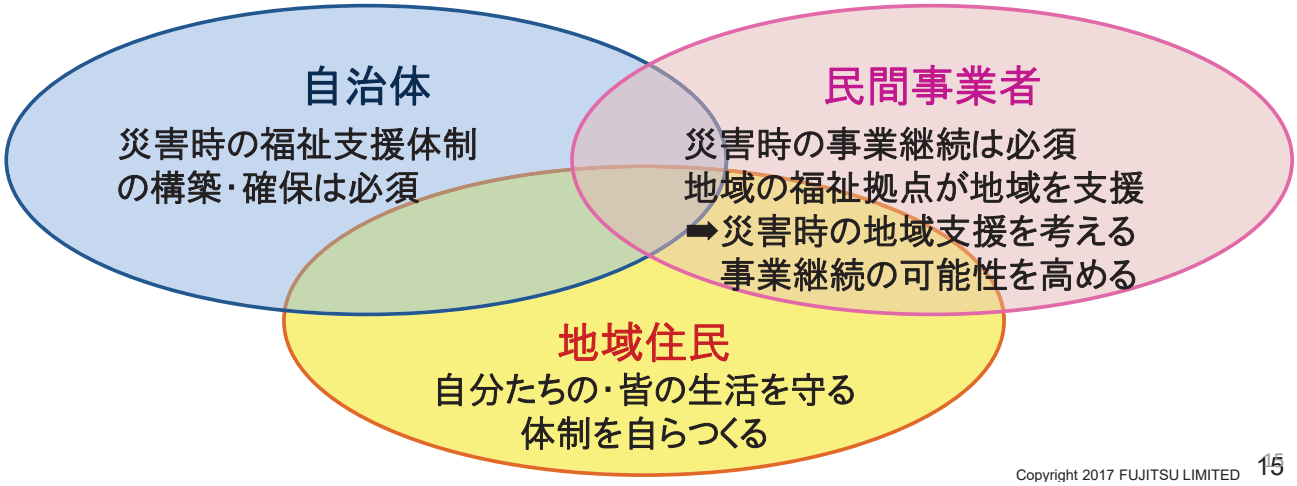


Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 13.都道府県のネットワーク

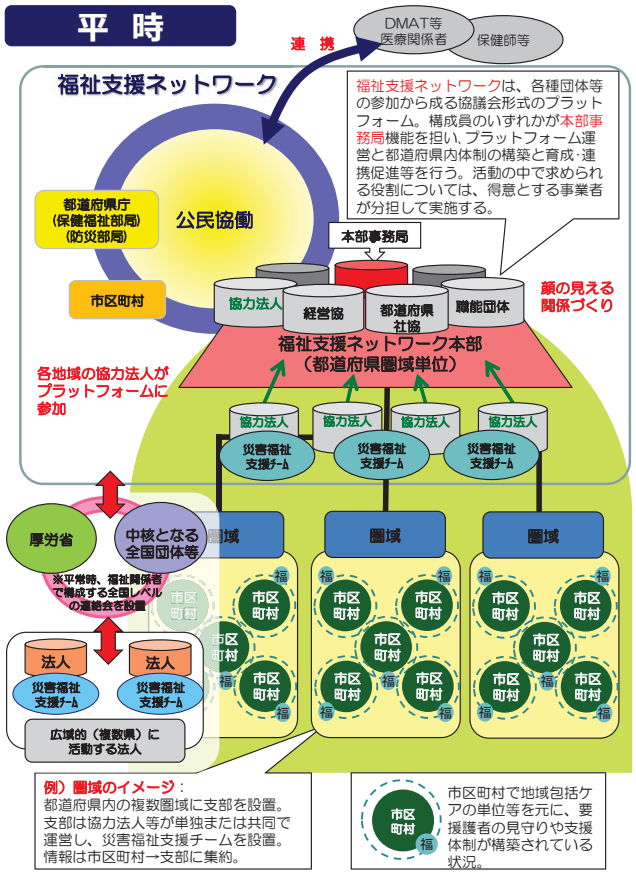


## 用語解説

| | |
|---|---|
| 災害福祉広域支援ネットワーク | 都道府県間の福祉支援ネットワークの連携を示す。 |
| 都道府県の福祉支援ネットワーク | 都道府県内における災害時の福祉支援体制を示す。福祉支援ネットワークは、福祉支援ネットワーク本部と、都道府県・市区町村等の自治体が連携して公民協働で推進・構築する。広域での活動を視野に、他都道府県の福祉支援ネットワーク、厚生労働省、各種団体と連携を図る。 |
| 福祉支援ネットワーク本部 | 都道府県社協、社会福祉法人等の事業者(協力法人)、事業者団体、職能団体等で構成される。都道府県等と連携して、平常時には災害福祉支援チームの組成等、都道府県内における要援護者の支援体制の構築を行い、災害時には災害福祉支援チームの派遣等の福祉支援を実施。 |
| 災害派遣福祉チーム | 災害後の時系列で役割や範囲は異なるが、災害時には要援護者の二次被害の防止を目的に、被災地で①福祉ニーズ把握、②スクリーニング、③サービス供給を行う。平常時には災害時要援護者支援の効率的・効果的な実施を目指し、チームがある地域で準備活動を行う。 |

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 14.体制構築のステップ

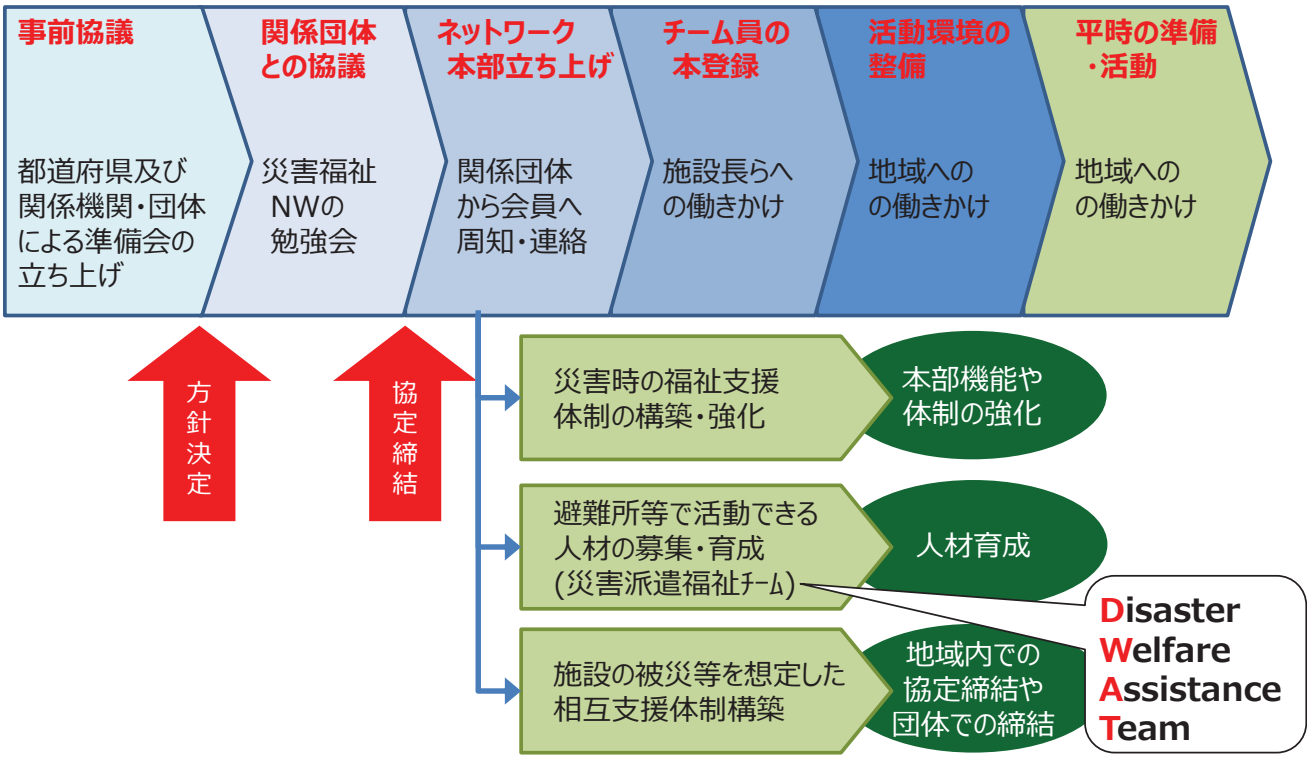


Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 15.熊本地震）都道府県をまたいでの初の広域派遣

**岩手県**

4/28-5/18 派遣実施（第5班まで）

**京都府**

5/12-5/31 派遣実施（第3班まで）

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 益城町

益城町交流情報センター・
ミナテラス（奥は総合体育館）



# 16.熊本地震後の岩手県・京都府の動き

## 岩手県

・同年8月末の台風10号による被害で県内派遣を実施

◆速やかな先遣隊の派遣と派遣要否の判断
・・プッシュ型支援の実施。次の支援につなぐための情報の把握。
◆他職種との積極的な連携
・・医師・保健師等、他職種との連携。災害時の福祉の必要性の周知と信頼。
◆本部機能の強化・コーディネータの重要性
・・災害時の「本部機能」の強化が必要。「事務局」参加団体(メンバー)による本部の強化やコーディネータ機能の補完等を考えて体制づくりをすることが必要。

## 京都府

・派遣時の気づき「受援力の向上・事前の周知や環境整備が重要」

◆災害時の福祉支援体制/DWATを機能させるには受援力が不可欠
【ハード】避難所の整備　と　【ソフト】人材の養成　を推進。
・・災害派遣福祉チームのメンバーは、地域住民・行政と連携して、強い地域づくりに
取り組みだしている福祉専門職の人々の平時の活動と

# 17.被災住民と支援人材について（災害時）

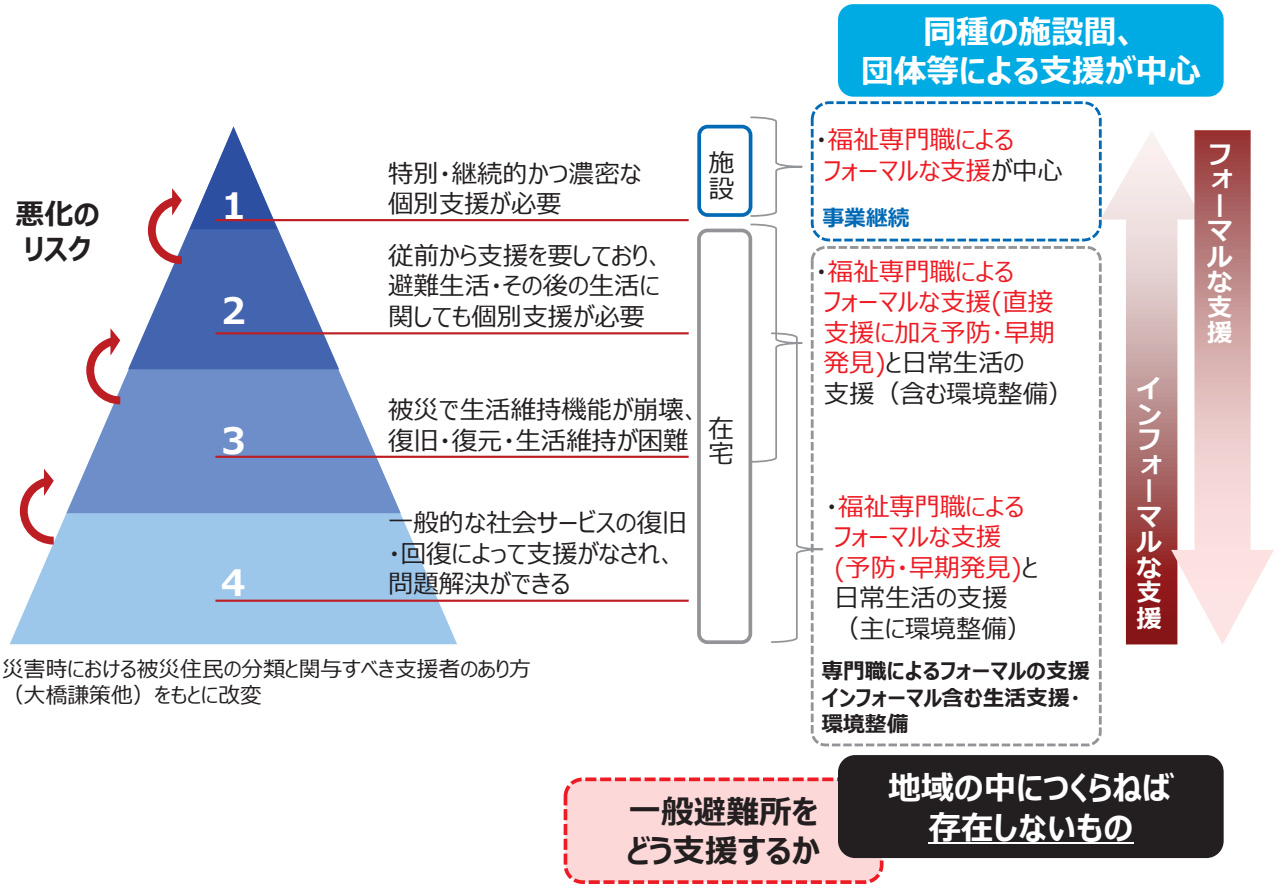


災害時における被災住民の分類と関与すべき支援者のあり方
（大橋謙策他）をもとに改変

# 18.災害時にも継続する地域共生社会の実現

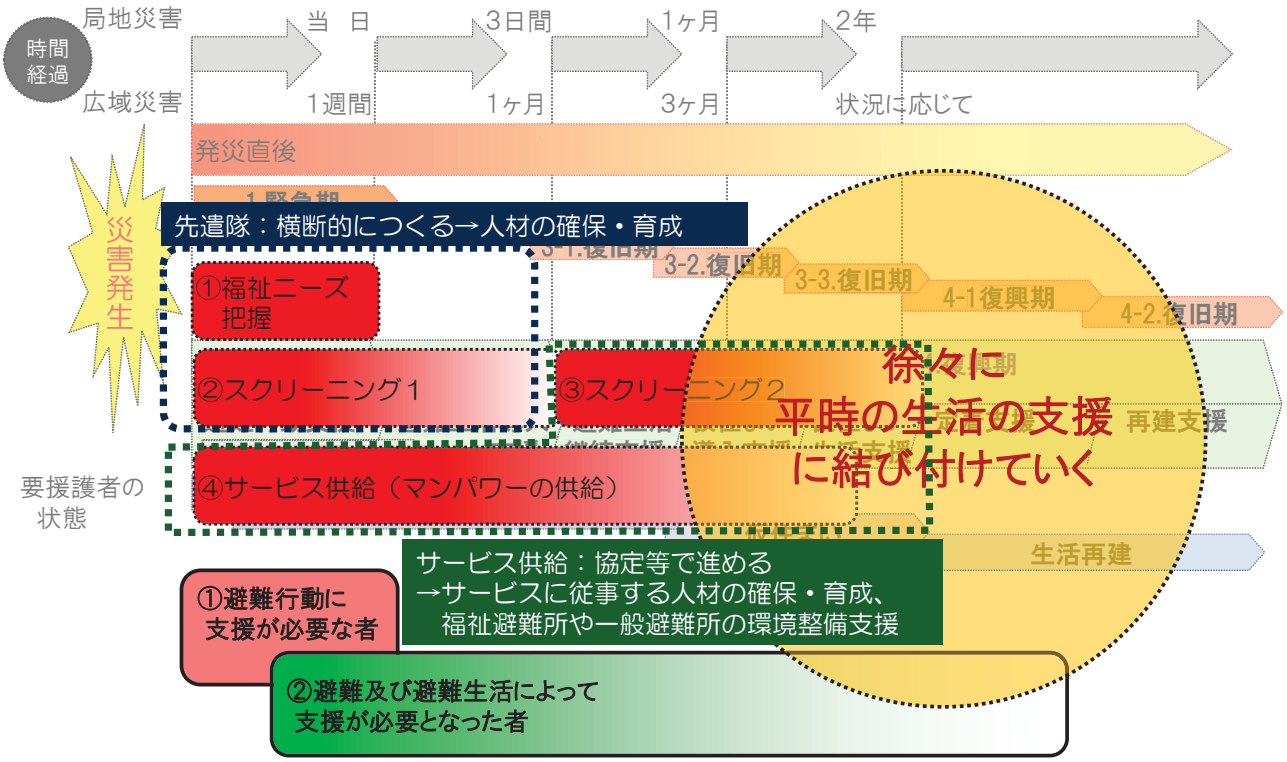


**災害時の地域共生社会/地域包括ケアシステムが実現している姿**

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED

# 19.全国：都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築状況

| | 平成24年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|
| 1 既に構築している | 11 | 10 | 14 | 19 |
| 2 現在構築中である | 3 | 10 | 15 | 14 |
| 3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない | 10 | 6 | 5 | 10 |
| 4 未定 | 15 | 11 | 9 | 3 |
| 5 予定はない | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 6 その他 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 7 未回答 | 4 | 10 | 3 | 1 |
| 計 | 47 | 47 | 47 | 47 |

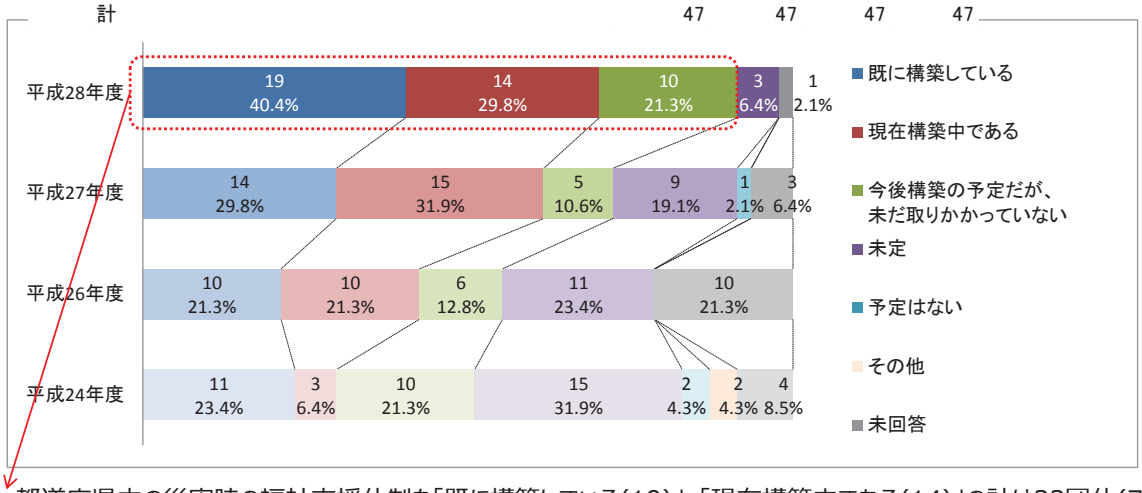


現状、都道府県内の災害時の福祉支援体制を「既に構築している(19)」・「現在構築中である(14)」の計は33団体(70.2%)。
「今後構築の予定だが未だとりかかっていない(10団体)」のうち5団体はH29年度中に構築に着手することを想定すると、
平成29年度末に「既に構築している」・「現在構築中である」の計は38団体（80.9%）になると想定される。

㈱富士通総研（平成24年度～平成28年度） 厚生労働省社会福祉推進事業

Copyright 2017 FUJITSU LIMITED 

# 20.自治体が災害福祉に取り組む意味は？

- ✓ 今後、更に少子高齢化は進行する。
- ✓ 高齢者のみ世帯等、生活基盤が脆弱な世帯が増える。
- ✓ 要介護や障害の状態が重くても在宅で生活を送る人が増える。

**そんなまちで災害が起きたら？**

大規模でなくてもインパクトは大、地域資源が少なければなおのこと

福祉に欠ける状態が発生し、支援を求める人が多く現れる中で
本来行政でしかなしえないことを進めなければならない

**福祉事業者と連携しての体制づくりに取り組むことが必要**

## 21.事業者自身の課題でもあるネットワークづくり-1

### 事業者自身の課題としても考える

**災害福祉のネットワークに取り組むことは、社会福祉に関わる者の「地域貢献」や「社会的責務」を果たすことでもある**

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について
（厚労省社援基発0123第1号　平成30年1月23日）

2.(2)「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

・・・また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に１回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。



## 22.事業者自身の課題でもあるネットワークづくり-2

### 事業者自身の課題としても考える

**災害福祉のネットワークに取り組むことは、社会福祉に関わる者の「地域貢献」や「社会的責務」を果たすだけではない。**

・・**事業者自身の使命・利用者・仲間を守る**ためでもある。
⇒被災してマンパワーも落ちた状態で、利用者の避難や体調悪化への対応が求められて青息吐息。更に要配慮者が避難してきたら事業者の事業継続は困難に。自分達・利用者・仲間の命や生活は守れない。

**災害福祉のネットワークは「誰かを助ける」だけの仕組みではない。自身にとってのBCPでもある。**

・・地域を「助ける」、他の事業所を「助ける」と同時に、事業者自身施設が「助けてもらう」ための**相互支援の仕組み**。
⇒その構築には、災害時の福祉支援体制を作らねばならず、平時から自治体・住民と一緒に**公民協働で取り組む**ことが必要。
・・・社会福祉に取り組む者としての本来の活動

**当然ながら住民の問題でもある**

## 23.公民協働でつくる災害福祉のネットワーク

### 「みんな」の課題として考える

**災害福祉の体制は、誰かだけががんばれば・誰かだけがやれば**
**つくれるものではない。**

~~「市がやれば‥」「福祉施設さえあれば‥」「住民がやれば‥」~~

**災害時の福祉支援体制は**
**「誰かを助ける」だけの・「うちが大丈夫なら」の仕組みではありません。**

**「避難所の適切な運営によって地域の機能も保たれる」（住民）**
**「地域を『支援する』ことで、事業継続できる」　（福祉事業所）**
**「その体制ができていることで復旧・復興に全力で取り組める」（自治体）**
**‥‥その相互支援の仕組み**

自治体・福祉事業者/専門職・住民が
一緒に取り組むことで可能になる
**災害時の地域共生社会/地域包括ケアの実現**

27

# 熊本地震への支援を考える
# ～DCATの活動を巡って～
# 岩手県災害派遣福祉チームの取り組みの実際と考察

**岩手県災害派遣福祉チーム　先遣隊**
**千葉　正道**

1

## 岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアルより

**災害派遣福祉チームの最大の目的は、発災直後から発生する福祉的課題に、いち早く介入することにより、二次的な被害（状態の重度化、関連死等）の発生を防ぎ、避難状況下においても良好な生活環境を確保するための被災者支援体制の充実を図ることである。**

**災害現場や被災地内での支援活動を行うための移動手段、個人装備、資機材を有し、十分な訓練を積んだ福祉専門職チームがいち早く被災地に駆けつけ、他機関と連携しつつ、福祉的支援を提供できれば、急性期から被災者支援体制の充実を図ることができるものと考えられる。**

**※国レベルでのネットワーク体制構築されていないため、県外への派遣等は、状況に応じて対応していくこととする。**

2

# 熊本地震派遣時の課題①

国レベルでのネットワーク体制構築されていないため、県外への派遣等は、状況に応じて対応。

そのため、県内での災害発生時（平成２８年台風１０号岩泉町水害等）とは違い、早急な対応は難しい状況。
※県内であれば行政からの派遣要請を待たずに、県で派遣を判断できるとマニュアル記載あり

熊本県（その前に市町村行政災対本部からの派遣要請が県に必要）からの災害派遣要請がないと派遣できない。

3

# 熊本地震派遣時の課題②

・支援を必要としている場所はどこなのか？

※あることは想定できる、ただ現地は混乱していることも想像できる、現状で現地指示を待つべきではなく、自分たちが現場を調査・確認し、支援場所を探し出すことも重要。

・現地までの移動手段は確保できるのか？
・宿泊場所はどこにするのか？
・支援場所までの移動手段はあるのか？

4

# 熊本地震派遣時の課題③

**１）熊本DCATはまだ活動を開始していない状況→県が熊本県災害派遣福祉チームに対し派遣要請していない。**

↓

**自分たちの活動開始とともに、熊本DCATの活動を支援したい！**

**２）国レベルのネットワーク体制の構築も視野に、他県災害派遣福祉チームとの連携を図っていきたい。**

↓

**今回は平成２７年度「災害福祉広域支援ネットワーク・都道府県の災害時の福祉支援体制構築のガイドライン作成に向けての調査研究事業」で岩手県と他県に取り組み紹介を行った京都府と連携→**

**他県はまだ県外派遣し支援できる状況ではないかも⁉**

5

# 熊本地震派遣までの経緯①

平成 28 年（2016 年）熊本地震に係る岩手県災害派遣福祉チーム対応検討メモ

岩手県保健福祉部地域福祉課

1　現状
・4/15 熊本県健康福祉政策課（災害派遣福祉チーム所管課）に対し、当県のチーム派遣を打診
⇒4/20 現在，熊本県から派遣要請無し
・熊本県の災害派遣福祉チームは活動できていないとの情報あり。（4/19 時点）
・岩手県の人的支援としては、要請に応じて以下のとおり対応。
ＤＭＡＴ（医療）：２チーム派遣（4/20 で派遣終了）
ＩＣＡＴ（感染制御支援）：先遣隊２名を派遣（4/22～25 予定）
保健師：必要数確保済のため派遣要請無し、追加要請に備え待機準備中
・厚生労働省では、関係団体等に対し、介護職員の応援依頼を行っているが、福祉チームについては情報無し。
・九州各県では災害時等の都道府県間の協力体制を構築しているが、4/19 現在，熊本県から福祉専門職の人的派遣要請は来ていない。（福岡県福祉総務課）

2　今後の対応方針について（案）
○熊本県から派遣要請があった場合、被災地の状況等を勘案して、チーム派遣の決定を行う
・熊本県の被害状況を勘案し、支援要請があった場合、本県としても可能な範囲で支援を行う必要があること。
・派遣決定にあたっては、被災状況や避難所の状況、現地自治体からのバックアップ体制などチーム活動の可能性を考慮の上、決定するものであること。
・支援は被災地のニーズに即したものでなければならず、地元自治体の協力が不可欠と考えられることから、チームへの派遣要請があることが前提であること。
【課題】
・熊本県のチームが活動できていない状況で、熊本県の協力が無ければ、本県チームが活動することは困難と思われること。
・被災地への移動手段やルートの確保、現地拠点の整備などの体制整備が必要であること。
・地震が続いている状況で、チーム員の安全確保について考慮する必要があること。
・災害救助法による費用負担が見込めない可能性が高く、チームの活動費用は県負担となることが見込まれることから、派遣決定及び派遣規模等について県財政当局との調整が必要であること。

3　具体的な取り組み
1）熊本県の被災状況や支援状況に係る情報収集
・被災地の混乱した状況に配慮しつつ、引き続き熊本県担当課との連絡を行う。
・関係機関等から引き続き被災状況や支援状況に係る情報収集を行う。
（介護チームを派遣した(福)典人会、厚生労働省、東北各県、県福岡事務所など）

2）チーム派遣体制の準備
・派遣要請に備え、チーム派遣の準備を進める。
・チーム員の負担を考慮し、例えば、当面１チーム派遣を想定して、輪番で待機体制をとるなどの検討。
・チーム派遣に係るチーム員の現地への移動方法、現地での宿泊場所、移動手段などの具体的な検討と所要額の確認。（⇒県財政当局との調整に必要）
3）現地調査の実施（先遣隊の派遣）
・チーム派遣の決定にあたっては現地の状況把握が必要であることから、関係職員とチーム員による事前調査の実施を検討する。
・調査員としては、チーム員１名、県社協１名、県職員１名の３名程度を想定。
・この事前調査の結果を踏まえて、臨時の検討部会を開催し、チーム派遣の決定に至ることが望ましい。
・派遣要請が無く、チーム派遣に至らなかった場合でも、今後のチーム体制充実のため、時期を見て現地調査を行う必要があること。
【課題】
・派遣を前提とした現地調査をいつ行うか。（派遣要請が無い段階では熊本県に負担をかける懸念）

6

# 熊本地震派遣までの経緯②

福祉チームの派遣検討状況について№2
28/04/2019：00 支援部加藤

○ 医療法人社団福厚堂系列にて、1チーム派遣準備有り（矢巾包括　吉田所長より）
○ チーム検討メンバーの千葉正道氏、西尾卓樹氏、調査隊として派遣準備有り
○ 本日 16：00 県庁にて担当者打ち合わせを実施（佐々木担当課長、浅沼主任主査、加藤）
※ 別添検討メモ参照
・調査又は先遣隊の派遣をするとしても、熊本県からの要請・承認が必要
・本隊の派遣となると、財源の確保、規模、活動内容の検討が必要となるが、熊本県DCAT担当者に、岩手県庁より派遣の準備があることを今一度 4/21 にメールで伝えてみる。
・五つの視点で検討が必要
1　要配慮者のニーズがあるのは確実
2　熊本DCAT始動支援
3　岩手の経験を伝える（恩返し）
4　岩手チームの実績
5　今後の全国展開（他県チーム）
・調査又は先遣隊のイメージ
県担当者、県社協担当者、チーム員1～2名
・本隊のイメージ
1チームを派遣し、後発を事前に2陣～3陣まで編成しておく。
※明確な計画が必要か
・厚労省の調整機能に期待したいが、難しいだろう。
※ そもそも「福祉チーム」の認識が薄いようである

1/1ページ

**masamichi**

差出人：　"岩手県社会福祉協議会　加藤　良太" <r-kato@iwate-shakyo.or.jp>
日時：　2016年4月22日 15:44
宛先：

件名：　岩手県チーム調査隊について

福祉チーム検討部会等ご関係者の皆様

皆様お疲れ様です。
早速ですが、標記について報告します。

1 本日AM、県社協椛子専務が知事に表敬訪問した際に、チームの話題となり、知事及び保健福祉部長も「派遣要請は無かったが、ひとまず行ってみることが重要」との旨、見解を示していただいたようです。
2 従って、調査隊を出します。
3 県及び県社協では、調査隊派遣の具体について検討に入ります。
4 本日夕方までには、熊本からの要請がないこと、調査隊を検討することについて、チーム員に一斉メールで、施設（所属長）あてに通常メールで、周知しようと思います（県次第です）。

≪至急！！ご意見をお寄せください≫
1 調査隊の時期について（1日でも早く、連休明けぐらい、等）
2 本隊派遣の想定について（一度断られているのでひとまず調査してみてからで充分、本隊を派遣する前提で、等）
3 その他
※ 調査隊編成は県、加藤、検討メンバー1～2名を想定しています。
※ 調査に入る際は、熊本県に承諾を得てからになります。
※ 本隊派遣には財源的な課題もあります。（県では本隊派遣も視野に検討いただいています。1チーム150万円位！？）
※ 県社協からは、緊急的にチーム検討部会を開催することも提案しています。
※ 本隊派遣には、距離の問題、チームとして対応できる期間で何ができるか、チームが想定している活動ができるか等、様々な課題もあると想像しています。

~～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
主査　加藤 良太
☆岩手県災害派遣福祉チーム事務局
岩手県社協・保育協議会事務局
岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会事務局
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3
ふれあいランド岩手内
TEL 019-601-7024 FAX019-637-4255
Email：r-kato@iwate-shakyo.or.jp
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

2016/04/22

# 熊本地震派遣までの経緯③

【様式1】

岩手県災害派遣福祉チーム派遣指示書（案）
（兼オリエンテーションシート）

作成日　平成 28 年 4 月 28 日

岩手県災害福祉広域支援推進機構
本部長　岩手県知事　　達増　拓也　　印

平成 28 年 4 月 14 日に　熊本県　で発生した地震災害（先遣調査派遣チーム用）への派遣を指示します。

記

● 派遣日程等
派遣期間　：　H　28 年　4 月　28 日（木）～　5 月　1 日（日）
集合日時　：　H　28 年　4 月　28 日（木）8：00
集合場所　：　岩手県庁正面玄関前

● 派遣先
派遣先市町村　：　熊本県
現地災害対策本部：住所　〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目-18-1
TEL　096-333-2192（内 7015）
Mail　katou-y@pref.kumamoto.lg.jp
活動予定先　：　避難所　・　未定　※別添活動計画書参照
派遣要請　：（ あり ・ なし ）
派遣目的　：熊本県保健福祉部健康福祉課（担当：加藤弥生氏…熊本DCAT担当課）からの要請のもと、避難所内ニーズ確認及び岩手チームの本隊派遣の可能性について調査し、熊本県担当課に報告を行う。

● チーム編成

| | 役割 | 氏名 | 所属施設（団体） | 携帯 TEL／Mail | 靴 | 服 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | リーダー | 淺沼　修 | 岩手県　地域福祉課 | | | |
| 2 | サブリーダー | 西尾　卓樹 | 秀峰苑 | | | |
| 3 | | 千葉　正道 | 介護居宅支援事業所はる | | | |
| 4 | | 加藤　良太 | 岩手県社協 | | | |

● 宿泊先
ホテルルートイン佐賀駅前　〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-50　TEL0952-27-7115

【様式4】

岩手県災害派遣福祉チーム活動計画書（案）

作成日　H28 年 4 月 27 日　作成者：事務局　加藤　良太
派遣日程等
派遣期間　：　H　28 年 4 月 28 日（木）～　5 月 1 日（日）
● 派遣先
派遣先市町村　：　熊本県
現地災害対策本部：住所
TEL　096-333-2192（内 7015）　担当者　保健福祉部健康福祉政策課参事　加藤　弥生　氏
● 活動計画　活動先　熊本県熊本市等の避難所、熊本県庁

| 日目 | AM | PM | 宿泊 |
|---|---|---|---|
| 1（4/28） | 8：15　県庁玄関出発式<br>8：50 盛岡駅発はやぶさ 10 号<br>11：48　羽田空港着 | 13：15　羽田空港発<br>15：10　有明佐賀空港着<br>レンタカー借用・移動<br>17：30　熊本県庁入り…状況確認 | 佐賀駅前 |
| 2（4/29） | 熊本市内、または同市近郊市町村の避難所の状況調査、要配慮者搬送先情報等入手等<br>現地福祉関係活動団体との情報交換等 | 同左 | |
| 3（4/30） | 同上 | 熊本県担当課との情報交換 | |
| 4（5/1） | 予備日<br>11：30　佐賀空港着レンタカー返却 | 12：20　有明佐賀空港発<br>14：00　羽田着<br>新幹線にて盛岡へ | |
| | | | |

● 追加派遣等の可能性
先遣隊に連続したチーム本隊の派遣は難しいと考えるものの、調査状況によって検討する。

● その他の情報

8

# 熊本地震派遣までの経緯④

岩社経営発第64号
平成28年4月26日

岩手県災害派遣福祉チーム員所属施設の長　様
（チーム連絡責任者　様）
（チーム員　各位）

岩手県災害福祉広域支援推進機構事務局
（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）
事務局長　根子　忠美
（公印省略）

熊本地震に係る岩手県災害派遣福祉チームの派遣について

平素より災害福祉広域支援の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標記について、平成28年4月25日に熊本県保健福祉部健康福祉政策課から、当県災害派遣福祉チームに対し派遣要請がなされました。

つきましては、当チームとして下記のとおり先遣調査チームを現地に派遣することとしましたので、ご承知くださるようお願いします。

なお、チーム員に対しては、4月15日10時15分にチーム員連絡網システム（一斉メール）により、「平素同様、派遣に対する準備」を進めておくよう指示しているところですが、後発チームの派遣も検討していますので、引き続き、チーム員における派遣の備え及び貴事業所等の体制整備等について、ご協力くださるよう併せてお願いします。

おって、同一斉メールでは、送受信が確認できないチーム員が複数おりましたので、貴所属チーム員に対し別添事務連絡をご回送願います。

記

1　先遣調査チーム
(1)　派遣日時
平成28年4月28日（木）※夕方、熊本県庁入り～平成28年5月1日（日）
(2)　活動目的
熊本県保健福祉部健康福祉課（熊本ＤＣＡＴ担当課）からの要請に基づき、避難所内ニーズの確認及び本県災害派遣福祉チームの本隊派遣の可能性について調査し、熊本県担当課に報告を行う。
(3)　派遣メンバー
西尾卓樹（チーム検討部会メンバー、チーム員）、千葉正道（チーム研修検討メンバー、チーム員）、淺沼　修（岩手県地域福祉課チーム担当）、加藤良太（岩手県社協チーム事務局担当）以上4名
2　後発チームの検討及び要請
先遣調査チーム派遣中又は5月2日（月）にチーム検討部会メンバーを中心に検討を行い、後発チームを派遣する場合は、対象チーム員に対し一斉メール等を通じて指示する。

【照会先】
岩手県社会福祉協議会　福祉経営支援部
（担当：加藤　良太）
〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3
電話　019(601)7024　FAX　019(637)4255
Email:r-kato@iwate-shakyo.or.jp

（様式第4号）

岩手県災害派遣福祉チーム員派遣要請書

平成２８年　４月２７日

指定居宅介護支援事業所はる　施設長　様

岩手県災害福祉広域支援推進機構本部長
岩手県知事　　達増　拓也

岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領第６及び岩手県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定に基づき、下記のとおり岩手県災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を要請します。

記

| 番号 | 災害名 | 活動予定地（市町村） | 職種 | 氏名 | 摘要（登録番号） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成28年熊本地震 | 熊本県内 | 介護支援専門員 | 千葉　正道 | 140198 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（担当）　淺沼
（所　属）保健福祉部地域福祉課
（連絡先）　TEL019-629-5423

9

# 熊本地震での活動の様子①

熊本県庁にて被害状況等確認

その際支援先の助言を受け、翌日益城町へ

10

# 熊本地震での活動の様子②

ミナテラスで岡山市保健師より状況説明

ミナテラス玄関でミーティング

11

# 熊本地震での活動の様子③

益城町総合運動公園全体ミーテング

12

# 熊本地震での活動の様子④

京都府DWATへの引継ぎ

益城町福祉避難所関係者会議

13

# 熊本地震での活動の様子⑤

避難所　益城町交流情報センター（ミナテラス）

避難所内に「さしより相談処」を開設

14

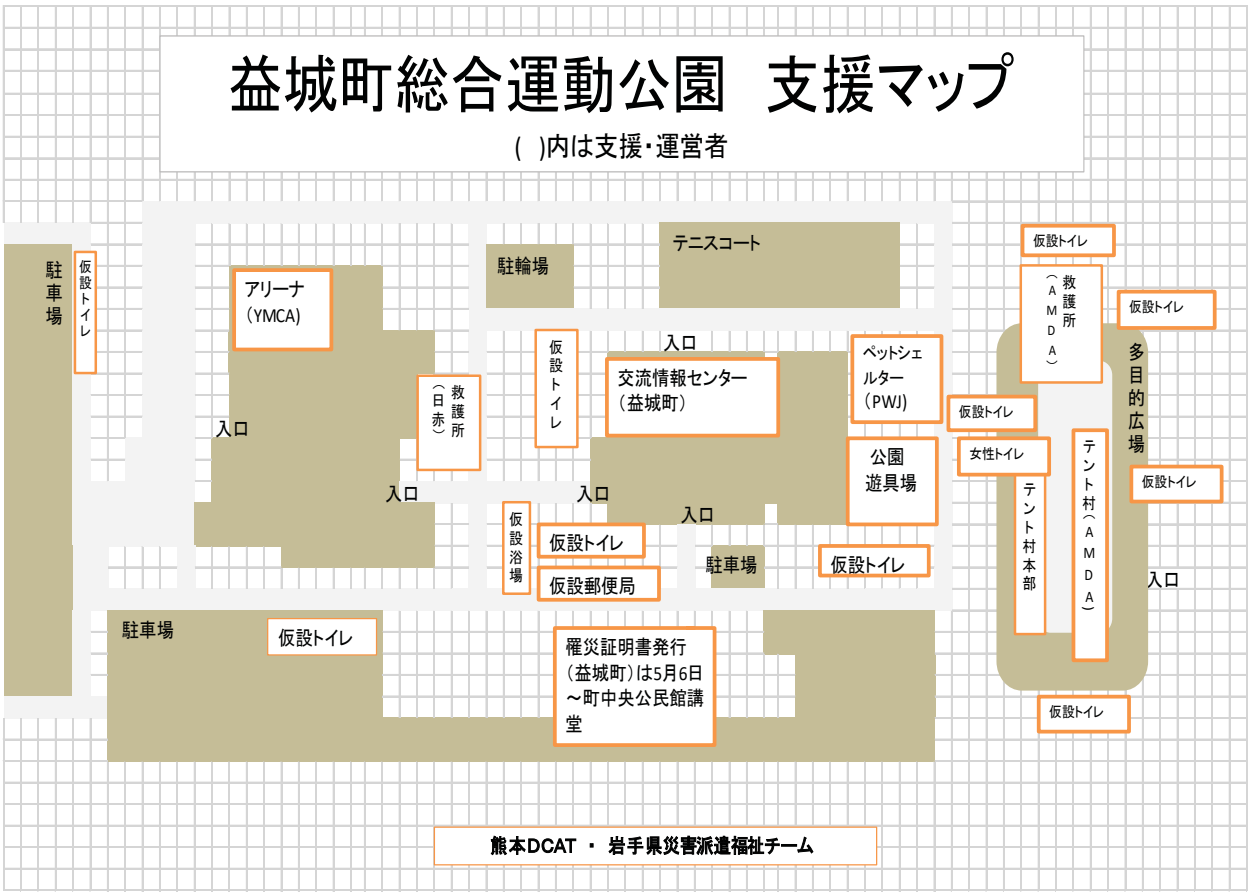
益城町総合運動公園　支援マップ
（　）内は支援・運営者
駐車場
仮設トイレ
アリーナ
（YMCA）
入口
救護所
（日赤）
駐輪場
テニスコート
仮設トイレ
入口
交流情報センター
（益城町）
ペットシェルター
（PWJ）
公園
遊具場
仮設浴場
仮設トイレ
仮設郵便局
駐車場
仮設トイレ
罹災証明書発行
（益城町）は5月6日
～町中央公民館講堂
仮設トイレ
救護所
（AMDA）
仮設トイレ
多目的広場
仮設トイレ
女性トイレ
テント村本部
テント村（AMDA）
仮設トイレ
入口
仮設トイレ
熊本DCAT ・ 岩手県災害派遣福祉チーム

15

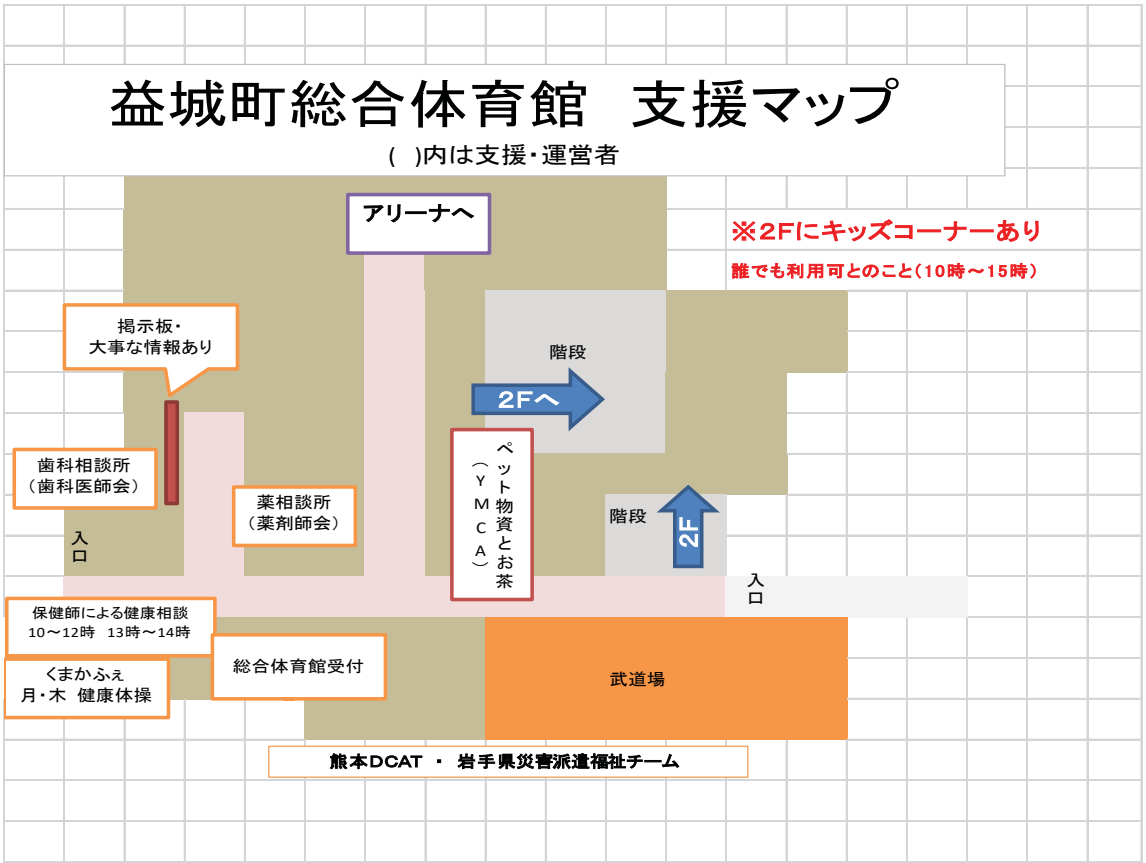
益城町総合体育館　支援マップ
（　）内は支援・運営者
アリーナへ
※2Fにキッズコーナーあり
誰でも利用可とのこと（10時～15時）
掲示板・
大事な情報あり
階段
2Fへ
歯科相談所
（歯科医師会）
入口
薬相談所
（薬剤師会）
ペット物資とお茶
（YMCA）
階段
2F
入口
保健師による健康相談
10～12時　13時～14時
くまかふぇ
月・木　健康体操
総合体育館受付
武道場
熊本DCAT ・ 岩手県災害派遣福祉チーム

16

# 益城町交流情報センター（ミナテラス）館内
# 避難行動要支援者マップ

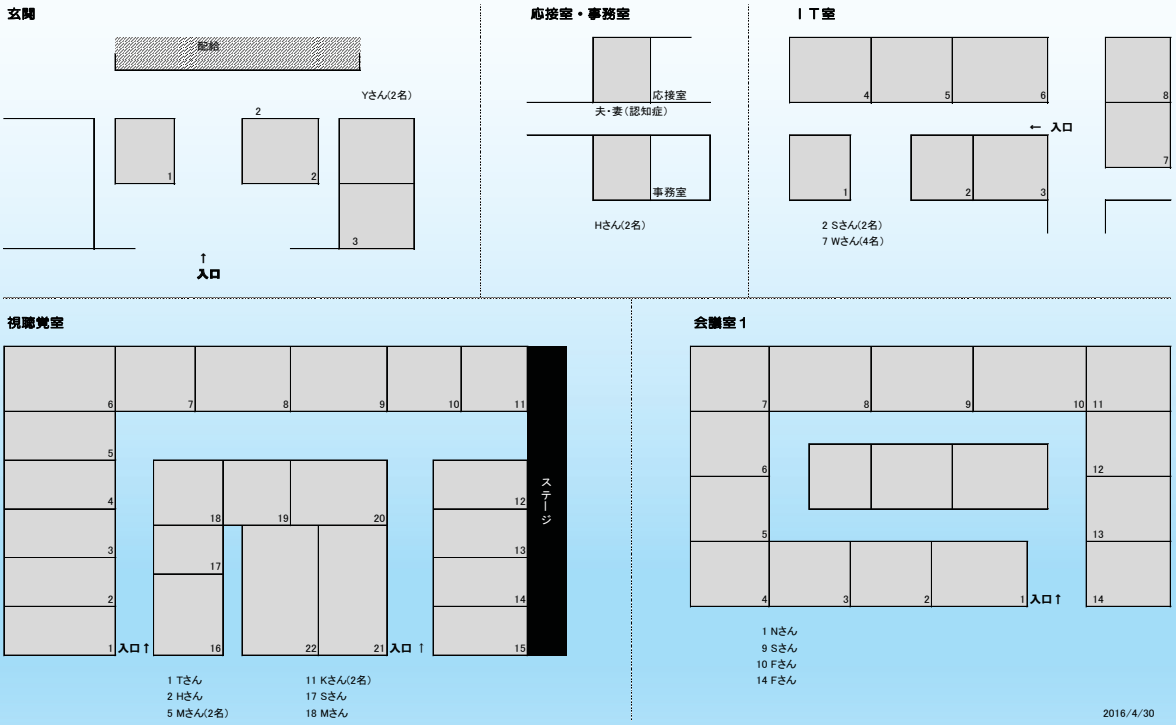


17

# さしより相談処チラシ

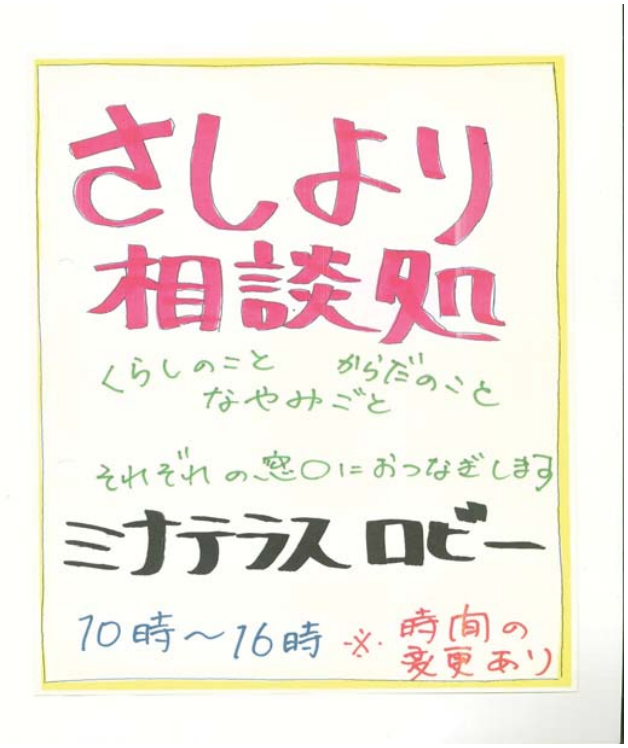


18

# 岩手県災害福祉派遣福祉チーム　日課表
※具体的にイメージしてみてください！

**・７：００頃→宿泊先（大牟田市）出発（南関ＩＣ→益城熊本空港ＩＣ）約１時間～１時間半渋滞によっては到着が遅れる場合があり。（渋滞も考慮し早めの出発）**

**※熊本ＩＣの方が良いか・・・**

**・８：２０頃→荷物、資機材降ろす。順次避難者へのトイレの汚れがないかの確認（月曜日は掃除の交流情報センターの清掃員が休みなので・・・）、相談処さしよりの準備、事務所内にパソコンの準備。**

**※身がい者用トイレの汚物処理に関して、1.時間ごとに見回りが必要**

19

**・９：００頃→ラジオ体操第１を行う。（ＣＤで可能であれば再生、無理であればYoutubeで館内マイクを通して。その後に１０～１５分程度身の回りの片づけを行う。ラジオ体操の案内の際に、片付けの件もマイクにて案内する。（５～２０分程度）**

**◎相談処さしよりに１名配置、**

**・１０：００→体育館もテント村等も含めて、支援者（団体）集まり全体ＭＴＧを行う。（司会は行政の方が担当）（５～１０分）場所は交流情報センターと体育館前の日赤救護班の周辺）司会は行政の職員**

**終了後→岡山市保健所チーム、熊本ＤＣＡＴ，岩手チームで集まりＭＴＧを行う（交流情報センター避難者の情報共有、注意事項、申し送りを行う。（基本リーダー参加で可能であればサブリーダーも参加する。場所はそのままのところで。（５～１０分）**

20

・１１：００→熊本ＤＣＡＴと一緒にＭａｐの見直しの為、施設内の見回り。（さしより相談処の前に集合）（２０～３０分）
※現在は当チームのみで対応

・１２：００→岩手チームでＭＴＧ（午前中の相談事例の共有）
※　さしよりには常時配置するように交代で昼食休憩をとること
◎熊本DCAT一緒に昼食をとる。可能な限り熊本DCATと交流を図る。適宜休憩をとる。

・１４：３０→岩手チームのみで集まり１５：００のMTGの為の申し送り。チーム員が相談等の対応中な時にはサブリーダーがチーム員に聞いて回り情報を収集する。

21

・１５：００→ラジオ体操を行う。身の回りの片付け（９：００と同じ）
熊本DCATにも各部屋に入ってもらい一緒に行う。

・１５：１０→岡山市保健所チーム、熊本DCAT、岩手チームでMTGを行う。（場所は図書室か事務所内の空きスペースで）司会は基本的に熊本DCATで行い、状況に応じて岩手チームで。

・１６：００→県社協に当日の状況報告を行うが多忙な時は次の日の朝に報告
◎活動日誌を記入する。（午前中の内容は書ける時に書いておいた方が良いと思います）

22

**・１７：００→活動終了（ダンボールに入ったファイル等一式、延長コード、パソコンは熊本チームよりの借り物なので宿に持ち帰る、プリンターは事務所内に置いて良いとの許可を館長より頂いています。　（相談や訪問者等の対応があると思います）**

**（注意事項）**

**①　基本、何かを新たに始める様な時には交流情報センター館長の許可を必ず得ること。**

**②　熊本ＤＣＡＴにも申し送りをした方がスムーズに物事が進むと思います。**

**平成２８年５月○○日現在**

23

# １，今後将来に向けて必要と思われる事項

**（1）自分が取り組んで見て、実際に災害時に必要な支援活動と思われた事項**

**・感染症対策（フリーで避難所に出入りできる状況）及びメンタルケアやケア全体の質向上が課題。**
**・フォーマル、インフォーマルも組み込んだ地域支援体制の早急な構築が在宅復帰時には有効。**

24

・他県からの応援スタッフ（含む災害派遣福祉チーム）の受け入れ態勢予測や計画への事前位置づけも必要！

※起きてからではなく、事前に検討しておくことが重要！

・そして早めに将来予測を立てておくことも重要！

※災害が起こる前から、地域の誰が、どう地域を支えていくのかといった確認作業や組織横断的な仕組みづくりをひとつひとつ丹念にしておくことが重要！

25

（２）自分自身は行うことができなかったものの、社会福祉専門職等による支援が必要と思われた事項

早い時期から専門職による精神面等の支援が必要だと思われた。

（乳幼児及び児童等の専門職の支援も早い時期から必要！）

・このあたりに自分の力の無さを・・・。

26

## （３）その他必要と思われた支援の内容

・大きな避難所では避難者が多すぎて統率が取れていない印象。
※誰にどう伝えれば全体に周知できるのか把握できない！

・社会福祉専門職等のスタッフがもっとフォローしたほうがよかったのでは・・・。
（地元の専門職等と連携を図ることも重要）

**もちろん決定権は地域住民、**
**より強いフォロー体制が必要。**

27

## ２，社会福祉専門職が組織的に支援活動を行う場合の留意事項・条件と思われた内容

・あくまでも、地域住民の方が主体であるので、あまり深入りせず節度を持って接する姿勢が重要（最終的には地域で支えることになる）。

・被災者であるという目で見て客観的に観察できなくなる可能性があるので、その点には注意が必要（特に遠方から来るボランティアさん等）。

・他県支援者の場合、できれば方言などを理解でき話せる現地スタッフがいた方が、コミュニケーションがスムーズにとれる（地元の通訳さん）。

**何かしてあげなければという気持ちが強すぎると、要配慮者・要支援者のできるというところまで、手を出してしまいがちで結局は自立支援の阻害要因となる（見立て・手立てはしっかりと）。**

28

基本的なところですが・・・
情報の共有化及び共通ツール（用紙等）の使用が被災地でも必要（今回熊本DCATよりパソコンの貸し出し及び避難所代表者より印刷機使用許可あり）。

引継ぎ（他県チームへの引継ぎ時も含む）も簡単かつスムーズに進むし、自立支援の阻害要因の防止や事故発生が未然に防げる。

29

## 3，その他災害派遣福祉チーム員として自分が必要と思っている事項等

・各専門職がタッグを組んで行うわけですから、やはり共通の土壌が必要。

チームとして活動する方々は、同じ講義を受け、そして共通の考えを持って行動するスペシャルチームにならなければならない。
※できれば、国が調整し、同じ内容の講義受けたチーム員養成が大規模災害発生時の県同士連携のために必要！

30

**・組織作りのエキスパートや介護のスペシャリスト、そして乳幼児・児童等の専門職が強力なタッグを組んで被災地支援に赴く。**

# それこそが今求められている災害派遣福祉チーム

31

## 岩手県災害福祉広域支援推進機構①

**【設置に至る経緯】**

○東日本大震災津波の際の福祉関係職能団体等による避難所支援活動　（「災害ボランティア派遣システム」）にて、要配慮者及び支援者における課題等を確認。

→災害初期からの避難所等における福祉的支援の必要性

県に**福祉版ＤＭＡＴの創設**及び**国レベルでの体制整備**について要望書を提出（１１団体：Ｈ２４.３月）

○平成２４年度から災害派遣福祉チームについて検討

Ｈ２４年度：ワーキング会議、有識者懇談会

Ｈ２５年度：設置準備会

○平成２５年９月チームの派遣主体となる

**「岩手県災害福祉広域支援推進機構」**を設置

32

# 岩手県災害福祉広域支援推進機構②

**【設置目的】**

○　大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを、広域的・組織的に行う仕組みづくりについて協議・検討する。

○　大規模災害時において「災害派遣福祉チーム」の派遣調整を行う。

**【組織】**

○　本部長：岩手県知事　　○　副本部長：岩手県保健福祉部長

○　事務局：岩手県社会福祉協議会

○　委員：構成団体の代表者等

33

# 岩手県災害福祉広域支援推進機構③

**【構成団体】**

**〔福祉関係〕**

**岩手県社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会、**
**同障がい者福祉協議会、**
**同児童福祉施設協議会、同保育協議会、**
**同社会福祉法人経営者協議会、岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会、**
**岩手県介護老人保健施設協会、岩手県知的障害者福祉協会、**
**岩手県認知症高齢者グループホーム協会、　岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、**
**岩手県精神保健福祉士会、　岩手県介護支援専門員協会、岩手県ホームヘルパー協議会、**
**岩手県医療ソーシャルワーカー協会**

**〔医療・保健関係〕**

**岩手県医師会、岩手県歯科医師会、岩手県薬剤師会、岩手医科大学、　岩手県保健師長会**

**〔学識経験者〕**

**岩手県立大学**

**〔行政〕**

**岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県**　　**（官民学の協働）**

34

# 岩手県災害福祉広域支援推進機構④

## 【活動内容】

≪平常時≫

〇広域的な要配慮者支援のあり方、チームの派遣調整に関する検討・協議(県)

〇チーム活動に関する県内への周知、啓発(県)

〇市町村、関係機関・団体との協力連携体制の構築(県)

〇チーム員の募集、研修の実施、チーム員の登録及びチーム編成（事務局＝県社協）

≪災害発生時≫

〇被災地へのチーム派遣・設置の決定、派遣要請、派遣に要する経費負担(県)

〇被災地へのチーム派遣調整(事務局＝県社協)

35

# 岩手県災害福祉広域支援推進機構⑤

## 【協力団体との協定】

〇チーム派遣が円滑に行われるよう、事前に県と協力団体が協定を締結

≪協定締結団体≫

〇構成団体のうち福祉関係１５団体と協定を締結済み

〇今後も、協力団体の拡充を図り、協定締結を進める

## 【協力施設等との協定】

〇チーム派遣に協力する協力施設等（チーム員所属施設等）と県が協定を締結

〇協力施設等はチーム員・車両の登録簿を県に提出

36

参考

# 岩手県災害福祉広域支援推進機構⑥

## ≪平常時の活動イメージ≫（大規模災害に備えた事前の準備）

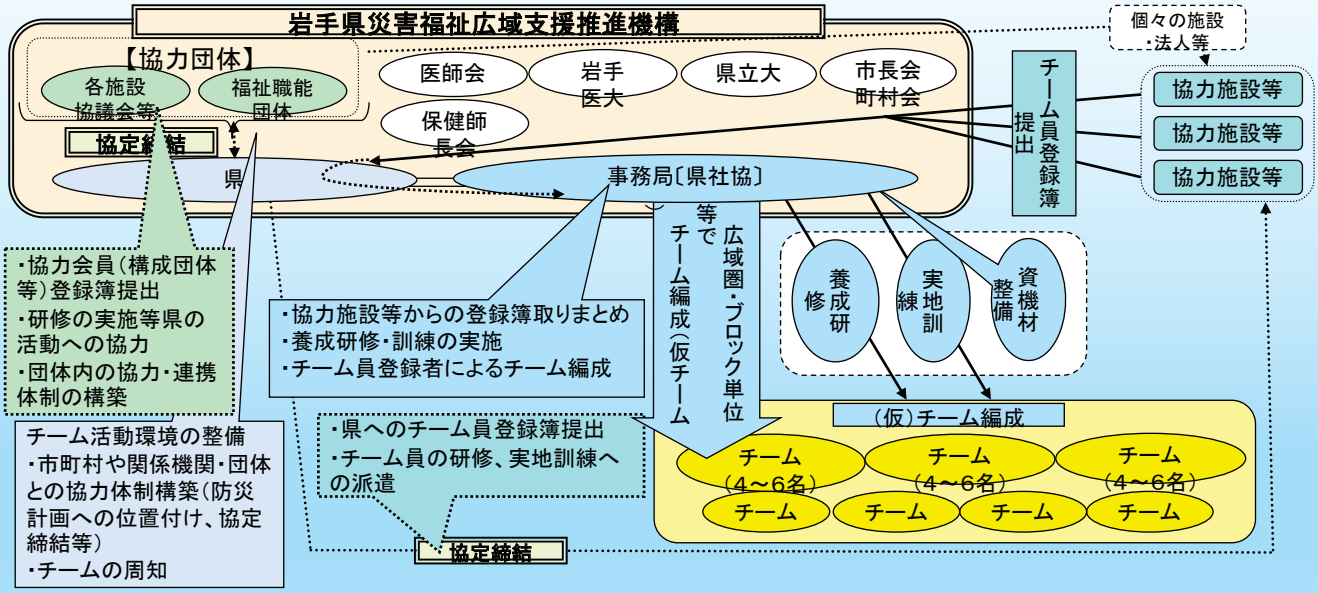




参考

# 岩手県災害福祉広域支援推進機構⑦

## ≪大規模災害発生時の活動イメージ≫

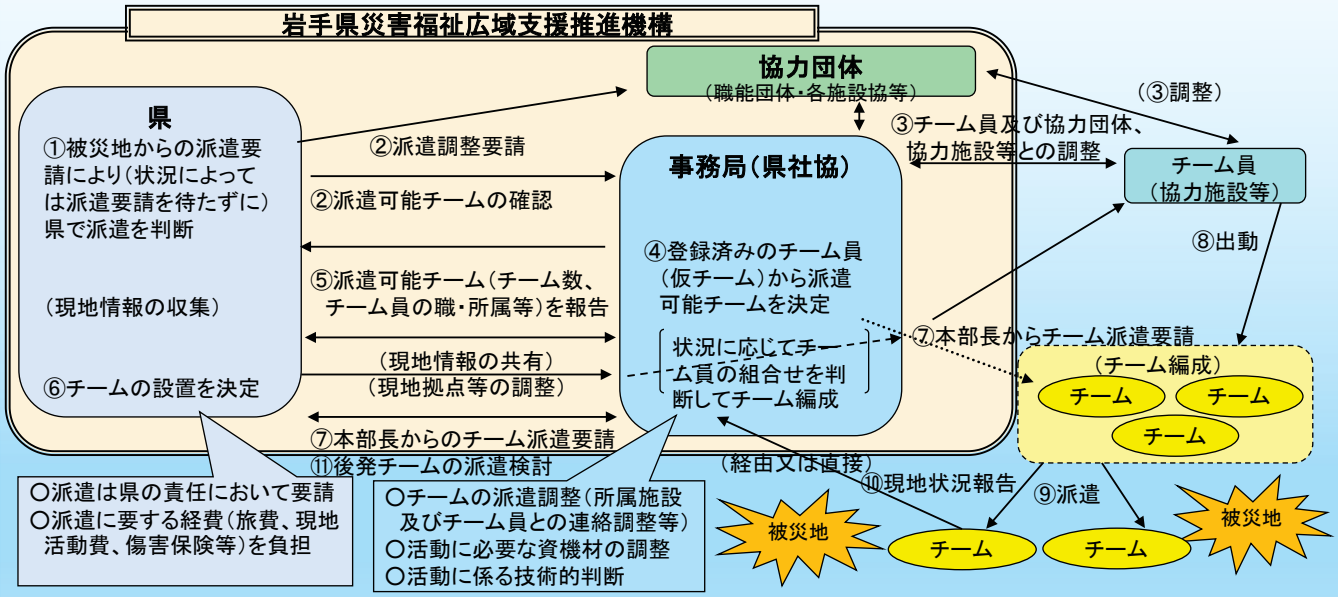

# 岩手県災害派遣福祉チーム①

## 【チーム編成】

○チーム員

下記の者で当該業務経験３年以上で研修を受けた者をチーム員として登録

| 区　分 | 名　　称 |
|---|---|
| 国家資格又は公的資格 | 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー |
| 職種 | 相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 |
| その他 | 特に本部長が認めた者 |

○構成

１チーム当たり４～６人程度（多職種・女性を複数）で編成

39

# 岩手県災害派遣福祉チーム②

## 【派遣基準】

災害救助法が適用される程度の大規模な災害が発生した場合で、被災市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、チーム派遣の必要があると県が認めた場合　　※　具体的な決定要件を整理中

## 【活動期間】

原則として災害の初期（１チーム５日間程度）、必要に応じて期間を延長）

40

# 岩手県災害派遣福祉チーム③

## 【主な活動】

○現地災害対策本部との連携、避難所等での活動周知

○避難者等の福祉ニーズの把握

○要配慮者のスクリーニング（アセスメント）⇒搬送・別室確保等

○避難所環境の整備、応急的支援

○行政・関係機関との連絡調整

○中長期支援への橋渡し



参考

# 岩手県災害派遣福祉チーム④

## 【活動イメージ】

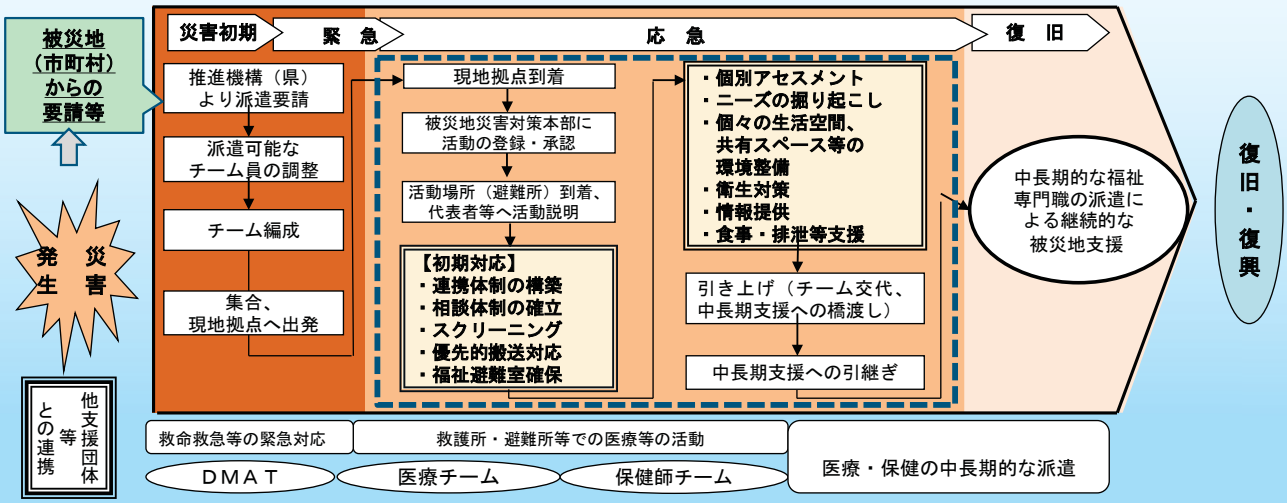

# 岩手県災害派遣福祉チーム⑤

## 【チーム員養成研修・訓練】

チーム員の技術向上等を図るため研修を実施、訓練の機会を確保

≪養成研修の種類≫

①登録研修（２日間）・・・登録のための研修　**※２３４名修了＝現登録者数**
**※平成２８年度修了者数３６名**

②スキルアップ研修１（３日間）・・・スキルアップのための研修（登録後概ね２年以内に受講）　※１１２名修了

③スキルアップ研修２（３日間）・・・登録更新も兼ねたさらなるスキルアップのための研修（概ね３年目）　※３６名修了

≪訓練≫　①県総合防災訓練（平成２６・２７年度各１回）
②市町村・地域レベルでの防災訓練（　〃　）

43

# 登録研修（2日間）

**1日目（座学）**
**内容：経緯・チームの必要性等(45分)、「活動マニュアル」の確認（170分）、避難所設置・運営（45分）、想定される活動内容・被災者ニーズ（85分）**
**アンケート：会場が狭い・遠い、なんか大変そう…。（他人事のような感想が目立った・・・）**

**2日目（図上訓練＝グループワーク＆動いてみる！）**
**内容：発災→チーム編成・出動要請→集合・オリエンテーション→チーム員合流→災対本部到着→避難所到着→事例検討**
**アンケート：事の重大さがようやく分かった(@_@;)、責任の重さ・決断の難しさ、本当に自分にできるのか・・・**

**【座学だけでは伝わらない～訓練してみてようやく認識～】**

44

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# 登録研修（図上訓練）①

出動・オリエンテーション

災害対策本部での活動内容確認

45

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# 登録研修（図上訓練）②

事例付与①

事例付与②

46

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# 登録研修（図上訓練）③

グループで支援方法検討

検討内容を整理

検討結果発表・共有化

47

# スキルアップ研修1（3日間）

1～2日目（座学）

内容：要配慮者の特性【高齢（30分）、障がい（120分）、アレルギー・児童・乳幼児・妊産婦（60分）】、医療分野（60分）、行政機関（60分）、ボランティア（60分）、避難所環境（60分）、保健・看護（60分）、こころのケア（60分）

2～3日目（図上訓練＝グループワーク＆動いてみる！）

内容：発災→出動要請→集合・オリエンテーション→災対本部到着→避難所到着→事例検討→引継ぎ（記録）　※登録研修より「深い」内容

アンケート：様式はもっと使いやくした方が…資機材は…自分たちの食糧は…アセスメント（難）、優先順位・決断（難・難）、チーム員同士の意思疎通、etc・・・・・・

【具体的課題を痛感～もっと訓練しなければ！！～】

48

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# スキルアップ研修１　（図上訓練）①

地図写真等を用い事例検討

要配慮者へのスクリーニング（妊産婦）

49

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# スキルアップ研修１　（図上訓練）②

要配慮者へのスクリーニング（自閉症）

講師：東北福祉大都築教授

50

# スキルアップ研修2（3日間）

1日目（座学）
内容：災害時のメンタルヘルス（60分）、避難所運営マニュアル（60分）、福祉用具団体（30分）、薬剤師（30分）
1～3日目（図上訓練＝グループワーク＆動いてみる！）
内容：2陣目想定：出動要請→集合・オリエンテーション→引継ぎ→次々と付与される事例・人割・ミーティング・記録・庶務管理→引継ぎ
アンケート：事例多くて2日目辛かったが3日目慣れた、6人では足りない…、モデル役のリアルな演技で真剣に取組めた、あんな研修・こんな訓練が必要・したい！繰返しが必要
【混乱している「その場」を感じることができた。 ～が、現場はもっと混乱のはず～】

51

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# スキルアップ研修２ （図上訓練） ①

第２陣出動・オリエンテーション

チーム員集合・活動計画検討
（左から保育・包括・PSW・ケアマネ・障がい）

52

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# スキルアップ研修２　（図上訓練）②

第１陣からの引継ぎ

要配慮者へのスクリーニング①

要配慮者へのスクリーニング②

53

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# スキルアップ研修２　（図上訓練）③

同時に起こる事例への検討を
チーム内で分担して対応

急に発生するちょっとした事例への対応

54

# 岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の様子
# スキルアップ研修２　（図上訓練）④

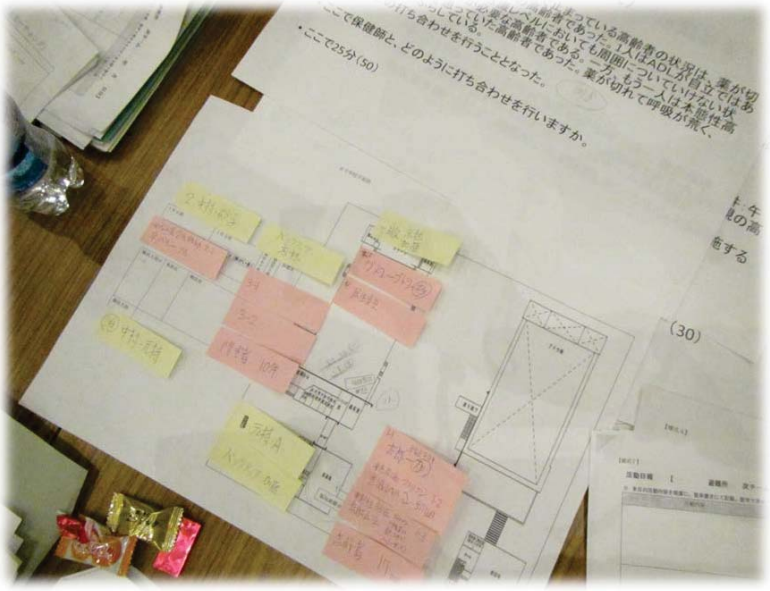

チームとして活動を構造化し共有

55

## 【アンケート：一番多い感想】

（延べ8日間の研修をこなしても、）

**不　安**

↑

（それだけ重大・困難な任務、実動経験がない、他の種別の対応ができるのか、・・・）

→訓練の積み重ねが重要か。

56

# 組織・チームづくりの今後の展開（課題等）①

**【チーム員のスキルアップ】**

・実動的訓練・災害現場視察等も視野に、研修・訓練を検討・検証。

**【推進機構・災害派遣福祉チームの周知】**

・県民や事業者に認知してもらうための周知。（県が「地域研修会」を実施）

**【受援体制の啓発】**

・市町村の地域防災計画への位置付けを促進。

**【医療・保健、他関係団体との連携】**

・協力団体の拡充、事務レベルでの打ち合わせ

・コーディネーターの配置等

**【財源】**

・組織継続のための財源　　・災害救助法に「福祉」を！

57

# 岩手県総合防災訓練の様子

行政の防災訓練では・・・
・限られた時間・環境
・横の連携訓練ができない
・決められたセリフ・・・

58

# 組織・チームづくりの今後の展開（課題等）②

**【新規チーム員の確保】**

・H25年度197名→H26年度33名→H27年度19名。

・これまで15名が離職＝脱退。

・世代交代を見込んだ対応。

**【発災時の事務局体制の強化】**

・事務局＝県社協は担当者1名←チーム員や関係者からのヘルプ体制構築

**【チーム員間の交流促進】**

・「はじめまして」で出動、とならないように

→圏域毎に「チーム員協議会」を設立→アナログな連絡網、

たまには飲み会♪・自主研修会！！

**【国レベルの体制構築・他県との連携】** ひとまず東北6県連携

59

参考

## 災害時要援護者避難支援体制の構築のイメージ

（チームだけでは・・・、関係施策、関係者と一体となって）

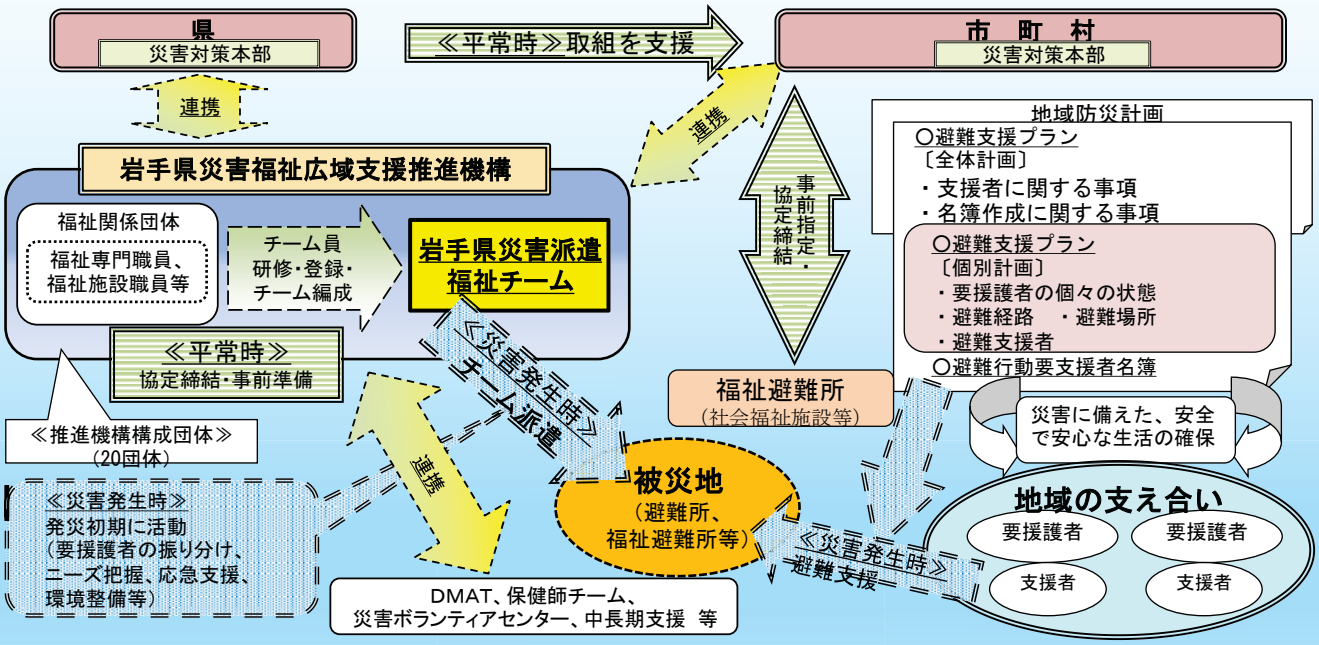


60

# 資料及び写真提供

- **岩手県**
- **熊本県益城町**
- **熊本DCAT**
- **岩手県災害福祉広域支援推進機構事務局**
  **（社会福祉法人　岩手県社会福祉協議会）**

※今資料を使用の場合、事前にご連絡お願い致します。

Mail　masamichi.4.17@k4.dion.ne.jp

61

# 一般社団法人よか隊ネット熊本 事業概要
# 益城町地域支え合いセンター（みなし仮設）概要

一般社団法人よか隊ネット熊本
益城町地域支え合いセンター
センター長　高木聡史

一般社団法人
よか隊ネット熊本

一般社団法人
よか隊ネット熊本

## ■団体概要

「一般社団法人よか隊ネット熊本」は「こころをつなぐ『よか隊ネット』」を前身とし、日ごろから困窮者支援や環境問題、地域での孤立者支援、子ども支援、東日本大震災被災者支援などの活動をしてきた多様な団体で2016年4月19日に結成。各団体がこれまで培ってきた専門性と地域とのつながりを活かし、被災者支援を実施。2017年3月に一般社団法人へ。

## ■活動理念

① 最も小さくされた人々に偏った支援を行う
② できないことは、あやまる
③ 震災前から実施されていた地元団体の活動を基本としつつ活動する

## ■加盟団体　83団体（うち63団体が地元団体）

## ■事業内容

一般社団法人 よか隊ネット熊本

### 加盟団体支援事業（A型事業）

- 団体コーディネート
- 物資支援、車両支援、人的支援
- 相談支援
- 助成金

### 主体事業（B型事業）

- 車中避難者 アンケート調査
- 夜間巡回
- 個別相談窓口支援
- 上小谷地区支援（擁壁問題）
- つながる広場（イベント）
- つながるカフェ（コミュニティ作り支援）

●益城町地域支え合いセンター（みなし仮設）

# 益城町地域支え合いセンター(みなし仮設)

| 益城町社会福祉協議会委託事業 | |
|---|---|
| 期間 | 2017.4.1～2018.3.31（2016.10.1開始） |
| 対象 | 益城町で被災し<br>・県下のみなし仮設に入居された世帯<br>・公営住宅に緊急避難した世帯<br>計 1623世帯 |
| 目的 | ・孤立を防ぐ<br>・住宅再建、生活課題に対する支援<br>・孤独死、自死の防止に努める |

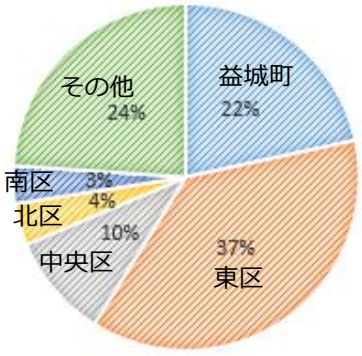


みなし仮設地域割合（益城町）

# 人員体制

| | 人数 |
|---|---|
| センター長 | 1 |
| 副センター長 | 1 |
| 主任生活相談員 | 1 |
| 生活相談員（主任補佐） | 2 |
| 生活相談員（フルタイム） | 7 |
| 生活相談員（パートタイム） | 6 |
| 事務員 | 1 |

2017年12月末現在

計　１９

# 支援の流れ

【アポイントメント～訪問】
①架電　→　アポイントメント　→　訪問
②周辺地域へ伺う際に訪問
　不在の場合は不在票を残し、改めて連絡

【面談】
○２人一組(基本的に男女ペア)　15分～２時間
○傾聴し、問題点を確認。専門分野へつなぐことも
・地震からの経緯　・健康状態　・仕事、生活状況
・再建計画　・困り事　等

【面談後～継続訪問】
○面談内容をもとに、緊急度別にA～Dへランク付け
○上記のランクをもとに、定期的な見守り支援を行う

# ランク

| ランク | 詳細 | 件数 | 割合 |
|---|---|---|---|
| A | 差し迫った危険、危機的状況があり、行政職員及び専門機関による緊急の介入、支援が必要な世帯 | 0 | 0.0% |
| B | Aランクほど差し迫った状況はないが、困難な課題に直面しており、中心となる支援者がおらず孤立しているなど、行政職員を中心とした継続的な支援が必要な世帯 | 52 | 3.2% |
| C | おおむね生活が安定しており、直ちに支援の必要はないが、今後支援が必要となる可能性があり、月に１回程度の見守りが必要な世帯 | 330 | 20.3% |
| D | 当面支援の必要がないと考えられる世帯。３カ月に１回程度訪問し行政からの情報提供や、生活、健康面の確認を行う | 922 | 56.8% |
| X | 転居等で見守り対象から外れた世帯 | 113 | 7.0% |
| 他 | 面談等が行えず、ランクを決定できない世帯<br>取り下げ世帯　　等 | 206 | 12.7% |
| | 障がい者を含む世帯 | 70 | 4.3% |

2017年9月末現在

→ **A,B,Cランク：「継続訪問」「課題解決へのサポート」が必要**

# ランク比率

| ランク | 2017年９月末分 |
|---|---|
| A | 0 |
| B | 52 |
| C | 330 |
| D | 922 |
| X | 113 |

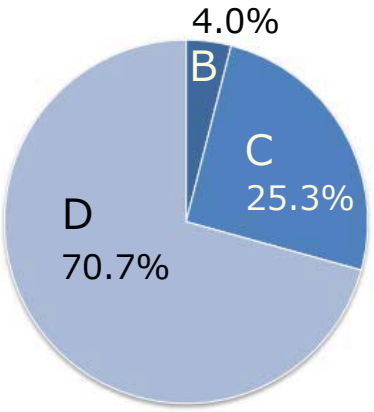


見守り必要世帯 29.3%

# 被災世帯の分類 （益城町 みなし仮設 1623世帯）

再建済、消滅、未把握世帯
・・・　191世帯

出所　益城町生活再建支援課

# イベント【つながる広場】

- みなし仮設同士のつながり
- 情報や物資の提供
- 相談ブースの開設

第１回:2016年12月18日(日)
第２回:2017年　4月　2日(日)
第３回:2017年　9月10日(日)
第４回:2018年　2月24日 予定
@広安西小学校

# 現在の課題

- 未接触世帯へのアプローチ（約60世帯）
- 相談員数の不足
- 支援物資の不足（コンタクトツールとして）
- 仮設供与期間延長に伴う自宅再建プランの見通しについて

# ケース ①

例：統合失調症の娘とその母の二人世帯

| | 氏名（仮名） | 年齢 | 性別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 世帯主 | 鈴木　とき子 | 60代 | 女性 | 年金受給者 |
| 娘 | 鈴木　まさえ | 30代 | 女性 | 統合失調症、障がい者手帳取得(B1)、<br>作業所へ通所 |

現状を把握する能力が低く、不利な判断をしてしまう
金銭管理が難しく、困窮しやすい

・震災前は生活保護受給、義援金が入ったため保護が切れる
・医療費が高額
・ＳＯＳ先がわからない
　本人たちも今の住まいがみなし仮設かどうかもわからない状態

# ケース②

例：度重なる消費トラブルに巻き込まれる高齢女性独居世帯

| | 氏名（仮名） | 年齢 | 性別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 世帯主 | 前田　和美 | 60代 | 女性 | 独居、年金受給者 |

・みなし仮設住居者
　震災 → 避難所(１か月) → 県外親類宅(１か月) → みなし仮設
・親類が県外に多く、周辺に少ない
・相談できる友人も少なく、交流が少ない

≪消費トラブル内容≫

① 電化製品購入後の運搬設置料が法外に感じられるほど高額
② エアコン移設に関する料金設定が高額（5万円）
③ 配置薬業者が何度も断ったにも関わらず、半ば強引に薬箱を設置
④ 「水を飲ませてほしい」と訪問、水回りの不備を指摘して改修工事へ
⑤ 上記④の同一人物が交通費を借りに訪問し居座り、怖くなって1000円を渡す
⑥ セールスが多い　→　世帯状況を知られている可能性あり（独居、押しに弱い等）
⑦ 深夜や早朝、家の周りを歩き回る足音が気になって眠れないことがある

≪対処内容≫

| | |
|---|---|
| 消費者センター | 訪問販売業者が特定できている場合に相談 |
| 交番 | 相談カードを作成 |
| 町内会 | 生活状況の共有 |
| 自宅 | 『ドアマーキング』の確認<br>（訪問者による情報の書き込み、ドアや郵便受けに多い） |
| 住宅管理会社 | 事実の共有 |

# 熊本地震の際の介護福祉士会の対応状況

公益社団法人日本介護福祉士会
事務局次長
現地災害対策本部主任コーディネータ
松 下 能 万（まつしたよしかず）



# 介護福祉士会の発災直後の動き

4月14日　前震

4月15日　災害救援対策本部を設置（情報収集）

4月16日　本震

4月18日　介護保険施設・事業所への介護ボランティア派遣要請（県→県介護福祉士会）

県介護福祉士会としてボランティア派遣開始

日本介護福祉士会は、東京で、県介護福祉士会と連携してボランティアの募集及び派遣コーディネート

4月19日　厚生労働省から「被災地への介護福祉士（介護従事者）の派遣について（依頼）」の事務連絡受領

4月22日　テレビ東京系列「ワールドビジネスサテライト（WBS）」で、当会の災害救援ボランティア募集に関する取り組みを紹介

4月25日　熊本県現地災害対策本部に日本介護福祉士会事務局スタッフを派遣

4月26日　現地にて、ボランティア派遣のコーディネート業務を開始

# ボランティア募集の強化策

○ 当会会長のSNS
- 13万件を超えるリーチ数

○ 熊本市ボランティアセンター
- 介護経験者の電話問合せを、日本介護福祉士会に回していただいた
- ボランティア保険料を市社協様が負担いただいた

○ 益城町ボランティアセンター
- 介護のボランティア募集チラシの設置いただいた
- 同意がある介護分野の方の個人情報を介護福祉士会に提供いただいた

○ 日本介護福祉士養成施設協会
- 介護福祉士養成校宛に、介護ボランティアの参加を促す依頼文書を配信いただいた
- 厚労省では、ボランティアに参画した学生の単位認定に係る事務連絡が発出された

（ボランティア派遣に関連し、連携をさせて頂いた団体等）
・熊本D-CAT　・特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）
・株式会社ゴールドエイジ（サ付き住宅等の在宅サービスの事業者）
・NPO法人み・らいず　・日本生活協同組合連合会　・社会福祉法人生活クラブ風の村　など



# 介護福祉士会のボランティア派遣状況

○ 施設・事業所の代替職員の派遣（老施協や経営協が入るまでの繋ぎ）
益城町、南阿蘇村

○ 避難所におけるよう配慮高齢者等の見守り等
益城町、西原町、嘉島町、御船町、東区、南区

○ 日本介護福祉士会としては、6月30日をもって引上げ、その後は、熊本県介護福祉士会として活動いただいた。
その間、17箇所、累計876名（会員523名。非会員353名）のボランティア派遣。

※ 当初は、介護福祉士会の会員のみでボランティアを充足させようとしたが、
現実的ではないと判断。
介護福祉士とそれ以外の方のチームで派遣することにした。
ただし、それ以外の方についても、介護に一定の知見がある者に限定した。

『復興支援ってなんだろう？
人とコミュニティによりそった5年間』

立教大学コミュニティ福祉学部
東日本大震災復興支援推進室　著

立教大学コミュニティ福祉学部　東日本大震災復興支援推進室　次長

岡　博大／*Hiromoto Oka*

*Profile*

1971年神奈川県生まれ。1999年慶應義塾大学総合政策学部卒業後、中日新聞社入社（東京新聞記者）。2010年から映画作家としても活動開始。建築家・隈研吾をはじめ、気仙大工、アーティストらの日常の叡智を描くドキュメンタリー映画を制作している。

# 「支援する・支援される」ではない復興支援

## 「交流」で寄り添う支援

立教大学コミュニティ福祉学部では、学部内に「東日本大震災復興支援プロジェクト」を立ち上げ、復興支援活動をしてきました。活動を通じて、千年に一度といわれる災害にあっても頑張って生きている東北の人の誠実な生き方から、多くを学ばせてもらいました。それを社会に還元したいと考え、この本を出版しました。

私たちが大事にしてきたのは、「支援する・される」という一方的な関係性ではなく、交流を核にした支援活動です。自分たちで率先して企画して手っ取り早い成果を求めるのではなく、住民の方々からアイデアが出てくるのを根気強く待ちながら寄り添ってきました。「支援されるといつまでも被災者だと思わされるけど、交流だと気楽でいい」と言われたこともありました。

出版記念シンポジウムには、多くの現地の方々がわざわざ駆けつけてくれました。そのような関係性を築けたのも、交流を核にした支援活動だったからだと思います。学生たちも、「ボランティアとは思っていない」と言います。その土地が好きになり、卒業後も活動に参加する学生や、リピーターも多くいます。

## 復興支援が生きた学びの場に

復興の課題の一つは、コミュニティの再生です。コミュニティと福祉を学ぶ私たちにとって、学部の理念である「命の尊厳のために」ということを考えたら、東北の支援をしないでどうするんだ、ということになりプロジェクトを立ち上げました。少子高齢化、過疎化、観光の衰退など疲弊している中で震災が起き、加速化した課題に直面せざるを得ませんでした。まさに生きた課題です。最初から学ぼうと思っていったわけではありませんが、復興支援をすることが自然と学びにつながる生きた教育現場になりました。

## ボランティアを学びの機会に

私たちは、5年間の活動で、ともによりそってサポートしていくというボランティアのあり方を見いだし、学生たちは、交流を通じた復興支援活動で、現地の方から多くを学びました。

それぞれの地域でもボランティア活動のニーズがあると思います。そこで、「してあげる」と思うのでなく、「学ばせてもらう」と思って活動し、交流する機会をつくれば、子どもたちにとってもよい学びになるのではないでしょうか。学校のまわりには、コミュニティづくりに貢献してくれる方がたくさんいると覆います。ボランティア活動を通じて、人と人とのつながりや、地域づくりなど、学ぶことは多いと思います。地域に出ていき、交流する場をつくってほしいなと思います。

# 熊本地震の検証を踏まえた避難所における要配慮者支援等の取組みについて

熊本県

## 1-1　熊本地震　概要

- 平成２８年４月１４日（木）午後９時２６分（前震）
- 平成２８年４月１６日（土）午前１時２５分（本震）

＜震度分布図＞

○M6.5の前震（平成28年4月14日午後9時26分）

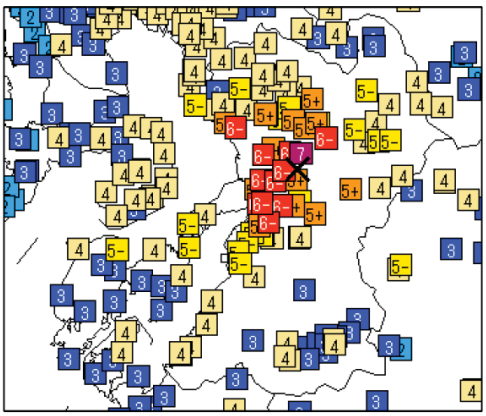

○M7.3の本震（平成28年4月16日午前1時25分）

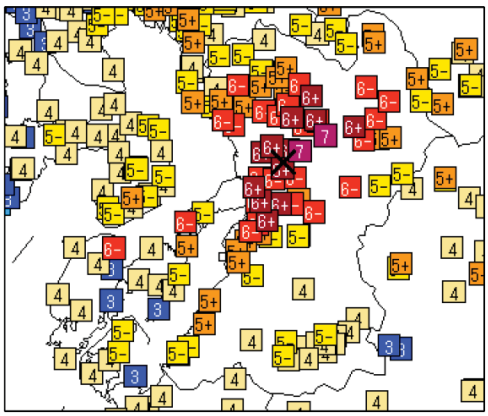

熊本地方気象台提供

**前震及び本震で震度６弱以上を観測した市町村は２１市町村**

- 同一地域において震度７の地震が２８時間の間に２度発生
- 頻発する余震（発災後１５日間に震度１以上が２，９５９回発生）

①

# 1-2　熊本地震による被災状況

**●被害状況（平成３０年１月１２日　熊本県（速報値））**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 人的被害 | 死者 | ２５２人 | 住家被害 | 全壊 | ８,６５２棟 |
| | 重軽傷者 | ２，７２３人 | | 半壊 | ３４,３１２棟 |
| | | | | 一部損壊 | １５３,９８５棟 |
| | | | | 合　　計 | １９７,３４３棟 |

**●仮設住宅等の入居状況（平成２９年１２月３１日現在　熊本県）**

| | | |
|---|---|---|
| 建設型仮設住宅 | ３,７５４戸 | ９,５６４人 |
| 借上型仮設住宅 | １３,４６１戸 | ３０,１９７人 |
| 公営住宅 等 | ８５９戸 | １,８４４人 |
| 合　　計 | １８,０７４戸 | ４１，６０５人 |

| ●避難者の状況 | （開設数） | （避難者数） | （備考） |
|---|---|---|---|
| 避難所 | ８５５か所 | １８３,８８２人 | ピーク時（H28.4.17）値<br>H28.11.18に全避難所解消 |
| 福祉避難所 | １０１か所 | ８２３人 | ピーク時（H28.5.20）値<br>H29.3.31に全避難所解消 |

2

# 2-1　熊本県における検証（概ね3か月間）

## 検証の概要

**〇熊本地震の発災から概ね3カ月間の対応を検証**
**〇応急対応について「評価できる事項」、「課題」及び「改善の方向性」を整理**

## 検証項目

1　初動対応（救助活動等）
2　被災者の生活の支援
3　被災者のすまいの確保
4　県内市町村、全国自治体等と連携した取組み
5　自助・共助による対応
6　施設・設備等の耐災性と復旧対策、業務継続・再開対策
7　災害対応を行うための庁内体制

◇「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告」（平成29年3月31日公表）
https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19236.html

3

# 2-2 検証項目 被災者の生活支援（避難者支援関連）

## ●評価できる事項：NPOや災害ボランティアとの連携

・県と県社協、全国災害ボランティアネットワーク(JVOAD)の3者による会議（火の国会議）を定期的に開催し、情報共有と連携した被災者支援を実施

・NPO等と連携して、避難所にパーティションや段ボールベッド等を導入したり、指定避難所以外の避難者へ物資を配布したりするなど、避難者のニーズに対応

## ●課題：避難者に寄り添った対応が困難

・避難所運営マニュアルの未作成や活用不足、運営ノウハウの不足等により、被災者へのきめ細やかな対応が困難

・発災当初、経験のある災害ボランティア団体（NPO等）と、避難所運営支援等への効果的な連携が図れなかった。

○地震発生後、一度でも避難した場所（県民アンケートより N=2,297）

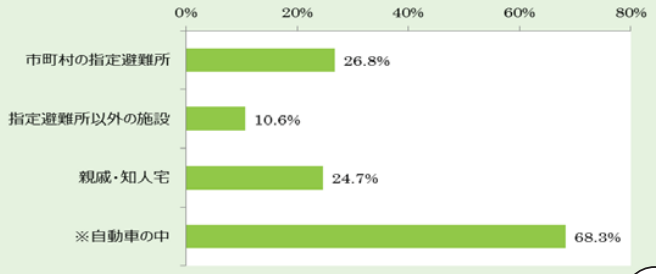


## ●改善の方向性

・要配慮者やプライバシーに配慮した避難所運営マニュアルの作成や見直しの推進

・災害ボランティアの受入と連携の強化

4

# 2-3 検証項目 被災者の生活支援（要配慮者支援関連）

## ●評価できる事項：旅館・ホテルを避難所として提供

・在宅の高齢者、障がい者などの支援のため、専門職員等が戸別訪問を実施

・要配慮者に対する支援及び避難所の過密緩和のため、旅館・ホテルを避難所として提供

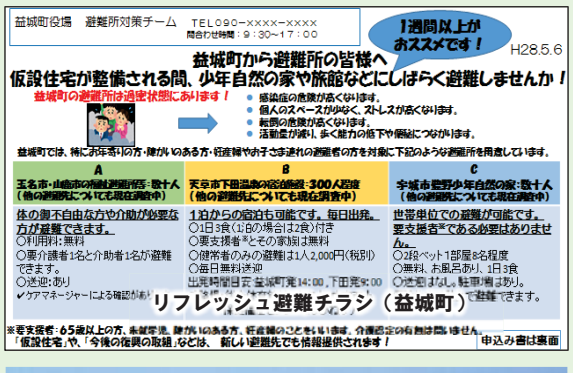
益城町役場　避難所対策チーム　TEL090−××××−××××
問合わせ時間：9：30〜17：00

1週間以上がおススメです！

H28.5.6

益城町から避難所の皆様へ

仮設住宅が整備される間、少年自然の家や旅館などにしばらく避難しませんか！

益城町の避難所は過密状態にあります！

- 感染症の危険が高くなります。
- 個人のスペースが少なく、ストレスが高くなります。
- 転倒の危険が高くなります。
- 活動量が減り、ますます能力の低下や傷病につながります。

益城町では、特にお年寄りの方・障がいのある方・妊産婦やお子さま連れの避難者の方を対象に下記のような避難所を用意しています。

| A | B | C |
|---|---|---|
| 玉名市・山鹿市の福祉避難所等・数十人（他の避難所については現在調査中） | 天草市下田温泉の宿泊施設・300人程度（他の避難所については現在調査中） | 宇城市豊野少年自然の家・数十人（他の避難所については現在調査中） |
| 体の御不自由な方や介助が必要な方が避難できます。<br>○利用料：無料<br>○要介護者1名と介助者1名が避難できます。<br>○送迎：あり<br>✔ケアマネージャーによる確認があり | 1泊からの宿泊も可能です。毎日出発。<br>○1日3食（1Bの場合は2食）付き<br>○要支援者*とその家族は無料<br>○健常者のみの避難は1人2,000円（税別）<br>○毎日無料送迎<br>出発時間目安 益城町発14:00，下田発9:00 | 世帯単位での避難が可能です。要支援者*である必要はありません。<br>○2段ベット1部屋8名程度<br>○無料、お風呂あり、1日3食<br>○送迎 なし。駐車場 あり。<br>✔ケアマネージャーによる確認があり 避難できます。 |

リフレッシュ避難チラシ（益城町）

※要支援者：65歳以上の方、未就学児、障がいのある方、妊産婦のことをいいます。介護認定の有無は問いません。
「仮設住宅」や、「今後の復興の取組」などは、新しい避難先でも情報提供されます！

申込み書は裏面

## ●課題：福祉避難所の運用が不十分

・発災直後は、施設の被災や一般避難者の受入れ、介護職員の不足などにより、福祉避難所制度の　十分な運用ができなかった。

・避難所におけるバリアフリー、妊産婦・乳幼児や障がい特性への対応等が不十分なため、やむを得ず車中避難される方もおられた。

・避難行動要支援者名簿の十分な活用が出来なかった。

## ●改善の方向性

・福祉避難所の運営に関するマニュアルの作成や関係機関による研修・訓練の実施、福祉避難所制度の理解の促進

・避難行動要支援個別計画の策定推進や、当該者の特性に応じた個別計画の検討・見直し

・災害派遣福祉チーム（DCAT）による支援体制の整備

5

# 3 「熊本県防災計画」の修正

「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証」を踏まえ、早急に見直しが必要な「18課題」について修正を実施

**検証項目**

1 初動対応（救助活動等）
2 被災者の生活の支援
3 被災者のすまいの確保
4 県内市町村、全国自治体等と連携した取組み
5 自助・共助による対応
6 施設・設備等の耐災性と復旧対策、業務継続・再開対策
7 災害対応を行うための庁内体制

**検証結果（課題に対する改善の方向性）を計画に反映**

※「2 被災者の生活の支援」から抜粋

- 課題1：避難者に寄り添った避難所運営が困難
- 課題2：車中泊等の指定避難所外避難者への対応が困難
- 課題3：避難行動要支援者や要配慮者への支援が不足
- 課題4：災害ボランティアの受入体制に課題

◇熊本県地域防災計画
http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/Content/asp/topics/topics_detail.asp?PageID=6&PageType=shiryo&id=1187

6

# 4-1 取組 避難所運営マニュアル等の作成

●「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」

●平成29年8月 市町村及び関係団体へ配布

●熊本地震の検証を踏まえ、発災後の混乱時においても分かり易いよう、災害発生時に必要となる基本的な対応等についての要点を押さえたもの。

避難所運営マニュアル

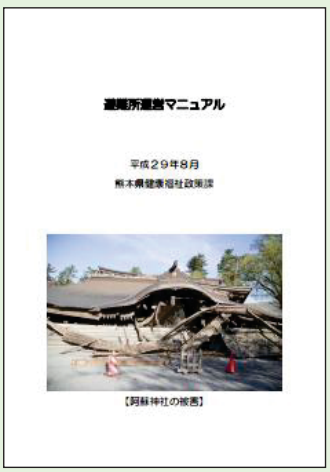


福祉避難所運営マニュアル

◇「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」について（県HP）
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19236.html

7

# 4-2　避難所運営マニュアル

●一般の避難所にも、要配慮者が避難することから、福祉避難スペースの確保について明記。

【避難所のレイアウト例を図示】
- 障がい特性に応じた福祉避難スペースの配置
- 車いすの利用者に配慮した通路の確保
- 授乳室や男女別更衣室の設置

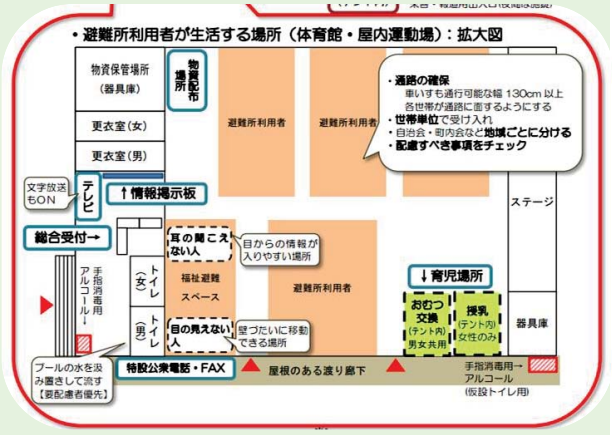


●避難所運営における配慮事項等をひとつずつ確認できるよう、チェックリスト化。

**避難所運営チェックリスト**

市町村名／　　チェックした日／平成　年　月　日

避難所名／　　避難所運営担当者／

| 場所 | 項目 | チェック | 改善内容 |
|---|---|---|---|
| トイレ | ◎トイレは充分な個数（20 人に 1 基）が確保されているか | YES・NO | |
| | ◎屋内トイレにトイレ専用の履物（スリッパ等）が使われているか | YES・NO | |
| | ◎清掃手順に沿ったトイレ掃除をが一日一回以上されているか | YES・NO | |
| | ◎溜め水等によらない手洗い場があり、石鹸・消毒液などがあるか | YES・NO | |
| | ◎暗がりにならない場所に設置しているか | YES・NO | |
| | ◎夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置しているか | YES・NO | |
| | ◎個室は施錠可能なものか | YES・NO | |
| | ○トイレ内にゴミ箱が設置されているか | YES・NO | |
| | ◎避難所内は土足厳禁とし、守られているか | YES・NO | |
| | ◎男女別スペース（着替え、授乳等）が確保されているか | YES・NO | |
| | ◎寝床に布団・マットレスがあるか（毛布だけを敷いて寝ている人がないか） | YES・NO | |
| | ◎手の消毒液があるか、手洗いの徹底を促す取組みはなされているか | YES・NO | |

8

# 4-3　福祉避難所運営マニュアル

●福祉避難所の指定とその周知、聴覚や視覚に障がいのある方のためのコミュニケーションツールなどの物資の確保、研修・訓練の実施など、平常時の取組みを明記。

●一般避難所から福祉避難所へ移送が必要な方を確認するためのスクリーニングを明記。

〔スクリーニングの例〕　※災害時は状況に応じて柔軟かつ個別に判断すること

| | 区分 | 判断基準 | 避難・搬送先例 |
|---|---|---|---|
| 1 | 治療が必要 | ・治療が必要<br>・発熱、下痢、嘔吐 | 病院 |
| 2 | 日常生活に全介助が必要 | ・食事、排泄、移動が一人でできない | 福祉避難所 |
| 3 | 日常生活に一部介助や見守りが必要 | ・食事、排泄、移動の一部に介助が必要<br>・産前・産後・授乳中<br>・医療処置を行えない<br>・3歳以下とその親<br>・精神疾患がある | 福祉避難スペース |
| 4 | 自立 | ・歩行可能、健康、介助がいらない、家族の介助がある | 避難所の居住スペース |

9

# 4-4　熊本CDATの体制整備

県
（健康福祉部）

①協定締結
②名簿提出
③情報提供・研修

・高齢者支援団体
・障がい者支援団体

●登録名簿のとりまとめ
●研修の実施
●傷害保険に加入
●携行品の準備（ビブス等）
●派遣手順の決定
●活動マニュアルの策定

●登録名簿の作成、修正

【参考】 派遣登録人数（H28.3.31現在）

| | 先遣隊 | | 支援隊 | |
|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 主な登録職種 | 人数 | 主な登録職種 |
| 県老人福祉施設協議会 | 77 | 社会福祉士、介護支援専門員 | 153 | 介護福祉士、介護職 |
| 県老人保健施設協会 | 25 | 理学療法士、介護職 | 53 | 介護福祉士、理学療法士 |
| 県療養病床施設連絡協議会 | 11 | 医師、事務職 | 38 | 看護師、理学療養士 |
| 県地域密着型サービス連絡会 | 23 | 介護支援専門員、社会福祉士 | 44 | 介護福祉士、介護職 |
| 県身体障害児者施設協議会 | 21 | サービス管理責任者、相談支援専門員 | 45 | 生活支援員、介護職 |
| 県知的障がい者施設協会 | 10 | 生活支援員、相談支援専門員 | 39 | 生活支援員、介護福祉士 |
| 県精神科協会 | 3 | 社会福祉士、作業療法士 | 60 | 看護師、精神保健福祉士 |
| 合計 | 170 | | 432 | |

●団体内の情報伝達方法の決定

10

# 4-5　災害ボランティアの受入れと連携の強化

## ●ボランティア団体との連携に関する協定締結

・「災害時等におけるNPO等のボランティア団体との連携・協力に関する協定」
・平成29年3月30日締結　（発災年の年度末）
・くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、熊本県の3者にて締結

## ●市町村向けガイドラインの作成

・「災害時等における市町村とNPO等のボランティア団体との連携ガイドライン」
・平成29年6月 市町村へ通知
・市町村において、平時からボランティア団体と連携し、環境整備を進めることを期待することから、ガイドラインを作成
・平時から連携が進むことにより、発災後速やかに、VC運営や避難所運営などで協働することを期待する。

11

# 避難所運営マニュアル

平成２９年８月

熊本県健康福祉政策課

【阿蘇神社の被害】

# 避難所運営マニュアル

頁

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１　避難所の開設・運営の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　１　避難所の開設・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　２　要配慮者やプライバシー等への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　３　避難者情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２　避難所の開設までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第３　避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　１　施設の開錠・開門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　２　避難所の開設準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　３　避難者の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　４　市町村災害対策本部への報告（第１報）・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　５　住民への避難所開設の広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第４　地域住民による避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　１　避難所運営委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　２　各活動班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　３　避難所運営会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第５　避難所運営で特に配慮が必要なこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第６　円滑に避難所運営を行うための平常時の活動・・・・・・・・・・・・・・12

様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

　避難者受付簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　避難者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　〇〇避難所でのルール　（一例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　避難所状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　避難所運営チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

# ～はじめに～

○　平成２８年熊本地震において、短期間のうちに震度７という阪神・淡路大震災と同規模の地震が２回続いたことによる多数の家屋倒壊等により、多くの住民が市町村の設置した避難所への避難を余儀なくされた。また、度重なる余震への警戒等から、多くの指定避難所以外の避難所及び車中への避難者が存在し、市町村においては避難者の実態把握が困難を極めた。

○　本避難所運営マニュアルは、本県の「避難所運営マニュアル作成モデル（平成２５年３月版）」及び内閣府（防災担当）作成の「避難所運営ガイドライン（平成２８年４月版）」を参考に、大規模災害発生の混乱時であっても、行政（市町村）や住民等の協力・連携のもと、円滑に避難所設営・運営を行うために、熊本地震発災から３か月間の対応に係る検証結果を踏まえ、発災の混乱時においても分かりやすいよう、避難所運営に係る基本的な事項をまとめたものである。

○　各市町村において、地域の実情に応じた修正を適宜加えたうえで、より実効性のある避難所運営に、ご活用いただきたい。

# 第１　避難所の開設・運営の基本的な考え方

## １　避難所の開設・運営

| | |
|---|---|
| 避難所の開設・運営 | ➢ 避難所の開設・運営は市町村が行う<br>➢ 避難所の開設場所の住民への周知<br>➢ 大規模災害時には、ＮＰＯ等の協力を得て、地域住民による避難所運営に早期に移行<br>➢ 行政と地域住民とで業務を役割分担 |

## ２　要配慮者やプライバシー等への配慮

| | |
|---|---|
| 要配慮者への対応 | ➢ 福祉避難スペース（移動スペースも含む）や感染症（疑い）患者隔離スペースの確保<br>➢ バリアフリーへの対応（多目的トイレ、スロープなど）<br>➢ 障がいの特性に応じた対応（情報提供（合理的配慮）、介助、物資提供等） |

※「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

| | |
|---|---|
| プライバシー等への配慮 | ➢ パーティションや段ボールベッドの設置<br>➢ 男女双方が携わっての避難所運営<br>➢ 男女別の更衣室や授乳室の確保 |

## ３　避難者情報の収集

| | |
|---|---|
| 避難者情報の収集 | ➢ 指定外避難所や自宅での避難者、大規模駐車場等への車中泊者の把握体制の検討<br>➢ 地域の消防団、自主防災組織等と連携した被災者の把握体制の整備<br>➢ 防犯対策としての警察との連携<br>➢ 避難行動要支援者名簿との突合 |

# 第２　避難所の開設までのフロー

１　施設の解錠・開門

２　避難所の開設準備

- (1) 開設方針の確認
- (2) 開設準備への協力要請
- (3) 施設の安全確認
- (4) 避難所運営用設備等の確認
- (5) 避難者の安全確保
- (6) 物資・機材の確認
- (7) 居住組の編成
- (8) 避難所利用範囲等の確認
- (9) 利用室内の整理・清掃
- (10) 受付の設置
- (11) 避難所看板設置

３　避難者の受入れ

- (1) 受付
- (2) 避難所内の割当て・誘導
- (3) ルール等の周知

４　市町村災害対策本部への報告
（第１報：避難所開設と住民受入れ）

５　住民への避難所開設の広報

# 第３　避難所の開設

## １　施設の解錠・開門

- 事前の協議内容に従って市町村職員、施設管理者又は地域住民代表が解錠する。

## ２　避難所の開設準備

- 開設方針の確認
  - ✧　市町村災害対策本部から開設指示が出ているかといった開設方針の確認をする。

- 開設準備への協力要請
  - ✧　避難者に対して、当面の運営協力を呼びかける。

- 施設の安全確認
  - ✧　建物が危険でないか点検（建物、外壁、屋根、天井、内壁、周辺、窓ガラスなど）を行う。
    ※　危険箇所がある場合は、市町村災害対策本部に連絡し、判断を仰ぐ。

- 避難所運営用設備等の確認
  - ✧　電気、水道、ガス、電話、パソコンといった設備の使用可否を確認する。

- 避難者の安全確保
  - ✧　施設の安全が確認されるまで、グラウンド等での待機を呼びかける。

- 物資・機材の確認
  - ✧　備蓄倉庫等にある物資・機材の状況等を確認する。

- 居住組の編成
  - ✧　原則、世帯を一つの単位とし、複数単位により構成された「組」を編成する。なお、組は血縁関係や居住地域を考慮し、観光客などの避難者はまとめて編成する。

- 避難所利用範囲等の確認
  - ✧　避難所として利用できる範囲を確認する。

- 利用室内の整理・清掃
  - ✧ 破損物等の片付けを行う。
  - ✧ 協力者を募り、手分けして避難所のレイアウトを行う（6 ページ参照）。

- 受付、避難所看板等の設置
  - ✧ 避難者名簿等の準備

- その他
  - ✧ 危険箇所に「立入禁止」の張り紙
  - ✧ 感染症発生時に対応できる空間の確保
  - ✧ 掲示板の設置、連絡事項等の張り出し
  - ✧ 屋外を含めたペットを受入れるためのスペースの確保（ペット同行が可能な避難所のみ）

公民館など施設が小規模なため福祉避難スペースが確保できない場合は、保健センターなど市町村の施設に福祉避難スペースを確保する。

なお、市町村の施設については、災害時には他の地域からの応援者の受入れ等災害対応の拠点となり得ることについて、あらかじめ留意しておく必要がある。

# レイアウト例（学校などの場合）

**平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成28年4月内閣府（防災担当））から一部抜粋**

・全体図

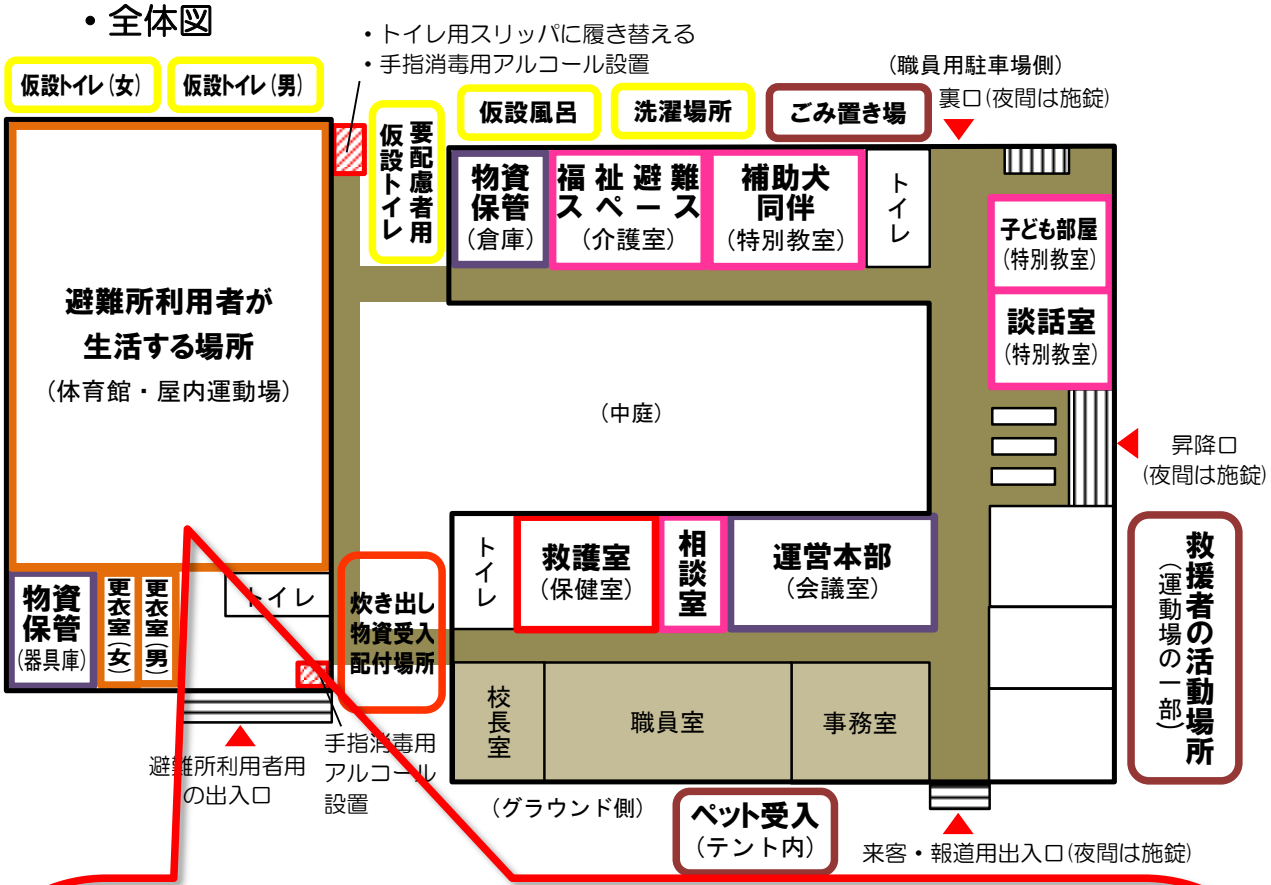


・避難所利用者が生活する場所（体育館・屋内運動場）：拡大図

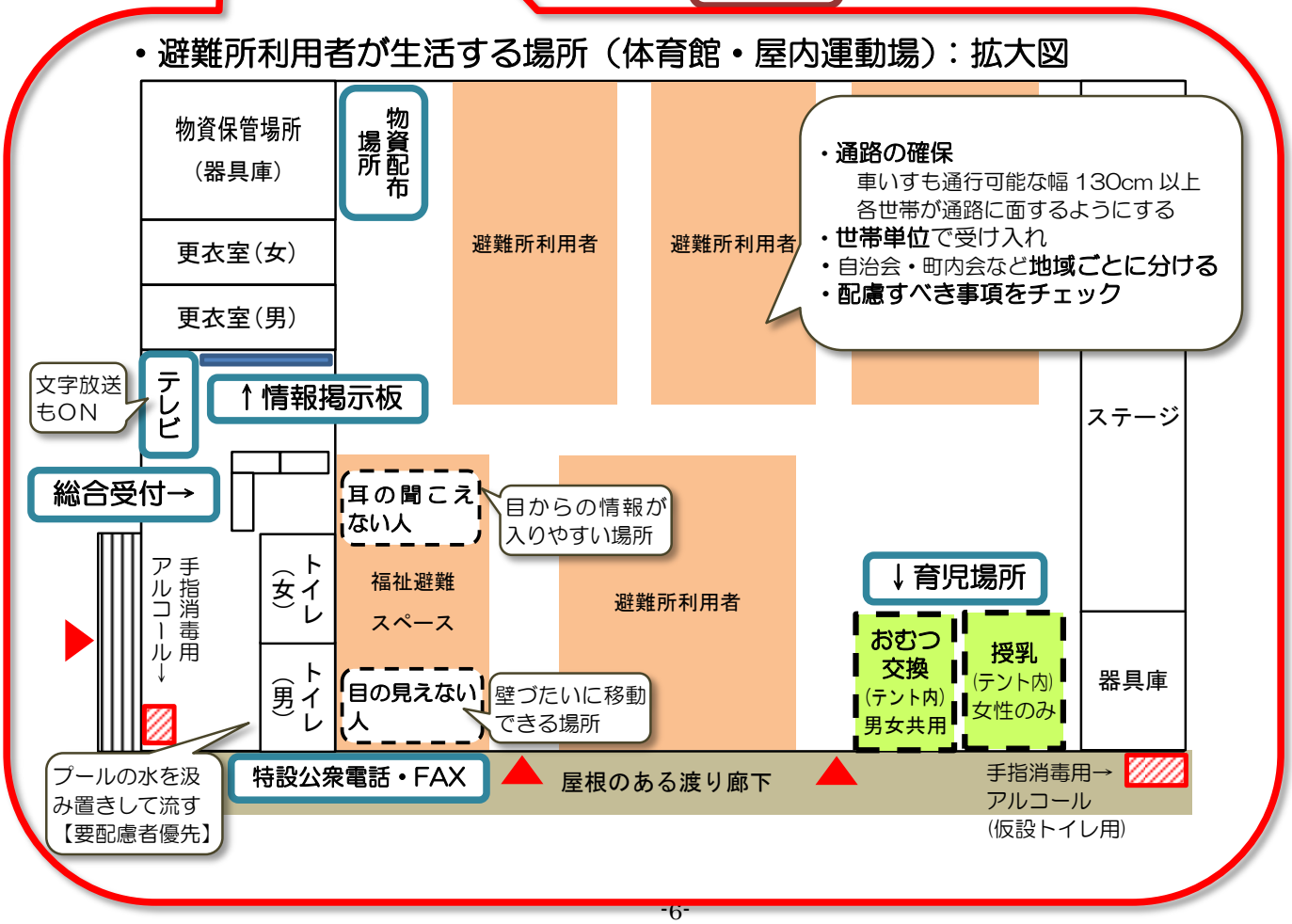

## ３　避難者の受入れ

- 避難者受付簿（14 ページ参照）に住所、代表者氏名、携帯電話番号、避難人数、要配慮者の人数等を記載してもらう。
- 開設準備が整ったら、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して、町内ごとに居住スペース、福祉避難スペースへの誘導を行う。
- 避難者名簿（記入・提出を依頼、16 ページ参照）、避難所運営ルールを配布する。

## ４　市町村災害対策本部への報告（第１報）

- 避難所状況報告書（第１報、18 ページ参照）により市町村災害対策本部へ避難所開設の報告をする。

## ５　住民への避難所開設の広報

- 避難所が開設されたことをホームページ、防災行政無線、防災メール等で住民に周知、広報する。

# 第４　地域住民による避難所の運営

## １　避難所運営委員会の設置

- あらかじめ避難所運営委員会を組織しておくことが望ましい。
- 自治会・町内会・自主防災組織の代表者など地域住民が中心となって組織する。
- 委員会への女性の参画に配慮する。
- 行政と地域住民の役割分担を行う。

### 【避難所運営委員会組織図（例）】

※　あくまで参考例であり、地域の実情や避難所の規模に応じて班編成を行うこと。

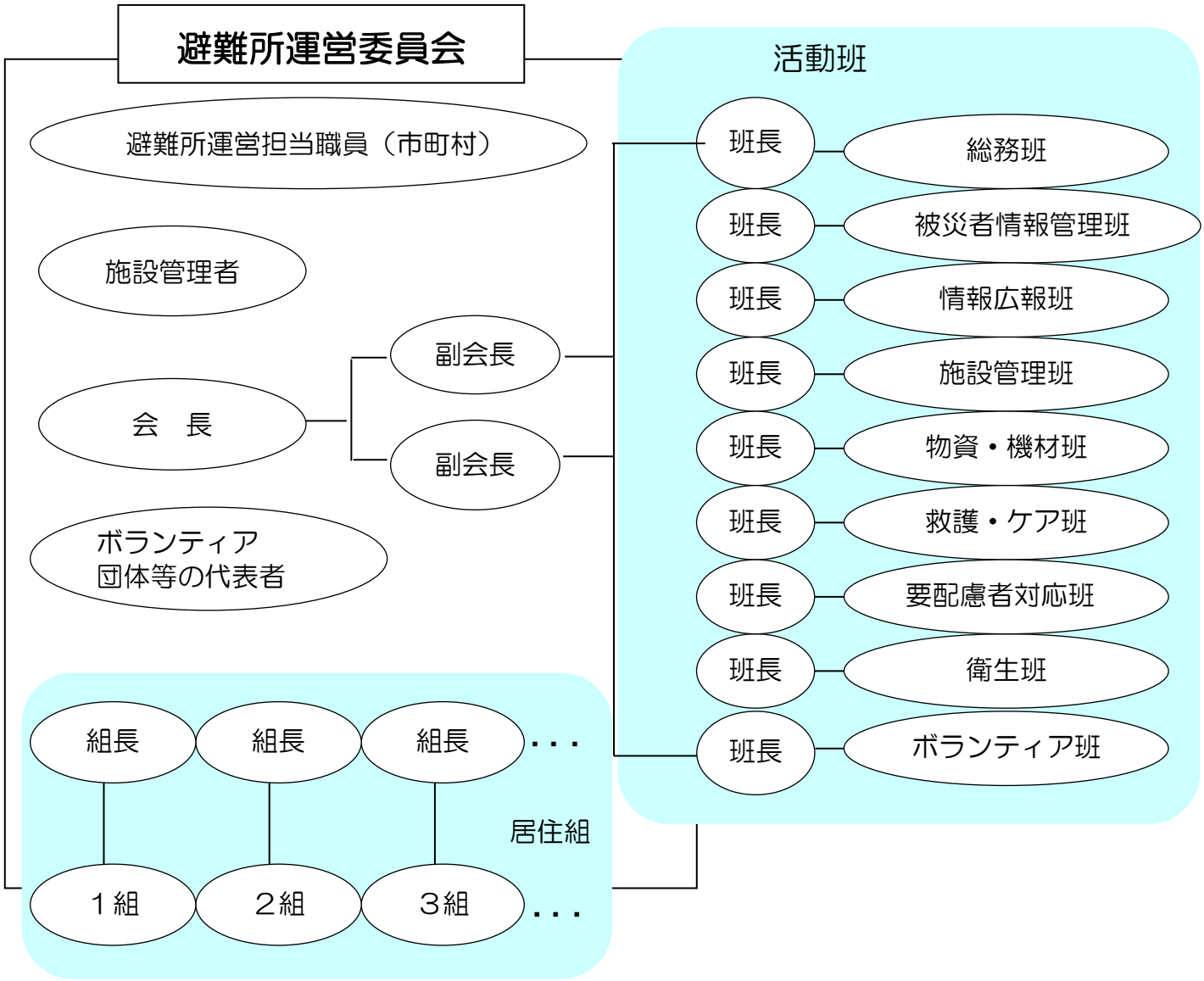

## ２　各活動班の役割

| | |
|---|---|
| 総務班（★） | ➢ 市町村災害対策本部との調整<br>➢ 避難所レイアウトの設定・変更<br>➢ 防災資機材や備蓄品の確保<br>➢ 避難所運営委員会の記録<br>➢ 避難所運営委員会の事務局<br>➢ 地域との連携 |
| 被災者情報管理班（★） | ➢ 避難者名簿の作成、管理<br>➢ 安否確認等問合せへの対応<br>➢ 取材への対応<br>➢ 郵便物・宅配便等の取次ぎ |
| 情報広報班（★） | ➢ 情報収集<br>➢ 情報発信<br>➢ 情報伝達 |
| 施設管理班 | ➢ 避難所の安全確認と危険箇所への対応<br>➢ 防火・防犯 |
| 物資・機材班 | ➢ 物資・機材の調達<br>➢ 炊き出し<br>➢ 物資・機材の受入<br>➢ 物資の管理・配布<br>➢ 機材の管理・配布 |
| 救護・ケア班（☆） | ➢ 病人・けが人の治療及び高齢者や障がい者などの要配慮者の介護等 |
| 要配慮者対応班（★） | ➢ 要配慮者及び必要な支援の把握<br>➢ 相談窓口の設置<br>➢ 食事等への配慮<br>➢ スペースの確保<br>➢ 補装具や福祉用具の確保<br>➢ 日々の情報伝達手段の確保<br>➢ スクリーニング・福祉避難所等への移送 |
| 衛生班 | ➢ ゴミに関すること<br>➢ 風呂に関すること<br>➢ トイレに関すること<br>➢ 掃除に関すること<br>➢ 衛生管理に関すること<br>➢ ペットに関すること<br>➢ 生活用水の確保 |
| ボランティア班（☆） | ➢ ボランティアの受入れ<br>➢ ボランティアの管理 |

✧　（★）については、市町村の担当職員が配置されることが望ましい。
✧　（☆）については、専門的な知識・技能のある者を中心とした配置が望ましい。
✧　避難所については、段階的に適宜統廃合していくこととするが、避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する姿勢が必要である。

## ３　避難所運営会議の開催

➢ 市町村災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルールの決定・変更、避難所での課題・問題への対処など避難所運営を円滑に進めることを目的とする。
➢ 毎日時間を定めて１日１回以上開催する。

# 第５　避難所運営で特に配慮が必要なこと

注）詳細については、21 ページの避難所運営チェックリストを参照のこと。

- トイレ
  - ✧ トイレは充分な個数（20 人に 1 基）が確保されているか
  - ✧ 屋内トイレにトイレ専用の履物（スリッパ等）が使われているか
  - ✧ 清掃手順に沿ったトイレ掃除が一日一回以上されているか
  - ✧ 溜め水等によらない手洗い場があり、石鹸・消毒液などがあるか
  - ✧ 暗がりにならない場所に設置しているか
  - ✧ 夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置しているか
  - ✧ 個室は施錠可能なものか

- 生活スペース
  - ✧ 避難所内は土足厳禁とし、守られているか
  - ✧ 男女別スペース（着替え、授乳等）が確保されているか
  - ✧ 寝床に布団・マットレスがあるか（毛布だけを敷いて寝ている人がないか）
  - ✧ 手の消毒液があるか。手洗いの徹底を促す取組みはなされているか
  - ✧ 清掃が定期的に行われているか
  - ✧ 換気が定期的に行われているか

- 医療
  - ✧ 医師や看護師、保健師が常駐または巡回しているか
  - ✧ 要配慮者等の健康に配慮し、感染症予防対策を始めとして衛生的な環境を確保しているか

- 食事
  - ✧ 避難者に必要な飲料水の確保と提供が行われているか

- 物資
  - ✧ 必要な物資が避難者に行き渡っているか

- 運営
  - ✧ 危険箇所をチェックし、立入禁止の場所には表示をしているか
  - ✧ 避難者のニーズ把握や生活支援のための相談窓口はあるか
  - ✧ 避難者名簿があり、避難者の人数、外部からの問合せに対する情報開示の有無を把握しているか
  - ✧ 要配慮者を把握し、必要な支援が受けられているか
  - ✧ 避難者に対する情報発信のための掲示板等があるか

- その他
  - ✧ 近隣の在宅避難者、指定外避難所などへの支援が行われているか（情報発信や食事、物資支援など）
  - ✧ ゴミが分別されているか
  - ✧ 入浴を希望する人が毎日、お風呂に入れているか
  - ✧ 感染症の患者を隔離する空間を確保しているか
  - ✧ 福祉避難所、（大規模災害の場合は）旅館・ホテルへの移動が必要な人に対し、適切な対応がなされているか
  - ✧ ペットの糞尿の処理等、飼育管理のルールがきちんと守られているか（ペット同行が可能な避難所のみ）
  - ✧ 防犯対策として警察や市町村との連絡体制が確保されているか
  - ✧ 支援団体が把握されているか

# 災害発生から避難所開設・運営の流れ

| | 地域住民の動き | 避難所の動き | 市町村対策本部の動き |
|---|---|---|---|
| 発災直後<br>3分後まで | 身の安全の確保<br>避難所の確認（出火の有無、救助等の必要性の有無） | | |
| 30分後まで | ○要配慮者の救出・救助<br>○地域内の出火確認・初期消火、救出・救護活動、安否確認の継続 | 緊急指定避難場所に避難<br>避難所開設準備 | ■職員の参集<br>■本部体制の確保など<br>■避難状況の把握<br>■避難所開設状況の把握 |
| 3時間後まで | | 解錠、安全確認、レイアウト<br>避難者の受入れ<br>市町村災害対策本部への報告<br>住民への避難所開設の広報 | ■食料、飲料水の配分<br>■福祉避難所の開設<br>■死者・行方不明者への対応<br>■関係機関との連絡調整 |
| 24時間後まで | ○けが人・病人の応急対応 | 運営体制づくり<br>避難所運営委員会の開催<br>□仮設トイレの設置<br>□飲料水の確保 | |
| 48時間後まで | | 避難所の安定化 | ■災害ボランティアセンターの開設準備<br>■ライフラインの確保・確立 |
| 72時間後まで | | □物資の確保<br>□避難所外被災者への対応<br>□居場所づくり<br>□パーティションの設置<br>□段ボールベッドの設置<br>□衛生管理・食事管理・健康管理の徹底<br>□相談体制の確立<br>□こころのケア<br>□避難所運営チェック | ■家屋の応急危険度判定<br>■り災証明書の発行<br>■義援金等の受付<br>■相談窓口の開設<br>■災害ボランティアセンターの開設<br>■施設再開に向け準備 |
| 1週間後まで | | 避難所解消に向けた動き | ■本来機能の早期回復<br>■仮設住宅建設計画の具体化 |

注）対応の終了時期は、災害の規模や個々の市町村によって異なる。

# 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）
# 活動マニュアル
# [案]

※この活動マニュアルは、平成29年度熊本DCAT連絡会において、関係団体の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、派遣に際しての手順について修正しております。

平成29年12月

熊本県健康福祉部

# 目　　次


## 第１章
## 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）とは‥‥‥　１

１　支援に当たっての基本的な考え方‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　１
２　チームの組織体制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　２
３　派遣基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４
４　派遣期間‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　６
５　活動場所‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７
６　支援対象者‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７
７　県で準備する携行品（例）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１１

## 第２章
## チーム員の活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１３

１　平常時‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１４
２　待機‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１５
３　派遣‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１５
４　被災地での活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１６
５　チームの引上げ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２１

## 様式集　（本資料では省略）

【様式　１：オリエンテーションシート】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２５
【様式　２：関係者連絡先一覧】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２７
【様式　３：熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）
　　活動計画書】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２９
【様式　４：現地情報報告書】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３０
【様式　５－①：生活環境調査票】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３１
【様式　５－②：ニーズ調査票】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３２
【様式　６：アセスメント表・ケース記録】‥‥‥‥‥‥‥‥‥３４
【様式　７：活動日報】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３７
【様式　８：熊本県災害派遣福祉チーム活動報告書】‥‥‥‥‥３８
【様式　Ａ：先遣隊派遣職員事前登録票】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３９
【様式　Ｂ：支援隊派遣可能職員報告票】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４０

《参考資料１：熊本県防災情報メールサービス》
《参考資料２：内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に
　　向けた取組方針」平成２５年８月（平成２８年４月改定)》
《参考資料３：避難者名簿》
《参考資料４：熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱》
《参考資料５：熊本県災害派遣福祉チーム設置運営事務取扱要領》
《参考資料６：熊本県災害派遣福祉チームの
　　派遣費用の負担等に関する要領》

# Ⅰ　熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ（ディーキャット））とは

熊本県災害派遣福祉チーム（以下、「熊本ＤＣＡＴ」という。）は、災害発生時の避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において、高齢者、障がい者等の要援護者を支援するチームである。

県では、熊本ＤＣＡＴの派遣に備え、派遣に協力する団体と協定を締結している。

●高齢者支援団体
- ○熊本県老人福祉施設協議会
- ○一般社団法人熊本県老人保健施設協会
- ○熊本県療養病床施設連絡協議会
- ○熊本県地域密着型サービス連絡会

●障がい者支援団体
- ○熊本県身体障害児者施設協議会
- ○公益社団法人熊本県精神科協会
- ○熊本県知的障がい者施設協会

※ＤＣＡＴとは「Disaster Care Assistance Team」の頭文字をとって略したもの。

※要援護者は、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者である。災害弱者、要配慮者、避難行動要支援者など、多数の呼び方がある。

## １　支援に当たっての基本的な考え方

（１）自立して活動する

被災地の職員は、支援活動に専念する必要があるため、被災地の職員に負担をかけることがないよう、チームの活動に必要な物品は持参し、引継ぎなども自己完結を図る。

（２）関係者との連携を図る

被災地では、様々な関係機関が活動しており、被災者への重複した質問等は、被災者の負担になる。また、チーム内で完結できないことも多く発生する。そのため、関係機関と情報を共有し、連携して活動する。

（３）被災者、被災地の自立を促進する

チームの支援活動は一定の期間であり、地元関係者による活動に移行していくことを意識して支援する。

また、専門性にこだわりすぎず「できる範囲」で「必要とされている支援」も行う。

（４）チームワークを発揮する

被災地では状況が常に変化するため、その都度現場の状況を判断し、行動する必要がある。そのため、チームミーティングは毎日行い、情報共有を図る。また、チーム員同士で、メンタルヘルスを含めた健康管理を行う。

## ２　チームの組織体制

（１）チームの構成

災害時に求められるものは、時間の経過とともに変化するため、チームの目的に応じて、構成を変更する。

| 区分 | 型 | 目　的 | 派遣時期 | 主な活動場所（形態） | 人　数（活動期間） | チーム構成〔基本形〕【職種（人数）】 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 先遣隊 | ニーズ把握型 | ・福祉ニーズの把握 | 概ね発災後3日以内 | 避難所等（巡回） | 4人程度（1～3日間） | ・医師（1）、保健師（1）、事務職等（1）<br>・その他専門職（1）<br>※介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士など1名程度 |
| | トリアージ型 | ・福祉的トリアージの実施 | 概ね発災後3日以内 | 避難所等（巡回） | 6人程度（1～3日間） | ・医師（1）、保健師（1）、事務職等（1）<br>・その他専門職（3）<br>※社会福祉士、理学療法士、介護福祉士など3名程度 |
| 支援隊 | 巡回型 | ・福祉サービスの提供<br>・廃用症候群の予防 | 概ね発災後4日～3週間以内 | 避難所等（巡回） | 4～5人程度（5日間程度） | ・介護福祉士（1）<br>・看護師（1）<br>・理学療法士又は作業療法士（1）<br>・社会福祉士又は精神保健福祉士（1）<br>・その他専門職（1） |
| | 常駐型 | ・福祉サービスの提供 | 概ね発災後4日～3週間以内 | 福祉避難所等（常駐） | 県が必要と認める人数（5日間程度） | ・県が必要と認める職種<br>※場合によっては、夜勤・宿直もあり |

※医師、保健師、事務職等は、県職員を想定

【災害時に求められるもの】

| 区　分 | 時期の内容 | 求められるもの（目的） |
|---|---|---|
| ①発災直後 | ・安否確認・安全確保の時期 | ※基本的に、施設居住の場合は運営事業者に、在宅の高齢者の場合は、地域住民らによって行われることが想定される |
| ②ステージⅠ（概ね発災後3日以内） | ・介護サービス継続提供のための状況・状態の確認とその調整開始の時期 | ・ニーズと量の把握を行うためのスクリーニング、トリアージ等の機能が求められる |
| ③ステージⅡ（概ね発災後4日～3週間以内） | ・ダメージを受けた状態から常態に極力戻そうとする時期 | ・サービスの質・量ともに充実させるための対応が求められる |
| ④ステージⅢ（概ね発災後4週間以降） | ・更に常態に戻していく時期 | ・サービスを安定的に供給すると共に質の確保・向上させるための対応が求められる |

出典：株式会社富士通総研「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業報告書」平成 24 年 3 月

チーム設置運営要綱

第７　活動内容

熊本ＤＣＡＴは、次に掲げる活動を行うこととする。

ア　福祉ニーズの把握

イ　福祉的トリアージ（要援護者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう市町村に情報提供をしたり、設備、体制の整った施設へ要援護者を移送するかどうかの判断をしたりすることをいう。）

ウ　福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防

エ　その他必要な福祉支援

【保健師による保健福祉的視点でのトリアージ】

| 分　類 | 対象者 | 対象者の具体例 |
|---|---|---|
| **ステージⅠ**<br>避難所等での集団生活が困難で常時専門的なケアが必要なレベル | 医療依存度が高く医療機関への保護が必要な避難者 | 人工呼吸器を装着している者、気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な者 |
| | 福祉施設での介護が常時必要な避難者 | 医療ケアが必要でない重度の障害者、寝たきり者で介護が常時必要な者 |
| **ステージⅡ**<br>他の被災者と区別して専門的な対応をする必要があるレベル | 福祉的なニーズが高く介護援助等の継続が必要な者 | 軽中程度の要介護高齢者等日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者 |
| | | 精神障害・発達障害・自閉症等で個別の対応が必要な児・者 |
| | | 軽中等度の障害者等日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な視力障害者、聴力障害者、身体障害者 |
| | 医療的なニーズが高く医療やケアが必要な者 | 医療的なケア（在宅酸素、人工透析、インシュリン注射など）の継続が必要な者 |
| | | 感染症で集団生活場面からの隔離が必要な者　インフルエンザ、ノロウイルス等 |
| | | 乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な者 |
| | | 親族の死亡、ＰＴＳＤなどで精神的に不安定で個別支援が必要な者<br>※状況に応じて医師の判断により被災地を離れる必要性がある |
| **ステージⅢ**<br>定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅生活が可能なレベル | 医療的なニーズ | 慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能な者 |
| | | 精神的に不安定さや不眠などの症状はあるが、見守りや傾聴などの支援が必要な者 |
| | 福祉的なニーズ | 見守りレベルの介護が必要で、ヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅生活が可能な者 |
| | | 高齢者のみ世帯等で、ライフライン途絶により、在宅生活の継続のために生活物資の確保に支援が必要なレベル |
| | 保健的なニーズ | 骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者等、生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促しなどの支援が必要なレベル |
| **ステージⅣ**：現状では生活は自立して、避難所や在宅生活が可能なレベル | | |

※判断基準は、災害規模や被災地の状況により異なるため、参考として記載されている。

出典：日本公衆衛生協会、全国保健師長会「大規模災害における保健師の活動マニュアル」H25.7

（２）リーダーの設置

チームには、リーダーを置き、リーダーはチームを総括する。

～リーダーの役割～
①市町村災害対策本部（保健福祉担当部局）、避難所管理運営者、関係団体等との調整、連携、情報共有
②チーム員の健康状態の把握
③具体的な業務の立案、ミーティングの運営
④県への報告、記録（電子データ、紙媒体）の管理
・活動状況の記録、整理、県への報告
⑤その他チームに係るマネジメント
・チーム内の役割分担の決定（物品等の管理、チーム員の食事の手配等の連絡調整）

（３）身分、費用負担、補償

①チーム員は所属する施設等の職員の身分をもって業務に従事する。
②県が負担する派遣費用
・人件費（災害救助法が適用された場合であって、災害救助費の支弁対象となる場合に限る）
・活動経費（旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）
※領収証等の確認書類が必要
③待機及び県の派遣要請に基づかない派遣に要した費用は、県では負担しない。
④活動中の事故に備えるため、県が一括して傷害保険に加入する。

## ３　派遣基準

熊本ＤＣＡＴの派遣基準は、次のいずれかに該当するとき
ア　県内で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、知事が熊本ＤＣＡＴを派遣する必要があると認めるとき。
イ　県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して熊本ＤＣＡＴの派遣要請があったとき。なお、派遣要請は原則として熊本県災害派遣福祉チーム派遣要請書（別記第５号様式）によるものとする。
ウ　県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して熊本ＤＣＡＴの派遣要請があったとき。
【熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱　第４】

（１）災害救助法の適用基準

（２）住家等への被害が生じた場合（令第１条第１項第１号）

市町村又は都道府県の区域内の人口規模に対する家屋の全半壊世帯数により判断する。

【１市町村区域の場合】

| 市町村の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 |
|---|---|
| 5,000人未満 | 30 |
| 5,000人以上　15,000人未満 | 40 |
| 15,000人以上　30,000人未満 | 50 |
| 30,000人以上　50,000人未満 | 60 |
| ・・・ | ・・・ |
| 300,000人以上 | 150 |

②生命・身体への危害が生じた場合（令第１条第１項第４号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要とする場合。

例）・豪雨の継続により更なる土砂災害の発生のおそれ及び住民生活への影響

・川の堤防決壊による浸水予想及び住民生活への影響

・暴風雪による長期間の停電と住民生活への影響（暖を採る）

【本県における災害救助法の適用状況】

| | 年月 | 災害名（※1） | 適用市町村（※2） |
|---|---|---|---|
| 1 | 平成11年9月 | 台風18号（不知火町高潮災害） | ・熊本市<br>・宇土市<br>・不知火町<br>・松橋町<br>・小川町<br>・鏡町<br>・竜北町<br>・龍ケ岳町<br>・御所浦町 |
| 2 | 平成15年7月 | 県南集中豪雨災害（水俣土石流） | ・水俣市 |
| 3 | 平成19年7月 | 梅雨前線豪雨 | ・美里町 |
| 4 | 平成24年7月 | 熊本広域大水害 | ・熊本市<br>・阿蘇市<br>・阿蘇郡南阿蘇村<br>・阿蘇郡産山村<br>・阿蘇郡高森町 |
| 5 | 平成28年4月 | 熊本地震 | ・県内全市町村 |

※1　災害名は、「熊本県地域防災計画（資料編）」に記載する名称である。

※2　適用市町村は、適用当時の市町村名である。

（２）想定する災害

暴風、暴雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、原子力　等

（３）派遣の基本的な考え方

①被災市町村を管轄する広域本部の圏域内（※）にある登録施設等から優先的に派遣する。
②被災地支援経験がある､職務経験年数が長い人がいる登録施設等から優先的に派遣する。
③被災市町村（旧市町村区域）にある登録施設等は、復旧、緊急入所等の災害対応が必要と考えられるため、原則として除外する。
④活動初期は、短時間で調整する必要があるため、できる限り「単独」で派遣可能な登録施設等を優先して派遣する。
なお、単独での派遣が困難な場合、連絡の取りやすい施設間で調整する。

※広域本部の圏域：県央（熊本、宇城、上益城)、県北（玉名、鹿本、菊池、阿蘇)、県南（八代、芦北、球磨)、天草

**先遣隊**

発災後、速やかに被災地の保健師チームと合同で避難所等を巡回するため、協定締結団体は、【様式Ａ】により先遣隊として派遣する者を事前に登録する。県は、先遣隊として登録された者の中から派遣者を決定する。

**派遣調整連絡会**

県は、先遣隊の報告に基づき、支援隊の派遣方針を決定するため、必要に応じて速やかに、協定締結団体を招集する。

**支援隊**

派遣者は、協定締結団体から【様式Ｂ】により報告される派遣可能な施設等の情報（派遣職種、派遣可能期間、リーダー候補名等）をもとに県で決定する。

## ４　派遣期間

１チーム１回当たりの派遣期間は､移動日を含めて､先遣隊は１～３日、支援隊は５日程度を基本とする。

【県内における１チーム当たりの派遣期間（例)】

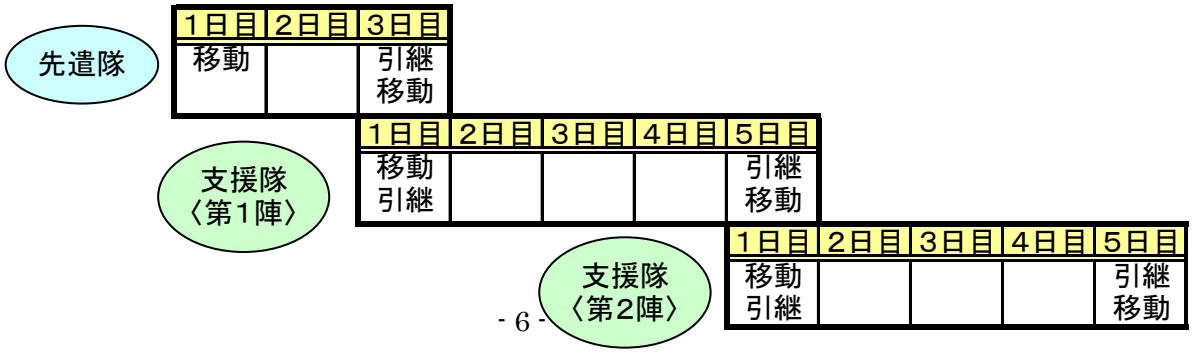

## ５　活動場所

多くの避難者が集まり、スタッフ等が元々配置されていない避難所、福祉避難所を主な活動場所とする。

福祉避難所は、避難所での避難者の状況によって市町村の判断で開設されるため、発災直後は避難所での活動が中心となる。

なお、具体的な活動場所は、市町村災害対策本部（保健福祉担当部局）の要請や収集した情報に基づき決定する。

## ６　支援対象者

要介護高齢者、障がい者等の要援護者である。

なお、要援護者の支援に当たっては、それぞれの特徴を認識し、避難所生活における留意点を踏まえ、関係機関と連携して対応する。

また、避難所での生活が長引けば心身機能が低下するリスクが高まるため、在宅介護支援事業者等との連携により、緊急入所や福祉避難所への移動など、生活に適した場所へ移動できるように調整する。

【要援護者の主な特徴と避難所生活における留意点】

| 対象者 | 主な特徴 | 避難所生活における留意点 |
|---|---|---|
| 要介護高齢者 | 1　体力が衰え行動機能が低下している場合や緊急事態の察知が遅れる場合がある。<br>2　自分の状況を伝えることが困難な場合がある。<br>3　自力で行動することが困難な場合が多い。 | 1　本人の状態に適した食事や介護用品、過ごしやすい環境が確保できるよう調整する。<br>〇おかゆ等の配布<br>〇布団、ベッド、車椅子、ポータブルトイレ、おむつ等の手配<br>〇トイレに近いなど居住空間への配慮<br>2　排泄の介助が必要な場合など、本人のプライバシー保護に留意する。<br>3　家族等介護者の休養スペースを確保する。<br>4　介護者を確保する。<br>●ポイント<br>（１）脱水や褥瘡の徴候はないか。<br>（２）食事、水分摂取量は足りているか。<br>（３）嚥下や咀嚼に支障はないか。<br>（４）介護者の負担が過重になっていないか。 |
| 認知症高齢者 | 1　記憶が抜け落ちたり、判断力が低下する等の症状により、自分で判断し、行動することや自分の状況を他の人に伝えることが困難な場合がある。<br>2　急激な環境の変化により、幻覚が現れたり、興奮したり、徘徊するなどの周辺症状が顕著となる場合がある。 | 1　不穏症状がある場合は、精神科医師の診療が受けられるよう調整する。<br>2　徘徊等の症状がある場合には、周囲の人にも見守りや声かけを依頼する。<br>3　グループホーム等からの集団避難には、同じ施設の関係者だけで生活できる避難所、居室を提供する。<br>●ポイント<br>（１）食事、水分摂取量は足りているか。<br>（２）不穏症状はみられないか。<br>（３）家族や周囲は多大なストレスを感じていないか。 |

| 対象者 | 主な特徴 | 避難所生活における留意点 |
|---|---|---|
| 一人暮らし高齢者 | 1　体力が衰え行動機能が低下している場合や緊急事態の察知が遅れる場合がある。 | 1　機能低下をきたさないよう、転倒防止や自立を妨げない居住スペースを確保する。トイレ移動等に過度の負担がないようスペースを確保する。<br>2　必要な福祉用具（シャワーチェア、簡易手すり等）が確保されているか確認する。<br>3　本人の周囲にいざというときに手助けしてくれる人がいることを確認する。<br>4　家族と連絡がとれていることを確認する。<br>5　救援物資や食料のため込みで、衛生面に問題をきたさないよう配慮する。<br>**●ポイント**<br>**（１）外傷や環境悪化に伴う病状変化はないか。**<br>**（２）内服薬は不足していないか。**<br>**（３）脱水の徴候はないか。**<br>**（４）トイレや食事提供場所等が遠いなどにより活動が制限されていないか。**<br>**（５）話し相手はいるか。** |
| 視覚障がい（児）者 | 1　全く見えない人と見えづらい人、また、特定の色が判りにくい人がいる。<br>2　慣れていない場所では、一人で移動することが困難であるため、居住スペースと通路との境が分かるような工夫や、避難誘導等の援助が必要。 | 1　援助者を確保し、情報や食料、救援物資が十分入手できるよう調整する。<br>2　相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。<br>3　必要な情報は構内放送や声かけなどにより提供する。印刷物は拡大文字や展示等により提供できるよう調整する。<br>4　ボランティア等の派遣を希望するか確認する。<br>**●ポイント**<br>**（１）外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか。**<br>**（２）白杖等の補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。** |
| 聴覚障がい（児）者 | 1　全く聞こえない人と聞こえにくい人、また、言語障がいを伴う人がいる。<br>2　音声による情報が伝わりにくい。（聴覚による異変・危険の察知が困難な場合がある。） | 1　援助者（手話通訳やボランティア等）の確保、情報や食料、救護物資が十分入手できるよう調整を図る。<br>○広報誌や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ等を活用するほか、音声による連絡は必ず文字でも掲示する。<br>○掲示はできる限りわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。<br>○手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできる限り近くにまとめ、情報がスムーズに引き渡るよう配慮する。<br>2　相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。<br>**●ポイント**<br>**（１）外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか。**<br>**（２）補聴器等の補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。** |
| 肢体不自由（児）者 | 1　上肢や下肢に切断や機能障がいがある人、姿勢保持が困難な人、脳性まひの人等がいる。<br>2　自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、平常時に補装具を使用していない人も、車椅子等が必要なこともある。 | 1　本人の機能を最大限に発揮できるよう、ADL に配慮した生活スペースを確保する。<br>○車椅子が通れる通路の確保<br>○身体機能にあった安全で利用可能なトイレの設置等<br>○相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。<br>**●ポイント**<br>**（１）外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか。**<br>**（２）車椅子等の補装具や日常生活用具を破損・紛失していないか。** |

| 対象者 | 主な特徴 | 避難所生活における留意点 |
|---|---|---|
| 内部障がい者・特定疾患認定患者・小児慢性特定疾患患者 | 1　内部障がいとは、内部機能の障がいで、身体障害者福祉法では、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能、肝臓機能の８種類の機能障害が定められている。<br>2　難病とは、原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがすくなくない疾病である。<br>3　自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、車椅子等が必要なこともある。<br>4　医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要である。<br>5　外見からは障がい（疾患）がわからないことがあるので、配慮が必要である。 | 1　専門治療や医療機器の継続使用（電源の確保）ができるよう調整する。<br>○医療機関の協力による巡回診療や透析可能な病院等の情報提供、定期的な治療継続のための移送サービスを実施する<br>2　処置・治療に必要な物品（衛生材料、ストマ用品等）を確保する。<br>3　処置を行う場所や処置のプライバシーの確保に留意する。<br>4　易感染者には環境を整える。<br>5　医療依存の高い者には、医療管理が受けられるよう施設等への移送を進める。<br>6　歩行安定者には、機能低下をきたさないよう配慮しつつ、ADLに配慮した生活スペースを確保する。<br>7　周囲に病名等が知られないようプライバシーの確保に留意する。<br>**●ポイント**<br>**（１）疾患や機能障害に伴う身体症状が悪化していないか。**<br>**（２）特殊な薬剤や食事制限等の疾患に関する必要な情報を確認する。** |
| 知的障がい（児）者 | 1　急激な環境の変化への適応のしにくさがある。<br>2　緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺がみられる場合がある。<br>3　服薬を継続することが必要な場合は、自ら又は家族が薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。 | 1　集団適応に課題のある者には、家族と一緒に生活できる落ち着いたスペースを提供する。<br>2　施設からの集団避難者には、同じ施設の関係者だけで生活できる避難所・居室を提供する。<br>**●ポイント**<br>**（１）食事接種、排泄、睡眠等の生活面に問題が生じていないか。**<br>**（２）家族や周囲は多大なストレスを感じていないか。** |
| 発達障がい（児）者（自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい者） | 1　日常生活の変化（場所、空間、騒音）が想像以上に苦手な場合が多い。<br>2　不安になってパニック状態になったり、働きかけに強い抵抗を示すこともあるため、行動して欲しいことの具体的な指示、時間を過ごせるものの提供、スケジュールや場所の変更等を具体的に伝える必要がある。<br>3　感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞き取れなかったり、大勢の人がいる環境が苦痛で避難所のなかにいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもある。 | 1　家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認する。<br>○必要な物品（薬、食品、筆記用具等）があるか<br>○特に配慮すること（落ち着ける場所、話しかけ方など）があるか<br>2　説明方法の工夫、居場所の工夫、健康状態のチェックの工夫を行う。<br>**◆具体的例**<br>**（１）文字や絵、実物を使って目に見える形での説明や、簡潔・穏やかな声で話しかける**<br>**・「このシート（場所）に座ってください。」**<br>**（×：そっちへ行っては駄目）**<br>**・「○○（予定）はありません。□□をします。」**<br>**（×：黙って強引に手を引く）**<br>**・○○は□□（場所）にあります。」**<br>**（×：「ここにはない。」とだけ言う）**<br>**（２）筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等を提供する。**<br>**（×：何もしないで待たせる）**<br>**（３）部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の確保等**<br>**（４）怪我などをしていないか、本人の言葉だけでなく身体状況を一通りよく見る。** |

| 対象者 | 主な特徴 | 避難所生活における留意点 |
|---|---|---|
| 精神障がい者 | 1　様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさがある。<br>2　災害時のショックやストレスは、精神障がい者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。<br>3　服薬を継続する必要がある場合は、自ら又は家族が薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。 | 1　服薬が継続できることを確認し、必要に応じて、精神科医師の診察や薬の確保、専門科の相談が受けられるよう調整する。<br>○医療機関等の協力やこころのケアチームによる巡回診療が行われるよう調整する。<br>2　人前で、安易に病名等を口にしない。<br>**●ポイント**<br>**（１）不眠、独語、表情の変化等病状の悪化がないか。**<br>**（２）服薬中断がないか。** |
| 妊産婦 | 1　行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。<br>2　早流産のリスクが高い。 | 1　十分な安静（防音）、食事、衛生面に配慮する。<br>2　相談や困ったことなど受付窓口を伝えておく。<br>3　原子力災害の場合は、被ばくによる影響について、正確な情報伝達に配慮する。<br>**●ポイント**<br>**（１）切迫流産、切迫早産の徴候はないか。**<br>**（２）浮腫、血圧上昇等の妊娠高血圧症候群の徴候はないか。** |
| 乳幼児 | 1　危険を判断し、行動することができない場合がある。<br>2　被災による精神的な後遺症が残らないように、特にこころのケアが必要である。<br>3　児童に対しては、ストレスが緩和するようなケアが必要である。 | 1　乳幼児に必要な生活用品が提供できるよう調整する。<br>○ミルク、おむつ、おしりふき、離乳食、スプーン、ストロー等<br>2　母乳育児が制限されないよう授乳スペースを確保する。<br>3　小児科の医療情報、乳幼児健診・予防接種等保健サービスの情報提供を行う。<br>4　居住環境を整備する。<br>○感染症の予防、夜泣き等で周囲に気兼ねなく過ごせるような場所の確保に留意する。<br>5　親子双方のストレス解消のため、子守ボランティア等を活用する。<br>6　子どもの遊び場の確保に留意する。<br>7　原子力災害の場合は、被ばくによる影響について、正確な情報伝達に配慮する。<br>**●ポイント**<br>**（１）基本的には保護者が健康管理を行うが、食事や衛生面等の助言を行う。**<br>**（２）おむつかぶれ、湿疹等を防ぐため、沐浴、でん部浴ができるよう配慮する。**<br>**（３）小児科の医療情報を伝える。** |
| 外国人 | 1　言語や文化、生活習慣等の違いがある。<br>2　必要な情報が伝われば、防災活動を行う潜在能力がある。 | 1　食事をはじめとする生活習慣の違い、宗教、風俗等の違いや、コミュニケーション不足から、避難生活に支障をきたさないよう留意する。<br>2　相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。 |

| 対象者 | 主な特徴 | 避難所生活における留意点 |
|---|---|---|
| アレルギー疾患患者 | 1　誤って原因食を食べてショック症状を引き起こす可能性がある。 | 1　食物アレルギーへの配慮が必要な避難者の有無を確認するとともに、アレルギー対応食を配布する。炊き出しの場合、可能であれば、個別のアレルギー対応調理をしてもらう。<br>2　避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示する。<br>3　子どもは、菓子類を勝手に食べないよう注意する。<br>4　子どもは、食物アレルギーがあることを目視できるように「アレルギーサインプレート」等を身につけるとよい。<br>5　アトピー性皮膚炎がある場合、薬の不足、スキンケアができない環境、心理的ストレス等で症状が悪化する可能性がある。<br>○出来る限り優先的に毎日シャワーや入浴、全身清拭で肌を清潔に保つ。<br>○普段使用している薬品がない場合、同様の効果がある薬で代用する。市販の保湿クリームを使用する際は、肌の一部で試した後使用する。<br>○冷たいタオル等で冷やすとかゆみが一時的に治まる。<br>○ストレスによるかゆみが増強することがあるため、話を聞き安心してもらうことが必要である。<br>●ポイント<br>（1）基本的には保護者が健康管理を行うが、食事や衛生面等の助言を行う。 |

出典：宮城県「宮城県災害時公衆衛生マニュアル」平成 25 年 4 月（一部改編）

## 7　県で準備する携行品（例）

□緊急通行車両証
□ビブス
□パソコン、ＵＳＢ
□デジタルカメラ
□公用携帯電話、衛星電話
□トランシーバー
□懐中電灯
□乾電池
□延長コード、コンセント
□事務用品（はさみ、カッター、バインダー、Ａ４用紙、セロテープ、ガムテープ、マジック、ホッチキス、電卓、ファイルなど）
□地図
□軍手（滑り止め付き）
□プラスチック手袋
□サージカルマスク
□ごみ袋（大、中）
□ダンボール
□ティッシュペーパー
□ウエットティッシュペーパー

※時期、状況により必要なもの
□寝袋、毛布、タオルケット
□テント
□ストーブ
□保冷ボックス
□ガスコンロ、カートリッジ、ライター
□やかん、鍋
□割り箸、スプーン、紙皿、紙コップ
□アルミホイル、食品ラップ→食器に敷くことで洗浄不要にできる
□発電機
□灯油缶、ガソリン缶、ポンプ
□携帯トイレ、尿とりパッド、紙パンツ→トイレが使用不可の場合に代用
□トイレットペーパー
□新聞紙→掃除、保温、床に敷くなど

※　避難者の支援に必要な物資は、市町村災害対策本部や避難所運営者へ相談し、市町村の備蓄や支援物資等で対応が可能か確認する。市町村災害対策本部等での対応ができない場合は、県に調達を依頼する。

【参考：災害救助法の救助費対象経費（例）】
- 日常生活上の支援を行うために必要なオムツ等の消耗器材、食事の費用
- 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ、簡易ベッド等の器物の費用

## Ⅱ　チーム員の活動

【活動フロー図】

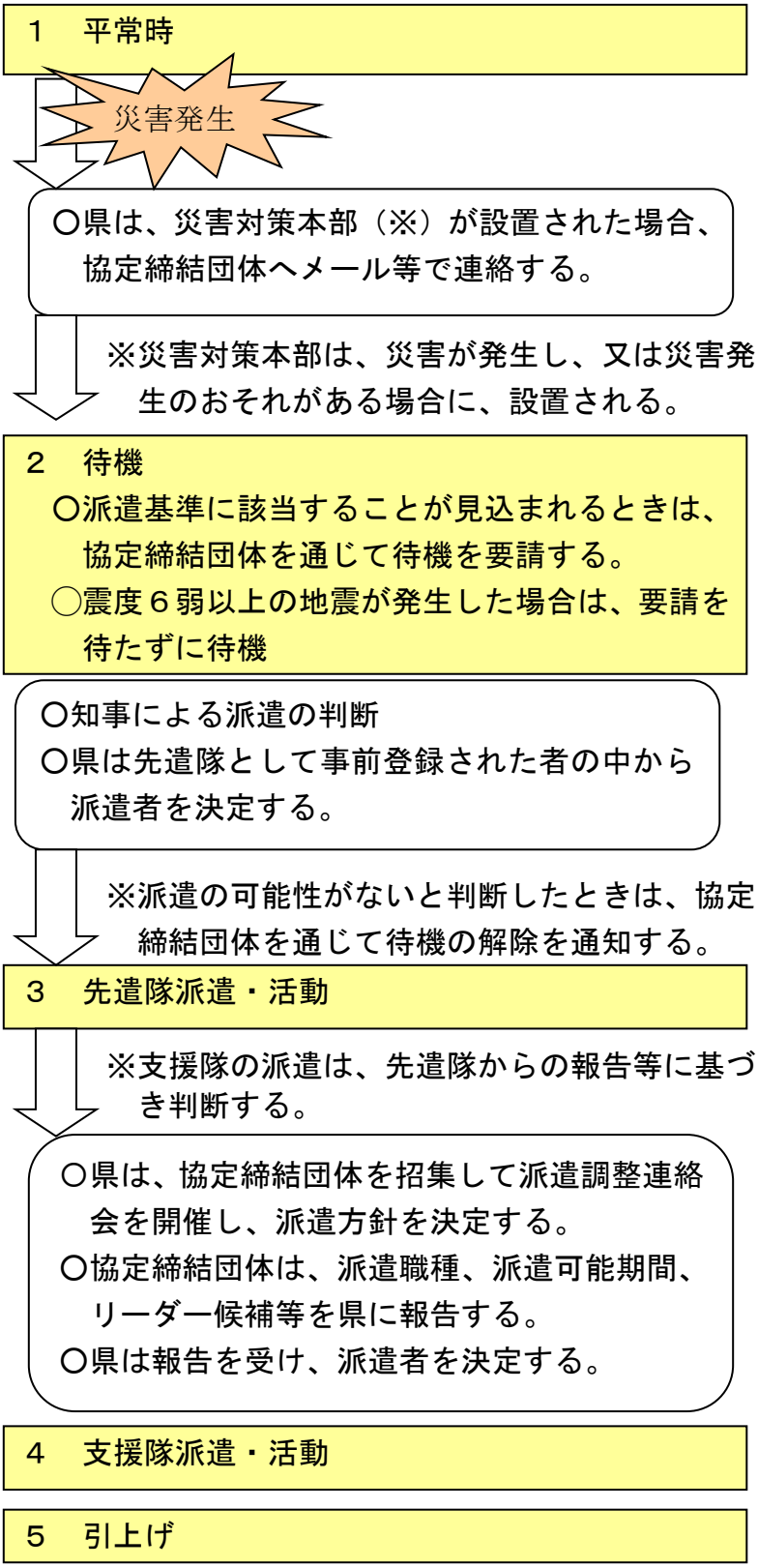

# １　平常時

| |
|---|
| □　連絡ルートの確認（所属長、所属団体、県担当部署、家族）<br>□　個人携行品の準備<br>□　災害に関する情報の収集（災害発生情報、災害対応知識） |

①災害発生時にも連絡が取れるように、連絡先及び連絡方法を確認しておく。

②個人携行品をすぐに持ち出せるように準備しておく。

【個人で準備する携行品（例）】

□帽子、運動靴（靴底が厚く履きなれたもの）
□動きやすい服装（派遣先の季節にあった派手でないもの）
□免許証、保険証のコピー
□現金
□携帯電話（充電器、充電用乾電池、車載アダプター充電器など）
□タブレット端末
□リュック、ウエストポーチ
□雨具：折りたたみ傘、レインコート
□上履（スリッパは不可）→避難所等に入るときに必要
□洗面道具、タオル、ティッシュペーパー
□着替え（日数分）：靴下、下着、Ｔシャツ、上着など
□帽子
□個人の常備薬、生理用品
□携帯食、糖分、ビタミン、カルシウム補助食品、ゼリー
□ペットボトル飲料水

※時期、状況により必要なもの
□季節により虫よけスプレー、使い捨てカイロ、使い捨て吸熱シート
□防寒着

③日頃から、災害対応に関する知識の習得するように努める。
また、「熊本県防災情報メールサービス」へ登録するなど、防災情報の収集を行う。【参考資料１参照】

## ２　待機

- □　自分の体調が派遣に耐えうるか考える（無理をしない）
- □　所属長の同意を確認し、勤務調整等を検討する
- □　家族の同意を取り付ける
- □　所属施設等、所属団体、家族との連絡ルートを確認する
- □　被災地の情報を収集する
- □　携行品の準備をする

①携帯電話が通じないことも想定されるため、連絡手段は複数確保するようにする。
②県は、収集した情報を提供するが、現地の天気や交通情報などの情報を個人でも収集する。

## ３　派遣

（１）派遣要請

- □　自分の体調が派遣に耐えうるか考える（無理をしない）
- □　所属長の同意を確認し、勤務調整等を行う
- □　集合場所、時間を確認する
- □　集合場所までの移動手段を確保する（通行止め等により時間までに集合できない場合は、早めに所属団体等と連絡し対応策を検討する）

①集合場所は、原則として、先遣隊及び支援隊（巡回型）は被災地の保健所、支援隊（常駐型）は活動場所となる福祉避難所等とする。
②移動手段は、原則として、所属施設等が確保する。

【熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定第６条】

（２）集合時

- □　オリエンテーション（派遣日程、派遣先、派遣先の状況、チーム員の確認）
- □　携行品の確認、積込み
- □　活動方針の確認（活動場所、活動予定内容、現地災害対策本部等）
- □　チーム員、県、所属団体、現地関係者との連絡方法の確認
- □　チーム内の役割分担の確認（食料等の調達、資機材やデータ管理等）

①集合場所に到着後、県（事務局）から説明を受ける。【様式１】
②チーム員は、初めて顔を合わせることが想定されるため、自己紹介するとともに、お互いの連絡方法を確認する。【様式２】
③リーダーを中心にしてチーム内の役割分担を決める。

## ４　被災地での活動

被災地に到着したら、市町村対策本部（保健福祉担当部局）及び避難所運営責任者と活動方針や状況を確認した上で、活動を開始する。

先遣隊、支援隊共通

（１）市町村災害対策本部（保健福祉担当部局）との連携
- □　活動開始の報告・承認、活動方針等の確認
- □　指揮命令系統、連絡先、連絡手段の確認
- □　必要に応じて緊急通行車両の登録、駐車許可の取得
- □　要援護者の情報共有（事前リストの有無など）

①市町村災害対策本部の活動方針を確認し、活動場所や内容について指示があれば従う。
②連絡先や連絡手段は、複数確保するようにする。
③要援護者のリストが事前に作成されている場合、情報提供を依頼する。なお、個人情報の取扱いは十分留意する。

先遣隊、支援隊共通

（２）情報収集
- □　ライフライン（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等含む）の状況、道路状況、危険箇所、避難経路、連絡手段等
- □　避難者の状況、避難所等の開設状況、物資の供給状況
- □　他団体の活動状況
- □　機能している施設、病院等の社会資源

①被災地の状況は常に変化するため、災害対策本部（保健福祉担当部局）、避難所運営責任者等から新しい情報を入手し、共有する。ただし、個人情報の取扱いには留意する。
②避難者の情報把握は、段階的に行われることが考えられる。災害発生直後は、どの避難所に何人の避難者がおり、何食の食事が必要かという情報が優先され、時間が経過するにつれて避難者個人の情報が収集されるため、適宜、情報を収集する。
③災害時には、様々な団体による支援が行われるため、これらの団体の役割や連絡窓口を確認する。特に、保健医療関係者とは情報を共

有し、連携する。
④機能している施設や病院等は、場所（地図）を含めて確認する。

【支援団体（例）】

○保健医療チーム
　地方自治体の医師、保健師等で構成され、被災地における災害情報や要援護者の把握、避難所者の健康相談、関係機関との調整などを行う。
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）
　医師、看護師、業務調整員等で構成され、大地震及び航空機・列車事故といった大規模災害の急性期に、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門的な訓練を受けた医療チーム。災害現場等での救命救急処置などを行う。
○救護班（日本赤十字社、県医師会等）
　避難所の救護所等において診療やこころのケア活動などを行う。
○災害支援ナース（県看護協会）
　避難所の救護所等において、健康管理や診療介助などを行う
○災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）
　県及び市町村社会福祉協議会が設置し、ボランティアの災害救援活動の調整を行う。
○ＮＰＯ、ボランティア団体
　自前の装備で被災地に駆けつけ、様々な支援活動を行う。

先遣隊、支援隊共通

（３）活動避難所等での活動
- □　避難所等の運営責任者への活動開始の報告・承認、活動方針の確認
- □　運営体制（役割分担、班編成）、指揮命令系統の確認
- □　環境（空間、備品）の確認、環境改善の助言
- □　関係機関、他団体の活動状況の確認及び連携

①避難所等には、受付を通して入り、必ず運営管理者と活動方針を確認する。また、避難者のプライバシーに配慮して活動する。
②避難所は、市町村長（災害対策本部長）の指示により市町村職員によって開設されるが、運営は行政主体のほかに、避難者の自主組織が中心となる場合もあるため、留意する。
　なお、支援に当たっては、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、市町村の「避難所運営マニュアル」等を参考に避難所の体制について理解しておく。【参考資料２参照】
③避難所では、避難者名簿が作成される。避難者名簿により要援護者の情報が記載される場合が多いので、運営責任者に状況を確認する。あわせて、避難所内を目視により確認する。

なお、避難者の情報把握は、段階的に行われることが考えられため、適宜確認する。【参考資料３参照】

④避難所での生活が難しい避難者がいらっしゃる場合は、（避難所運営責任者を通じて）市町村災害対策本部（保健福祉担当部局）に対し、福祉避難所、緊急入所等の活用を提言する。

なお、福祉避難所は、社会福祉施設のほか、旅館・ホテルの借り上げや避難所内の一角を区切って設置することもできる。

○災害対策基本法

（避難所における生活環境の整備等）

第８６条の６　災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○「大規模災害における応急救助の指針について」（平成 9 年 6 月 30 日社援保第 122 号厚生省社会・援護局保護課長通知）

第２　応急救助の実施

１　避難所の設置

（10）管理責任者の配置

ア　避難所を設置した場合には、原則として各避難所に都道府県又は市町村職員等による管理責任者を配置し、避難所の運営を行うこと。

（11）管理責任者の役割

ア　避難所に避難した被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、被災者台帳を整備すること。

イ　被災者台帳に基づき、常に被災者の実態や需要を把握すること。救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。

ウ　避難所に必要な食料・飲料水その他必要な生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

（12）住民による自主的運営

避難所を設置した場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による自主的な運営が行われるよう努めること。また、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくりを支援すること。

○熊本県「避難所運営ガイドライン」第３章応急対策

市町村は、福祉サービス提供者等と速やかに連絡を取り、災害時要援護者等へ必要な福祉サービスの提供ができる体制を整えることが必要である。

なお、必要に応じて、県と連携して熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）の活用等による必要な支援を行うこと。

先遣隊、支援隊共通

（４）活動計画の作成及び報告
- □　当面の活動計画の作成（チームミーティング）
- □　活動計画の報告、周知
- □　現地情報の報告
- □　記録の管理、整理

①チームミーティングにより、当面の活動計画を作成し、県へメール、FAX 等で報告する。【様式３】

②被災地で収集した情報は、県へメール、FAX 等で報告する。【様式４、様式５、様式７】

③記録は、簡潔に記載し、時系列で整理する。

先遣隊の活動

- □福祉ニーズの把握
- □福祉的トリアージの実施
- □避難所等の環境整備に関するアドバイス、緊急的な対応
- □支援隊の必要性の確認

①必要な支援につなげるため、避難所等の環境を確認するとともに、要援護者の実態を把握する「福祉ニーズの把握」を行う。【様式５－②】

②避難所に様々な状況の避難者が殺到し、要援護者の把握ができないような混乱した状態となっている場合は、「福祉的トリアージ」を実施する。「福祉的トリアージ」は、緊急に把握する必要がある項目を中心に、世帯単位で聴取する。【様式６】

　なお、「福祉的トリアージ」を実施するに当たって、チーム員の増員が必要な場合は、速やかに県へ要請する。

③実際の支援は、後発の「支援隊」が実施することを原則とする。ただし、福祉避難所への移送や緊急入所など早急な対応を必要とする避難者がいる場合や避難所等の環境改善策を早急に講じる必要がある場合は、現地市町村担当者（保健福祉担当部局、保健師等）や避難所の運営責任者に報告し、必要に応じて支援する。

④人的な支援が必要な場合、避難所内での協力者を募るなどして対応するように、避難所運営責任者へ提言する。

⑤避難所等の状況を踏まえて、現地市町村担当者及び避難所運営責任者に支援隊の必要性を確認し、県へ報告する。

⑥１日１回以上のチームミーティングを行い、情報を共有する。

⑦日々の活動内容を記録し、県へ報告する。【様式７】

対応記録等は漏れがないように記録する。

※保健師による「保健福祉的視点でのトリアージ」が実施されている場合は、福祉的な支援が必要な方の情報を提供してもらう。【Ｐ３参照】

支援隊

□福祉サービスの提供（相談対応、食事、排泄、入浴等の支援）
□要援護者の特徴に応じた生活環境の整備
□廃用症候群（生活不活発病）の予防

①避難者へのアセスメントを行い、対応策を検討し、本人又は家族と協議し、避難所運営責任者に報告する。【様式６】
　また、必要に応じて、ケア会議等を行う。
②避難者の支援に必要な物資は、市町村災害対策本部や避難所運営責任者に相談し、備蓄や支援物資等で対応が可能かを確認する。市町村災害対策本部等での対応が難しい場合は、県に調達を依頼する。
③状態の変化により、避難所内の設備では、十分な支援を行うことが出来ない避難者がいる場合、緊急入所等を検討し、避難所運営責任者に報告するとともに、本人や家族の意向を確認する。
④被災地の介護サービス事業者等の復旧状況を確認し、必要に応じてサービスを利用できるよう情報を収集する。
⑤避難所等のバリアフリー化はもちろん、要援護者の特徴に応じた生活環境を整備する。【Ｐ７参照】
⑥１日１回以上のチームミーティングを行い、情報を共有する。
⑦日々の活動内容を記録し、県へ報告する。【様式７】
　対応記録等は漏れがないように記録する。

先遣隊、支援隊共通

（５）チーム員の生活環境の確保等
　□　宿泊場所の確認、確保
　□　食料等の調達方法の確認、確保（現地調達可能な店舗等の確認）

①宿泊場所はあらかじめ県で手配するようにするが、手配ができていない場合は、近隣の宿泊施設や福祉施設等を手配する。
　福祉避難所での勤務は、宿直や夜勤への対応が必要な場合も考えられるため、宿泊場所について避難所運営責任者に相談する。
②携帯食は持参するが、できる限り温かい食事が取れるように食料等の調達を行う。

先遣隊、支援隊共通

（６）後続チームへの引継ぎ
□　携行品や相談記録等の引継ぎ
□　避難所運営責任者等への連絡

①携行品や相談記録など、漏れがないように引き継ぐ。
②避難所運営責任者等の関係者には、引継予定日等を連絡し、チームの入替り後もスムーズに連携できるよう配慮する。

## ５　チームの引上げ

（１）引上げの判断

被災地市町村における支援活動状況や人員確保状況を踏まえ、県と市町村災害対策本部が相談の上、判断する。

なお、チームの引き上げに際しては、要援護者への継続的な支援が行われるよう、現地の福祉関係者等への引継ぎを実施する。

【チーム引上げの判断の目安】
①被災地における避難所の規模の縮小や避難所の減少など避難者生活の見通しが立つ
②被災地における福祉サービスの復旧又は平常化の見通しが立つ

（２）活動の総括

「熊本県災害派遣福祉チーム活動報告書（要綱様式第６号）」【様式８】を県に提出する。

また、以後の支援活動をよりスムーズに実施するため、実際の活動から整理できた課題等を、県へ報告する。

◆参考文献◆

○株式会社富士通総研「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業報告書」平成 24 年 3 月
○熊本県健康福祉部「東日本大震災に係る熊本県災害派遣保健医療チーム活動の記録」平成 24 年 5 月
○熊本県「避難所運営ガイドライン」「避難所運営マニュアル作成モデル」平成 25 年 3 月
○宮城県「宮城県災害時公衆衛生マニュアル」平成 25 年 4 月
○日本公衆衛生協会・全国保健師長会「大規模災害における保健師の活動マニュアル」平成 25 年 7 月
○岩手県災害派遣福祉チーム検討ワーキング会議監修「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」平成 26 年 2 月

# 事業を終えて

• 熊本地震で当法人の事業所も被災し、大変な状況もありました。
その中で熊本地震への支援を一日も休むことなく現在まで継続してきました。

　この支援ができたのは、連携団体及び全国皆様からのご支援と独立行政法人医療福祉機構(社会福祉振興助成)のご助成によるものと感謝申し上げます。

• 昨年度は「避難所・仮設団地へのワンストップ支援事業」更に本年度は「仮設団地から復興に向う住民の支援事業」と2年間の継続する取組みから、東日本大震災とは異なる局地型地震での福祉的支援のあり方が見え始めました。

• 発災時～避難所～仮設団地～復興住宅や新たなコミュニテイーづくりと、そのときに問われる課題がある。一つひとつその課題を、実践から振り返り、万一の次の災害に向けた準備を行わなければならない。

• 自立につながらない支援や「東日本大震災と全く同じ支援」であっては局地型地震での支援のあり方ではない。もっと早く復興へ動かないといけないと思います。

• 連携・協働、被災地での地域包括ケアが問われる。主体は、住民であり、支援者ではない。主体者と支援者、支援者同士の連携・協働がこれからも問われていく。

継続する支援
連携団体　ライフサポートチーム

平成30年3月

特定非営利活動法人コレクティブ
理事長　　川原秀夫

# 仮設団地から復興に向う住民の支援事業
## ～連携・協働を目指して～

独立行政法人福祉医療機構　社会福祉振興助成事業

特定非営利活動法人コレクティブ